

史跡伊達氏梁川遺跡群保存活用計画書

令和7年3月

伊達市教育委員会

序 文

伊達市には、古くは縄文時代から江戸時代まで600を超える埋蔵文化財包蔵地が登録されております。これらの遺跡は、伊達市の歴史を振り返るうえで非常に大切なものであり教育委員会では、平素よりこれらの遺跡の保護・保存に努めております。

その中でも、今回保存活用計画書を刊行いたしました伊達氏梁川遺跡群は、本市の歴史的特色を考える上で欠かせないものです。本史跡は、指定以前は梁川小学校として利用されてきました。また、その一角に所在する庭園は「心字の池」と呼ばれ児童やその保護者、地域の方々に親しまれながらその価値が伝えられてきました。

昭和48（1973）年の梁川小学校創立100周年を契機とし、卒業生などを中心に庭園跡の学術的調査の要望が梁川町へ提出されました。この要望を受け梁川町教育委員会は、学術調査を実施し、庭園跡は復元整備が図られ往時の姿を現在に伝えています。また、この経過の中で昭和57（1982）年3月30日に福島県の史跡及び名勝の指定を受けました。

伊達市では、平成23（2011）年より本史跡の国史跡指定を目指し内容把握のための調査を進め、令和元（2019）年10月16日に歴史的価値が認められ史跡の指定を受けることができました。

今後は、「史跡伊達氏梁川遺跡群保存活用計画」に基づき本史跡を適切に保存し、市民の皆様と共に歴史の一端に触れていただける場になるよう整備・活用に努めてまいりたいと考えております。

おわりに本計画の策定に際し、ご尽力いただきました伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、多くのご理解とご協力を賜りました市民の皆様、ご指導いただきました文化庁、福島県教育委員会などの関係各位に厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

伊達市教育委員会教育長 渡部 光毅

例 言

1. 本書は、福島県伊達市に所在する史跡伊達氏梁川遺跡群の保存活用計画である。
2. 本計画の策定事業は、令和4（2022）年度は市の単独事業として、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度は国庫補助事業として文化財保存事業費国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受け実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、「伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会」を設置し、専門的見地のもと審議を行った。また、文化庁文化財第二課及び福島県教育庁文化財課からの指導・助言を得た。
4. 事業に関わる事務は伊達市教育委員会教育部生涯学習課歴史文化まちづくり係が担当し、関連事業の一部を株式会社イビソク福島営業所に委託した。
5. 本史跡の調査に係る情報は、梁川町教育委員会及び伊達市教育委員会が実施した発掘調査の成果を使用した。また、『梁川城絵図』の掲載については、宮城県図書館の承認を得た。

目 次

第1章	史跡伊達氏梁川遺跡群保存活用計画の沿革・目的	
第1節	計画策定に至る経緯	1
第2節	計画策定の目的	1
第3節	計画の対象範囲	2
第4節	計画策定の組織	4
第5節	他の計画との関係	6
第6節	計画の実施	9
第2章	伊達氏梁川遺跡群を取り巻く環境	
第1節	社会的環境	10
第2節	自然環境	27
第3節	歴史的環境	30
第3章	史跡伊達氏梁川遺跡群の概要	
第1節	伊達氏梁川遺跡群の概要	36
第2節	指定に至る調査経過	43
第4章	史跡の構成要素と本質的価値	
第1節	伊達氏梁川遺跡群の本質的価値	60
第2節	史跡を構成する諸要素	61
第5章	現状と課題	
第1節	保存管理の現状と課題	67
第2節	活用に関する現状と課題	69
第3節	整備に関する現状と課題	71
第4節	運営・体制の整備に関する現状と課題	73
第6章	伊達氏梁川遺跡群の保存活用に関する大綱・基本方針	
第1節	伊達氏梁川遺跡群保存活用に関する大綱	75
第2節	基本方針	75

第7章 保存管理

第1節	保存管理の方向性	76
第2節	保存管理の方法	76
第3節	各要素の保存管理の方法	78
第4節	現状変更に関する取扱指針	80
第5節	指定地外への対応	84
第6節	追加指定の方針	84
第7節	公有化の方針	84

第8章 活用

第1節	活用の方向性	85
第2節	活用の方法	85

第9章 整備

第1節	整備の方向性	88
第2節	整備の方法	88

第10章 運営・体制の整備

第1節	運営・体制の整備の方向性	90
第2節	運営・体制の整備の方法	90

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節	実施計画策定の方向性	92
第2節	計画実施の概要	92

第12章 経過観察

第1節	方向性	95
第2節	方法	95

巻末資料

1. 伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会設置要綱
2. 史跡伊達氏梁川遺跡群ヒアリング調査概要
3. 引用・参考文献

第1章 史跡伊達氏梁川遺跡群保存活用計画の沿革・目的

第1節 計画策定に至る経緯

史跡伊達氏梁川遺跡群（以下、本史跡という。）は、鎌倉時代から戦国時代にかけて伊達地方を本拠とした伊達氏の館跡及び周辺寺社群などからなる都市遺跡群である。令和元（2019）年10月16日に史跡指定を受け、令和5（2023）年3月20日には、都市の北端と南端に置かれた宗教施設である堂庭遺跡・岩地藏遺跡が追加指定を受けた。

梁川城跡は、昭和53（1978）年から昭和56（1981）年にかけて梁川町史編纂事業に伴い庭園跡及び館内部の建物跡等の確認を目的とした発掘調査が実施されている。この調査により現存する庭園は、中世伊達氏により作庭されたものであることが明らかとなった。また、主殿や会所と推定される掘立柱建物跡が確認され、中世伊達氏の館の内部構造が明らかとなった。この調査に基づき昭和56（1981）年には、庭園の復元整備が進められ、往時の姿を今に伝えるに至っている。また、調査や庭園の復元整備により遺跡の価値が明らかとなり、昭和57（1982）年に「梁川城跡及び庭園」として福島県の史跡及び名勝の指定を受けた。この経過を踏まえ、伊達市教育委員会では、伊達市（以下、本市という。）の歴史的特色を端的に示し、また、南奥州における大名権力形成を考える上でも重要な遺跡と捉えられることから史跡指定を目的とし内容確認調査を実施した。調査の結果、中世の都市景観が良好な状態で遺存していることが明らかとなり、史跡として指定を受けるに至っている。

本市は、本史跡の史跡指定を受けて今後の取組として「地域の一体感や誇りを醸成し、地域コミュニティの維持・再生に結び付ける」とともに「史跡名勝等にテーマ性を持たせたルートづくりを進め、観光資源としての整備を進める」ことを目指し、「史跡伊達氏梁川遺跡群保存活用計画」（以下、本計画という。）を策定することとした。

第2節 計画策定の目的

本計画は、本史跡の保存及び活用について組織的に取り組むための共通事項を示し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにすることを目的に策定するものである。

本史跡は、本市の歴史的特色を示す重要な遺跡群であることから、史跡を確実に保存し、且つ適正に後世へと伝えていくためその本質的価値及び構成要素を明確化し、状況に応じた適切な保存管理を実施するための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定を行うものとする。

また、史跡の適正な保存管理とともに多くの人々が、中世伊達氏を中心とした本市の特色ある歴史に触れ、親しむ場としての整備及び活用を図ることを目的に策定するものである。

第3節 計画の対象範囲

1. 計画対象範囲

本史跡は、堂庭遺跡から岩地藏遺跡まで直線距離で約1.7kmの範囲で展開している。本史跡は、伊達氏館跡を中心に周辺寺社等からなる遺跡群であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である梁川城跡・堂庭遺跡・岩地藏遺跡の一部が指定されている状況となっている。明治期の地籍図では、この範囲内に街路に沿う形で方形の区画が多数認められ、この区画が、中世都市梁川を構成した街区に当たるものと考えられている。また、この街区の一部が史跡の範囲となる。

本計画の対象範囲は、史跡指定地とする。但し、中世都市遺跡という性格も踏まえ今後の調査等の進展により、史跡周辺範囲において本質的価値が明らかとなった場合には追加指定を行う必要があるため、今後保護を要する範囲も考慮したものとする。

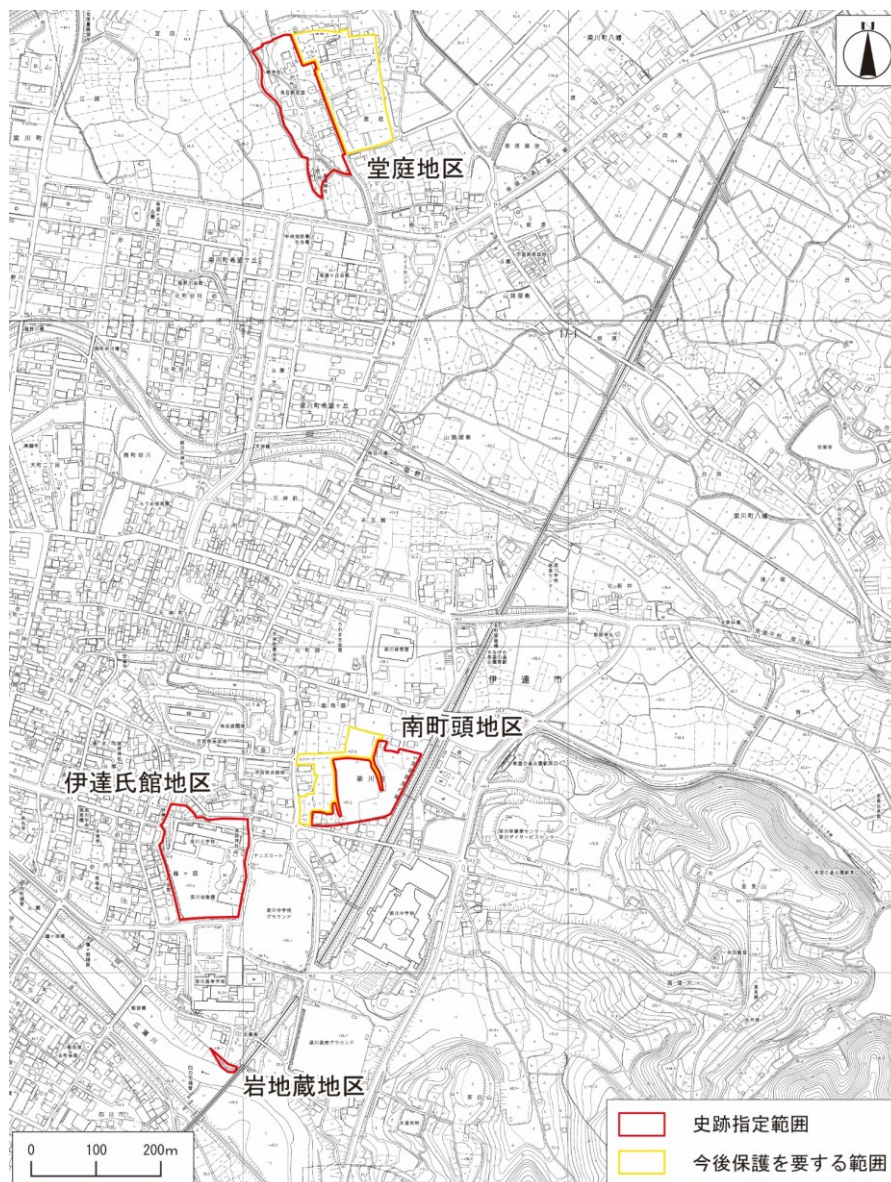


図1 計画対象範囲図

2. 地区区分

史跡指定地は、南北約 1.7km、東西約 0.5km の範囲に所在している。また史跡指定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である梁川城跡・堂庭遺跡・岩地藏遺跡内に包含され、更に福島県指定史跡及び名勝が重複した状況となっている。周知の埋蔵文化財包蔵地及び福島県指定史跡及び名勝との明確な区分を図るため、史跡指定地については「伊達氏館地区」・「南町頭地区」・「堂庭地区」・「岩地藏地区」の名称を付し、周知の埋蔵文化財包蔵地及び福島県指定史跡及び名勝との区分を図ることとする。また、以下では、表 1 に基づき種別に応じて呼称することとする。

表 1 地区区分

名称	地区区分				
周知の埋蔵文化財包蔵地	梁川城跡			堂庭遺跡	岩地藏遺跡
史跡指定地	伊達氏館地区	南町頭地区	—	堂庭地区	岩地藏地区
県指定史跡及び名勝「梁川城跡及び庭園」	本丸部 ・本丸土塁 ・庭園部	—	北三の丸部	—	—
県指定史跡及び名勝「旧梁川亀岡八幡宮並びに別当寺境域」	—	—	—	地区区分なし	—

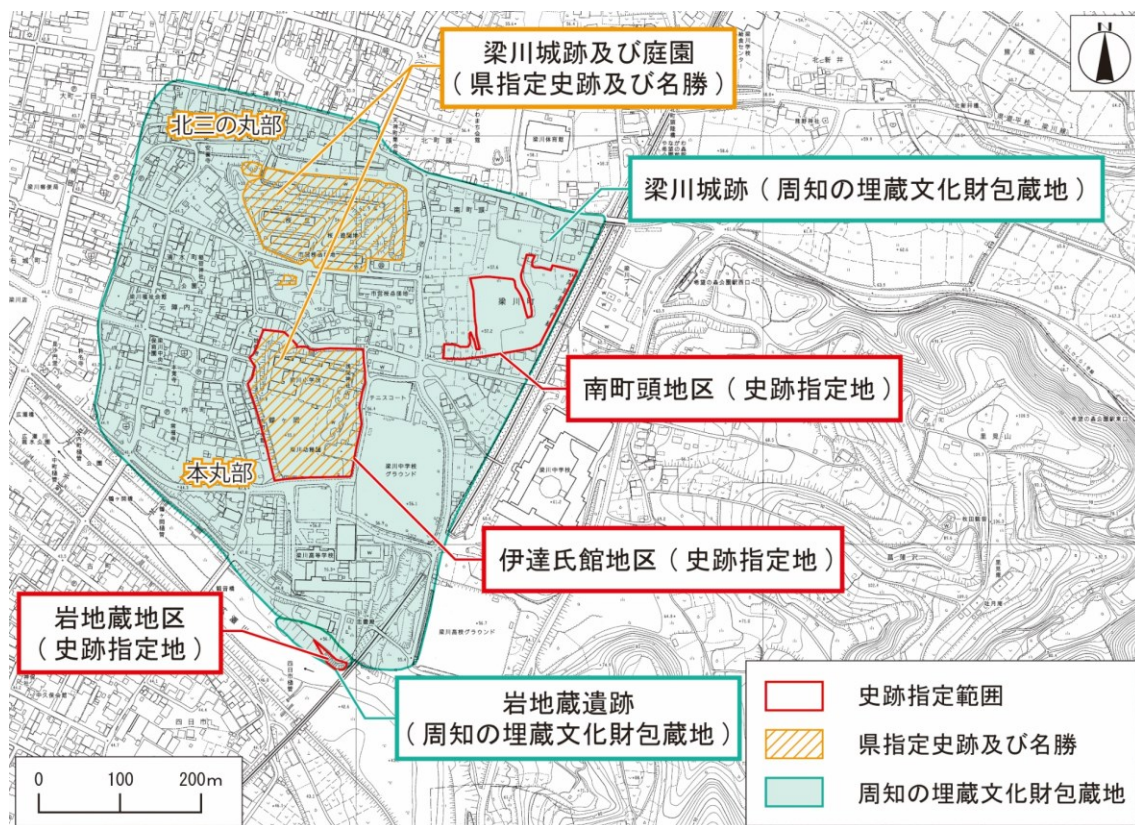


図 2 伊達氏館地区・南町頭地区・岩地藏地区周辺図

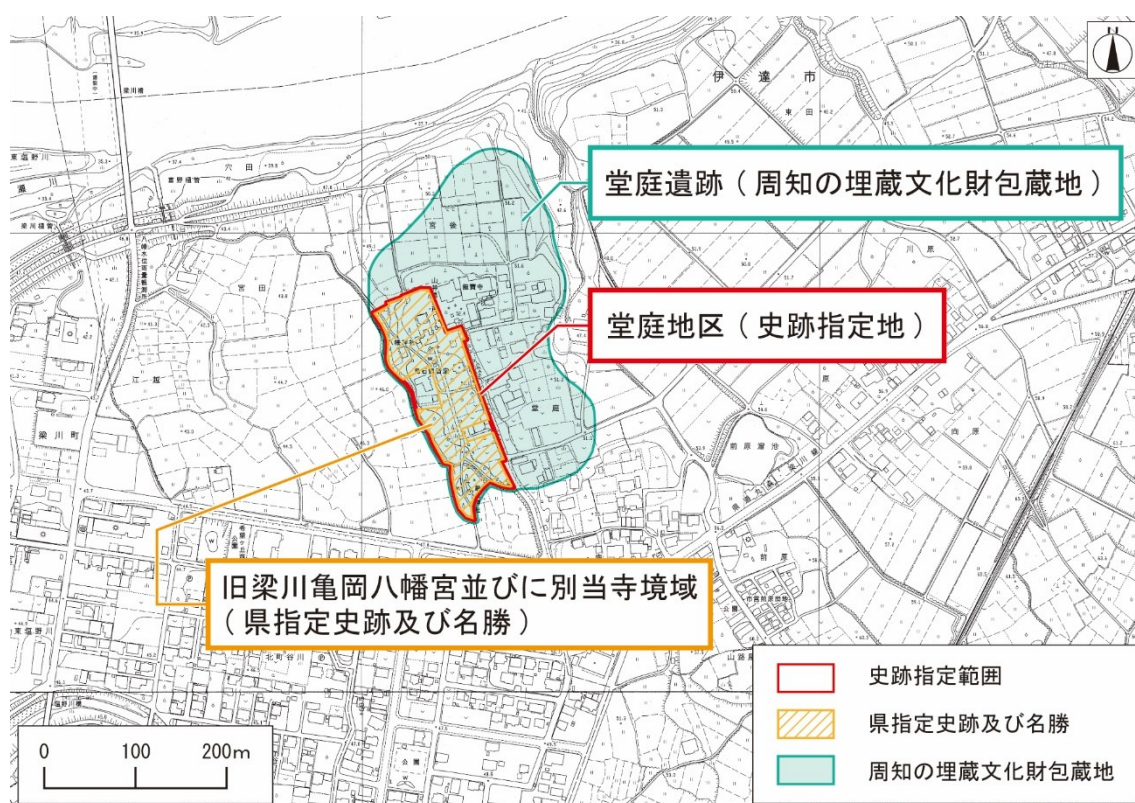


図3 堂庭地区周辺図

第4節 計画策定の組織

伊達市教育委員会では、本史跡の保存、管理、整備及び活用に関し、本計画を策定するため、伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会（以下、委員会という。）を設置した。委員は、考古学、庭園史、歴史学の分野から選定し、令和4（2022）年10月1日付で委嘱した。

【伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会委員】

区分	氏名	役職、経歴等	分野
委員長	小野 正敏	一乗谷朝倉氏遺跡資料館特別館長	考古学
副委員長 （～令和6年9月30日） 委員 （令和6年10月1日～）	八巻 善兵衛	元伊達市文化財保護審議会委員	地域史
委員 （～令和6年9月30日） 副委員長 （令和6年10月1日～）	飯村 均	元福島県文化振興財団 福島県文化センター副館長	考古学
委員	阿部 浩一	福島大学人文社会学群 行政政策学類教授	歴史学
委員	鈴木 功	白河市文化財課文化財専門研究員	行政経験者
委員	藤井 英二郎	福島県文化財保護審議会委員	庭園史
委員 （令和6年4月1日～）	渡邊 武	梁川町歴史文化財保存協会 理事長	有識者

区分	氏名	役職、経歴等
指導・助言 (令和4年度)	野木 雄大	文化庁文化財第二課文化財調査官（史跡部門）
指導・助言 (令和5年度～)	滑川 敦子	文化庁文化財第二課文化財調査官（史跡部門）
指導・助言	山本 友紀	福島県教育庁文化財課文化財主査
指導・助言	佐久間 裕之	福島県教育庁文化財課文化財主査

○第1回 伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会

日 時：令和4（2022）年12月23日（金）13時30分～ 伊達市役所東棟201会議室

議 事：委員長・副委員長選出

計画策定に至る経過及び事業スケジュールについて

保存活用計画の目次について

○第2回 伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会

日 時：令和5（2023）年8月25日（金）13時30分～ 伊達市役所東棟405会議室

議 事：今後の事業スケジュールについて

保存活用計画第3章及び第5章について

○第3回 伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会

日 時：令和6（2024）年1月30日（火）13時30分～ 保原中央交流館 第2研修室

議 事：目次の修正について

保存活用計画第1章～第6章の内容の確認について

○第4回 伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会

日 時：令和6（2024）年9月3日（火）13時30分～ 伊達市役所東棟3階 庁議室

議 事：今後の事業スケジュールについて

保存活用計画素案について

○第5回 伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会

日 時：令和7（2025）年1月16日（木）14時30分～ 伊達市役所東棟201会議室

議 事：保存活用計画書の確認について

今後の事業スケジュールについて

第5節 他の計画との関係

本市では、将来どのようなまちを目指し、そのためどのようなことに取り組むかを計画化するため伊達市第3次総合計画（以下、総合計画という。）を定め、本市の最上位の計画として位置づけている。また、総合計画では、これからの10年間のまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする姿勢を定めている。その内容は以下の5項目となる。

- ・『若者の定着と還流』を促す
- ・『緑と歴史文化』とともに生きる
- ・『未来を拓く子ども』を大切にする
- ・『すべての人の健幸』を築く
- ・『人と人とのつながり』を大切にする

【伊達市第3次総合計画の基本姿勢】

この基本計画のもと、本市の将来像を「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市」とまとめている。

また、基本目標として6本の目標を掲げ、このうち目標3「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」では、施策項目3-5として「歴史・文化財・芸術文化」を位置づけている。総合計画前期基本計画では、施策項目3-5-4「文化財の保存活用」の取組として「史跡保存活用計画を策定し、史跡整備を適切に進め、重要文化財についても保存活用計画を策定し、活用及び適切な維持管理に努めます」としている。

また、平成28（2016）年3月に策定された伊達市都市計画マスタープランの基本構想の中で、「ふるさとの自然や歴史文化を誇り、継承する都市づくりを目指します。」とした都市づくりの目標を掲げている。

以上の計画の中で、本史跡は、本市の主要な歴史遺産であると同時に地域活性化に関連する各種事業を実施するにあたり主要要素の一つとなるものである。今後は、他の関連する計画との連携を図りながら、本計画を運用する必要がある。

1. 主要関連計画

伊達市第3次総合計画 前期基本計画
政策3 未来を拓く人を育む教育・文化のまち
3-5-4 文化財の保存・活用
① 既存の指定文化財の適正な保存・活用に努め、未指定の文化財についても調査を推進し、重要なものについては市・県指定化を図ります。 ② 史跡保存活用計画を策定し、史跡整備を適切に進め、重要文化財についても保存活用計画を策定し、活用及び適切な維持管理に努めます。 ③ より多くの人々が本市の文化財にふれることができるよう、説明板の設置、文化財をめぐるルートの設定及びそれに応じた環境整備を行います。

伊達市教育大綱
(5) 歴史・文化財・芸術文化
貴重な歴史文化・文化財の継承と活用
先人たちから大切に引き継がれてきた地域の貴重な歴史文化遺産と豊かな自然環境を守り、継承していくことは、郷土への愛着と誇りを高めることにつながります。 そのため、市民が歴史遺産や文化資源を身近に感じ、親しむことができるよう、主に次の4つのことに取り組みます。 ・地域の歴史文化の保護と継承 ・収蔵公開施設の整備と文化財の保存・活用 ・史跡「伊達氏梁川遺跡群」の保存活用計画の策定 ・史跡等を活かした歴史観光と情報発信の推進

伊達市都市計画マスタープラン
都市づくりの目標3
ふるさとの自然や歴史文化を誇り、継承する都市づくりを目指します。
分野別まちづくり方針5 水と緑・景観まちづくり方針
・梁川城跡周辺、梁川亀岡八幡神社周辺、懸田城跡周辺、高子沼・高子岡城跡周辺、信仰心を今に伝える岳林寺十六羅漢像などの貴重な史跡・文化財等の維持・保全を図ります。 ・国の名勝、日本百景、うつくしま百名山に指定される霊山は、周辺の多くの遺構も含め維持・保全を図るとともに、名峰霊山の景観および歴史的価値の保全と活用、PRの充実を図ります。

福島県文化財保存活用大綱
県全体の理念 地域の文化財をみんなで知って守り、活用して伝え、歴史と文化の豊かさを実感できる魅力あふれる“ふくしま”へ
基本方針 ・新たな文化財の掘り起こし ・文化財の確実な保存と継承 ・地域に根ざした文化財の活用の取組 ・文化財を通じた地域への愛着と誇りの育み ・文化財を通じた地域創生 ・東日本大震災からの復興と防災強化 ・関係機関との連携強化

2. その他関連する計画

・「伊達氏ゆかりの史跡整備計画」（平成25（2013）年3月）

本計画では伊達氏に関連する史跡等を「伊達物語」のテーマのもとネットワーク化を図り特色ある資源の顕在化と学ぶ機会の創出、史跡資源周辺を周遊する散策空間の整備、PR・イベント等の展開を推進し、景観まちづくりへの活用を図るとしている。

・「梁川歴史と文化のまちづくり基本構想」（平成25（2013）年3月）

梁川城跡を中心とし、城下における土蔵群を活用した「まちの駅」の整備、（仮）伊達市歴史博物館の整備などの歴史・文化施設の整備、「伊達物語」を探访する散策歩行空間やアクセス道路などの交通基盤や景観整備を推進するとしている。また、宮脇遺跡（霊山寺跡）や梁川城跡など、本市の貴重な文化財や史跡を調査し、その維持・保全に向け、歴史文化遺産収蔵庫および博物館の建設を検討するとしている。

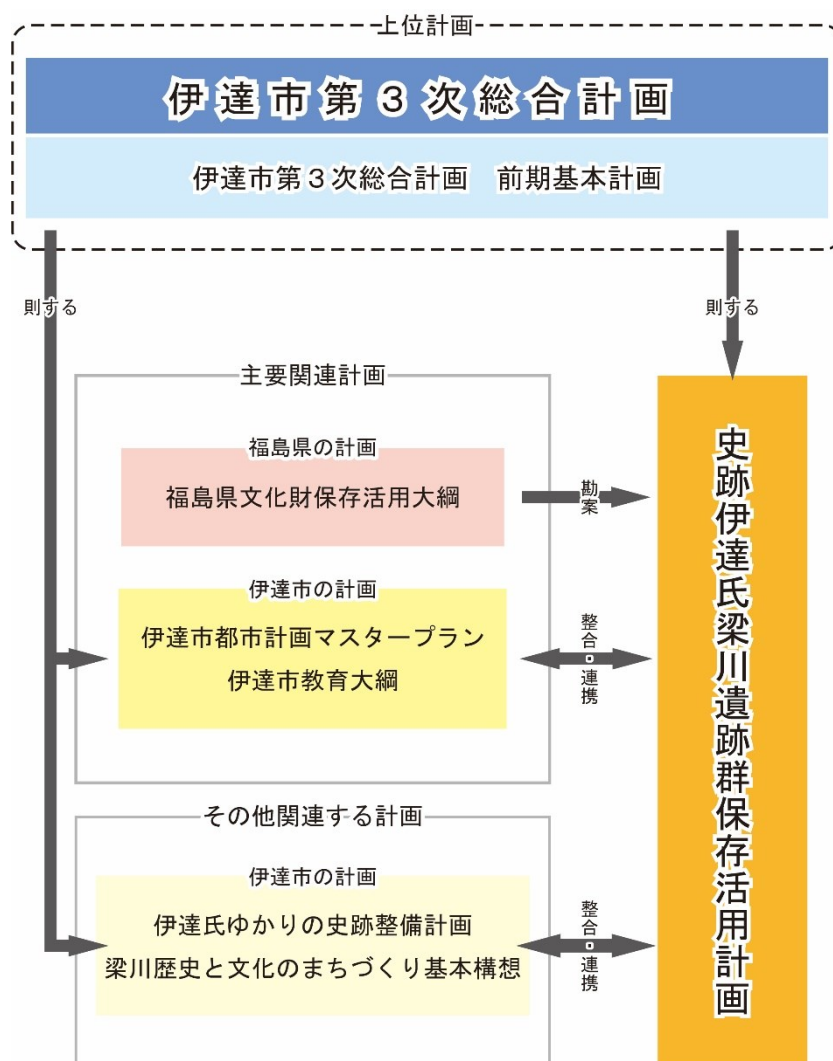


図4 関連計画図

第6節 計画の実施

本計画の実施は、令和7（2025）年4月1日からとし、計画期間は、令和7（2025）年4月1日から令和17（2035）年3月31日までの10年間を目安とする。また、今後の史跡整備計画やこれに伴う学術調査の実施、社会環境の変化等も踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行うものとする。

第2章 伊達氏梁川遺跡群を取り巻く環境

第1節 社会的環境

1. 伊達市の沿革

本市は平成18(2006)年1月1日に伊達町・梁川町・保原町・霊山町・月舘町が合併し発足した。

合併にあたり、平成12(2000)年10月3日、広域行政・広域連合に関する調査研究及び行財政の状況分析・研究のため伊達郡内の9町長で構成する「伊達地方広域行政推進調査会」及び各町関係課で構成する「伊達地方広域行政推進調査委員会」を設置した。その後、平成15(2003)年7月4日に伊達町、桑折町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町の9町で「伊達地方任意合併協議会」を設立したが、調整・協議を重ねていく中で、川俣町、飯野町、桑折町、国見町は離脱となり、平成17(2005)年1月24日の臨時議会で、伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の5町により「伊達5町合併協議会」が設置された。以降、調整・協議が進められ、平成17(2005)年3月9日に廃置分合(合併)及び関連議案の議決、3月23日に福島県知事に合併申請書を提出、7月6日に福島県議会において廃置分合議案が議決、7月7日に福島県知事は伊達5町の廃置分合を決定、同日付けで総務大臣に市町の廃置分合の届出を行った。8月8日には総務大臣による伊達町、梁川町、保原町、霊山町及び月舘町の廃置分合の告示がなされ、平成18(2006)年1月1日に「伊達市」の発足が正式に決定した。

本市発足から5年後の平成23(2011)年3月には、東北地方太平洋沖地震が発生し、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故、令和元(2019)年の東日本台風、令和3(2021)年及び令和4(2022)年の福島県沖地震の発生など近年多くの自然災害に見舞われた。このような中、指定文化財も多くの被害を受け、修復・公開に向けた事業を進めていくことが必要である。

2. 伊達市の概要

(1) 地勢

本市は、福島県北部、中通り地区最北端に位置し、東は相馬市及び相馬郡飯舘村、西は福島市及び伊達郡桑折町ならびに同郡国見町、南は伊達郡川俣町、北は宮城県白石市及び宮城県伊具郡丸森町と接している。市域は東西22.3km、南北25.0kmで総面積265.1km²を測る。本市は、福島盆地北部の平野部と阿武隈高地からなる南部の山地に大別でき、このうち北部の平野部は、阿武隈川が東西に横断し保原地域と本史跡が属する梁川地域に分かれている。一方、本市の南部は南北に500mから800m程の阿武隈高地が連なる霊山^{りょうぜん}地域と月舘地域が位置し、当該地域は小河川による谷戸状の地形が複雑に入り組んでいる。また、本市と相馬市にまたがる部分には、貞観元(859)年に比叡山の慈覚大師円仁が開山したとされる「霊山」がある。

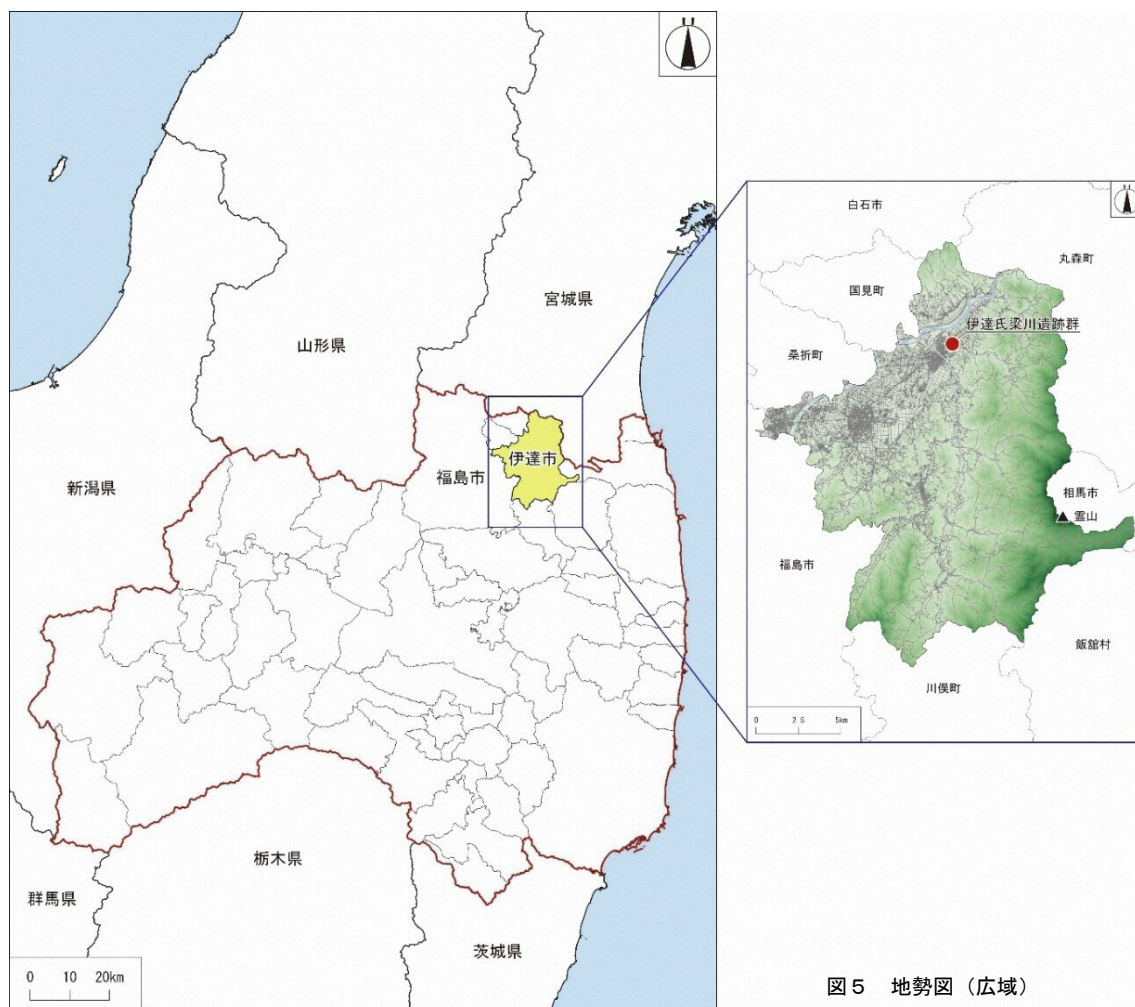


図5 地勢図（広域）

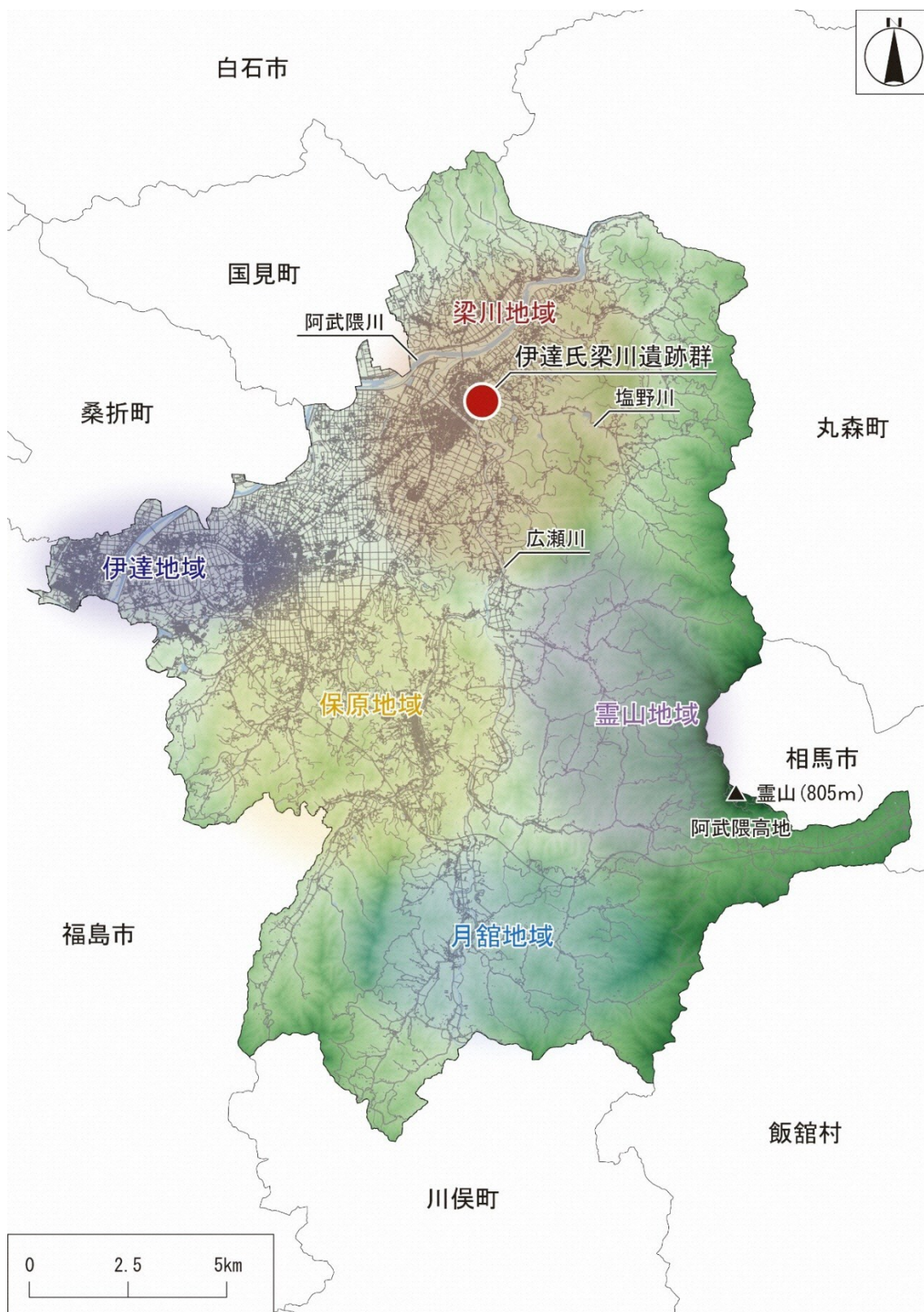


図6 地勢図（市域）

(2) 人口

本市の人口は昭和 60 (1985) 年以降減少が進み、令和 2 (2020) 年の国勢調査の結果、統計を取り始めて以降初めて 6 万人を下回る 58,240 人となった。なお、本市の将来人口予測では、令和 7 (2025) 年に 55,617 人、令和 17 (2035) 年に 48,383 人であり、今後も人口減少は進んでいくと考えられている。

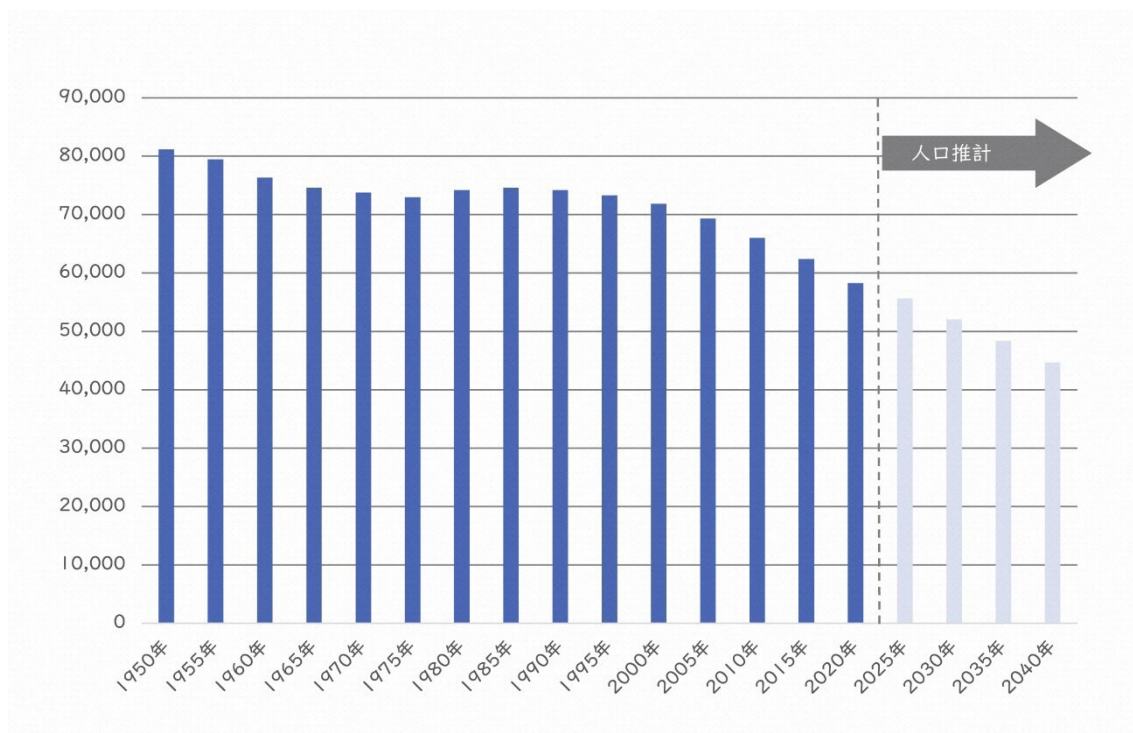


図7 人口推計 (『伊達市人口動向分析・将来人口推計』を基に作成)

(3) 産業

本市の産業は第1次産業が基幹であり、桃、りんご、あんぽ柿は全国有数の産地である。

一方、伊達市産業別従業者数では、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にある。



写真1 あんぽ柿

（４）観光

本市には、霊山周辺の豊かな自然や阿武隈高地に抱かれた懐かしい里山景観、伊達氏発祥の地に継承される多くの文化財や本市の歴史文化の特徴である養蚕の文化など、豊富な文化・観光資源が存在しており、年間多くの来訪者がある。

今後、東北中央自動車道の全線開通等により本市への来訪者は増加するものと考えられており、本史跡を活用した観光振興を検討していく必要がある。



写真２ 霊山（伊達市 HP より引用）



写真３ 道の駅「伊達の郷りょうぜん」
（道の駅 HP より引用）

（５）交通

本市は、ＪＲ東北新幹線福島駅、東北自動車道飯坂インターチェンジから約 30 分の交通至便な位置にある。特にＪＲ東北本線や阿武隈急行線、国道 4 号や国道 349 号、国道 399 号など、多くの交通路が交わる要衝地であり、現在整備が進められている東北中央自動車道（相馬福島道路）に係る市内 4 箇所のインターチェンジが完成することで、一層本市の交通機能は充実するものとする。

一方、市内交通はバス利用者の減少等が課題となっていたが、デマンドタクシーの取組など、市内交通機関の利便性の向上が推進されている。

本史跡は、東北自動車道国見インターチェンジから約 15 分、阿武隈急行線やながわ希望の森公園前駅から徒歩約 10 分の位置にあるなど、来訪者にとっても交通の便に優れた位置にあり、本史跡の活用上の優位性を示すものとして評価できる。

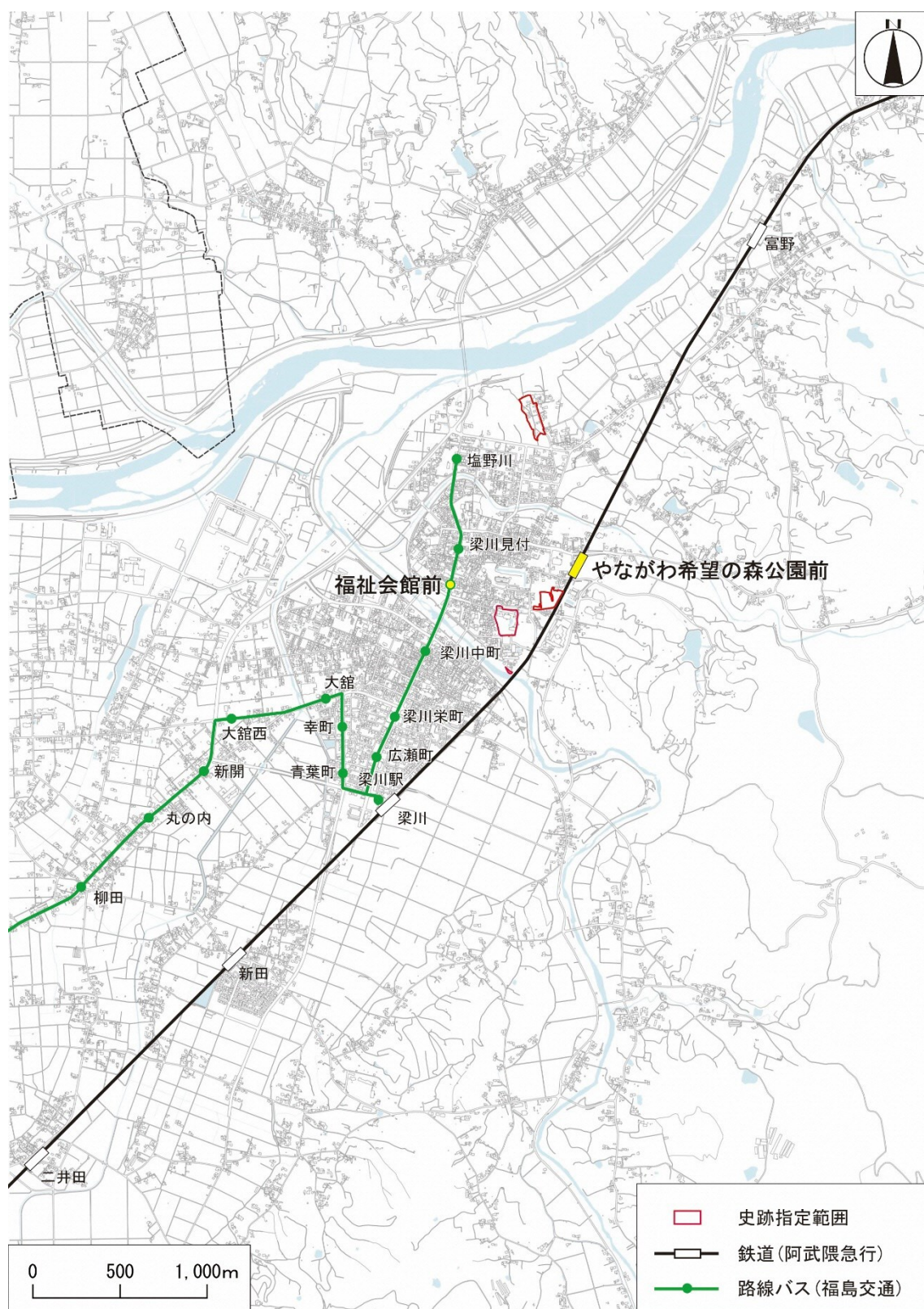


図8 本史跡周辺の交通図

3. 指定地の状況

(1) 指定地内土地利用形態

本史跡は、「伊達氏館地区」、「南町頭地区」、「堂庭地区」、「岩地蔵地区」の4地区からなる。各地区には様々な土地利用形態が存し、各土地所有者等による日常管理等が行われている。

本史跡の土地所有者は、個人、宗教法人（寺社）、伊達市、国（国土交通省）であり、地目としては、田、畑、原野、山林、境内地、宅地、公衆用道路、里道、堤、白地が存在する。

各地区の土地利用形態の状況は以下のとおりである。

表2 史跡指定地内地区別土地利用形態ならびに面積内訳

地区名	土地利用形態			面積(㎡)	面積計(㎡)
伊達氏館地区	市有地	学校用地	13 筆	20,644.00	20,669.84
		公衆用道路	1 筆	25.84	
南町頭地区	個人	農地	17 筆	8,702.00	8,874.2
	市有地	法定外公共物	—	172.20	
堂庭地区	個人	農地	16 筆	4,874.00	17,953.15
	宗教法人		1 筆	59.00	
	個人	宅地	1 筆	380.16	
	市有地		2 筆	1,419.58	
	宗教法人	原野	1 筆	89.00	
		山林	1 筆	502.00	
		境内地	4 筆	10,033.90	
	市有地	公衆用道路	9 筆	49.54	
		法定外公共物	—	545.97	
岩地蔵地区	国有地	河川（堤、白地）	—	404.78	404.78
合計				47,901.97	47,901.97

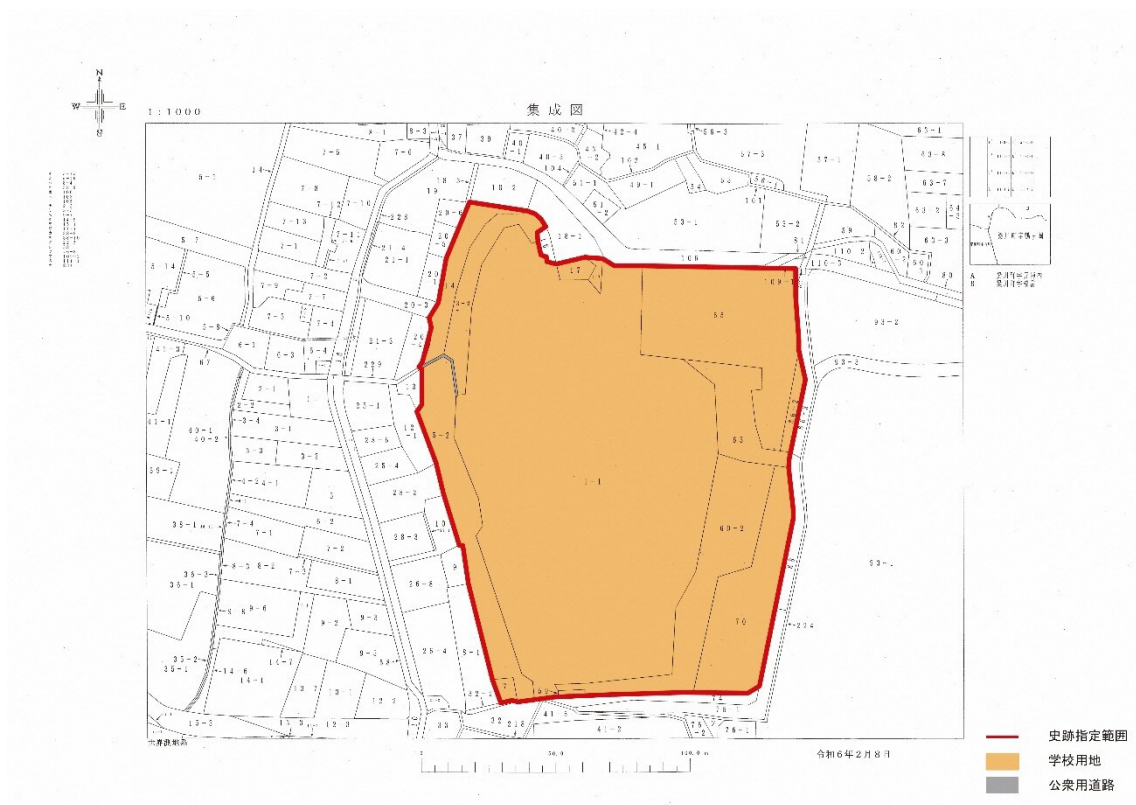


図9 伊達氏館地区 土地利用形態



図10 南町頭地区 土地利用形態

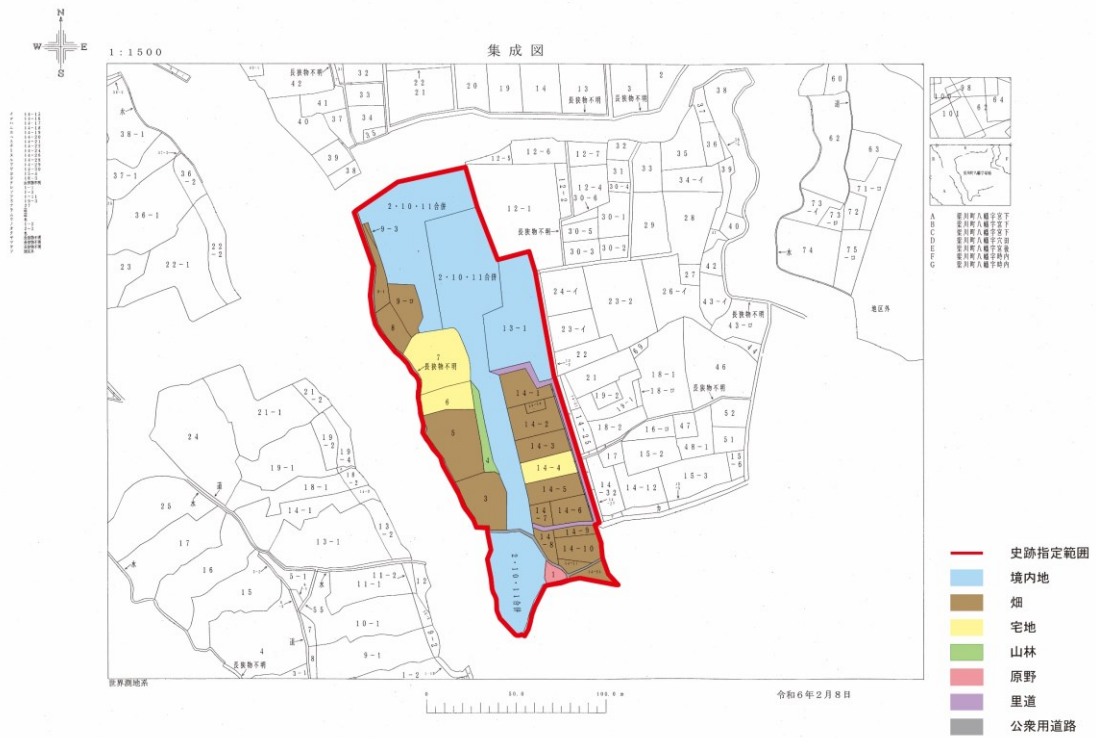


図 11 堂庭地区 土地利用形態



図 12 岩地藏地区 土地利用形態

(2) 指定地内土地所有状況

史跡指定地全体の土地所有状況の比率としては、個人所有地 29.13%、宗教法人所有地 22.30%、市有地 47.72%、国有地 0.85%である。

表3 本史跡の土地所有状況

土地所有状況	面積 (㎡)	指定地内比率 (%)
個人	13,956.16	29.13
宗教法人	10,683.90	22.30
市有地	22,857.13	47.72
国有地	404.78	0.85
合計	47,901.97	100.00

表4 地区別土地所有状況

地区	土地所有状況	面積 (㎡)	地区別比率 (%)
伊達氏館地区	個人	0	0.00
	宗教法人	0	0.00
	市有地	20,669.84	100.00
	国有地	0	0.00
	合計	20,669.84	100.00
南町頭地区	個人	8,702.00	98.06
	宗教法人	0	0.00
	市有地	172.2	1.94
	国有地	0	0.00
	合計	8,874.2	100.00
堂庭地区	個人	5,254.16	29.27
	宗教法人	10,683.90	59.51
	市有地	2,015.09	11.22
	国有地	0	0.00
	合計	17,953.15	100.00
岩地藏地区	個人	0	0.00
	宗教法人	0	0.00
	市有地	0	0.00
	国有地	404.78	100.00
	合計	404.78	100.00

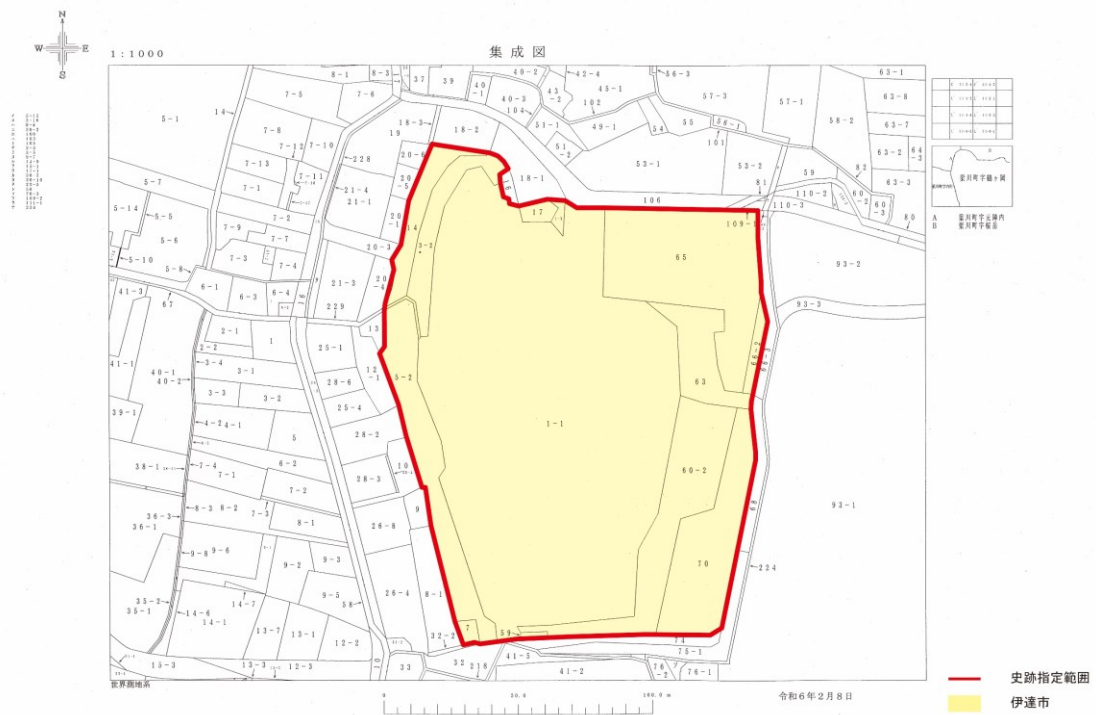


図13 伊達氏館地区 土地所有状況



図14 南町頭地区 土地所有状況



図 15 堂庭地区 土地所有状況



図 16 岩地藏地区 土地所有状況

(3) 法的規制

史跡指定地内には、土地形態に係る様々な法的規制が存在することから、本史跡の保存・活用を進める場合には、「文化財保護法」以外にも関係法令等との調整等が必要である。

本史跡の保存・活用に係る法規制は以下のとおりである。

表 5 本史跡の保存・活用に係る法的規制

関係法令	内容
文化財保護法	・法第 115 条第 1 項に基づき、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置する必要がある。 ・史跡整備等、指定地内で史跡の現状を変更する行為をしようとするときは、法第 125 条第 1 項に基づき文化庁長官に許可を受ける必要がある。 ・土地所有者等が住宅の建設など、史跡の現状を変更する行為をしようとするときには、文化庁長官への届出ならびに許可が必要である。 ・所有者が行う日常の維持管理活動（日常生活及び農作業等）等、史跡に与える影響が軽微と判断できる行為の許可は、伊達市教育委員会に権限委譲されている。 ・史跡の周辺において地方公共団体以外が発掘調査を行う場合には法第 92 条の規定により、必要な書類を発掘に着手しようとする 30 日前までに福島県教育委員会に届け出なければならない。 ・史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発行為を行う場合、法第 93 条第 1 項及び第 94 条第 1 項の規定により必要な書類を 60 日前までに福島県教育委員会に提出する必要がある。
農地法	・市が指定地の農地を公有化し、その現状を変更する場合には、法第 5 条第 1 項に基づき農地転用を行い地目変更する必要がある。
農業振興地域の整備に関する法律	・市が、指定地内の農地で史跡整備を目的に土地を使用する場合は、法第 13 条に基づき農用地区域から農振白地地域へ変更が必要である。
都市計画法	・法第 29 条に基づく市街化区域内での開発行為は都市計画に適合する必要がある。また、史跡整備が法第 34 条における市街化調整区域の開発行為に該当すると認められる場合に限り、市街化調整区域の適用除外、都道府県知事への開発許可申請も不要となるが、事前に所管機関との調整等が必要である。

関係法令	内容
建築基準法	・史跡整備にあたり、周辺道路の幅員が4 mに満たない道路は法第42条第2項に基づきセットバック（後退距離）が必要となる場合がある。 ・本史跡内の建築物は、文化財保護法で指定・仮指定された建築物（重要文化財建造物）に該当しないため、建築基準法対象建造物となる。ただし、市指定文化財建造物については伊達市文化財保護条例に基づく取扱が必要となる。 ・整備した建築物内で恒常的に火器を使用した体験活動等（例、囲炉裏や竈を利用した炊飯・燻蒸等）を行う場合、法第28条第3項及び建築基準関係規定による取扱及び建築確認申請等が必要となる。
消防法	・本史跡内の建築物は消防法の対象となる。また、開発面積によっては法第20条第2項に規定する消防水利の確保等が必要となる場合がある。
河川法	・一級河川では法第24条に基づき、流水の占用・土地の占用・土石等の採取・工作物の新築等・土地の掘削等の許可、竹木の流送等の禁止といった河川の利用に係る制限又は許可等の行為制限がかかる。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・法第28条で規定される鳥獣保護区内では、狩猟が認められない等の行為制限がかかる。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・法第7条で規定される土砂災害警戒区域内では、警戒避難体制の整備、ハザードマップの配布、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を行う必要がある。
伊達市法定外公共物の管理に関する条例	・史跡整備等で里道の整備及び廃止等をする場合は、条例に基づき適切に対応する必要がある。

また、指定地内にある宗教施設について史跡整備に係る修復等を行う場合、「政教分離原則」に抵触すると判断される行為等は禁止されており、事前に内容を検討する必要がある。

【文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地】

史跡指定地は文化財保護法第 125 条に基づき、史跡の現状変更及び保存に影響する行為等は原則としてできない。また、本史跡とその周辺には「周知の埋蔵文化財包蔵地」が所在しているため、開発行為を行う場合は文化財保護法第 93 条・第 94 条に基づく福島県教育委員会への事前の届出が必要である。

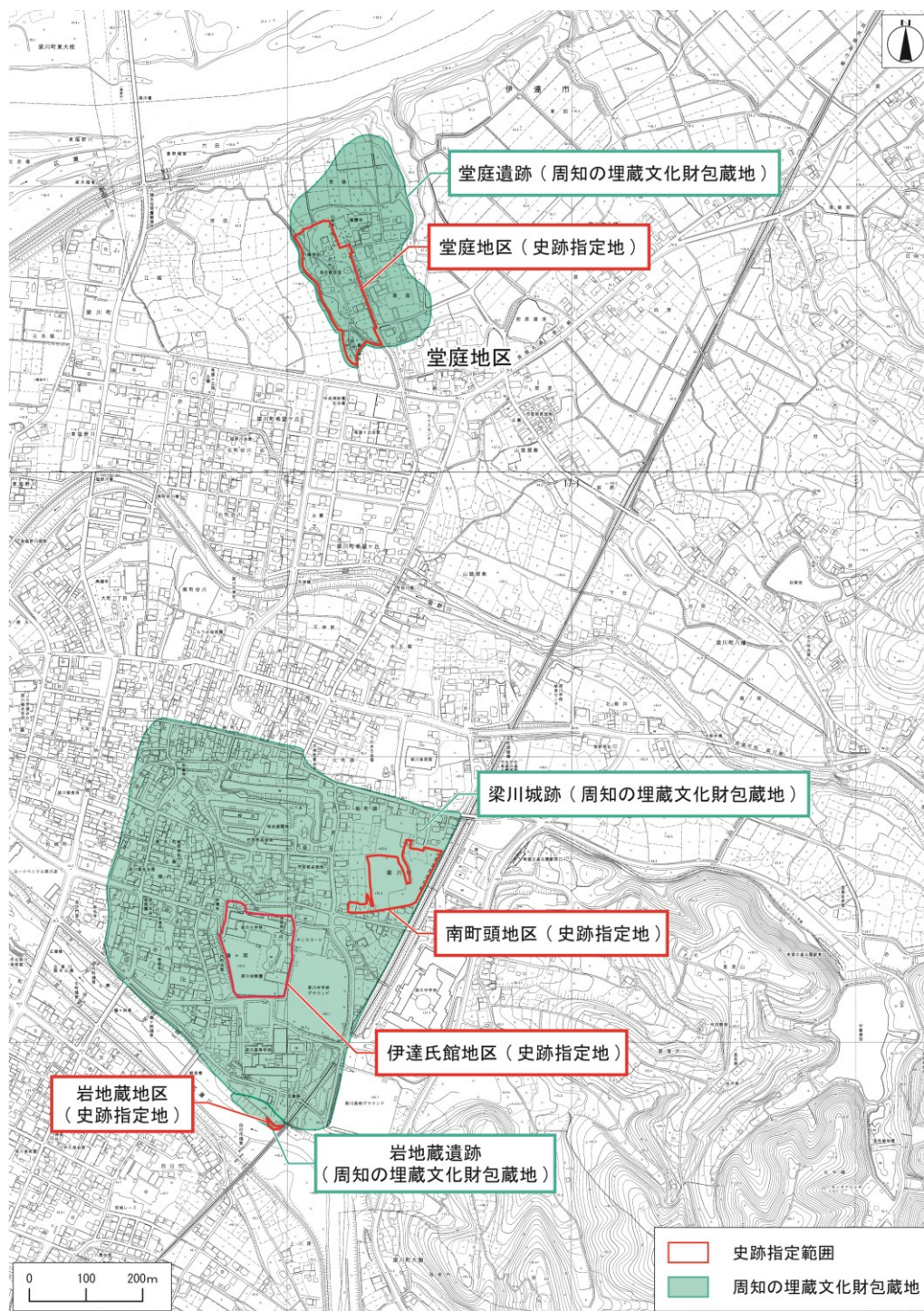


図 17 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲図

【都市計画法及び建築基準法に係る用途地域】

史跡指定地のうち伊達氏館地区、南町頭地区、岩地蔵地区は、本市の都市計画区域である桑折町及び国見町を含む県北都市計画区域（伊達地域全体、梁川地域及び保原地域の一部）の市街地区域に含まれ、用途地域は第一種中高層住居専用地域に該当する。なお、堂庭地区は市街化調整区域に含まれている。

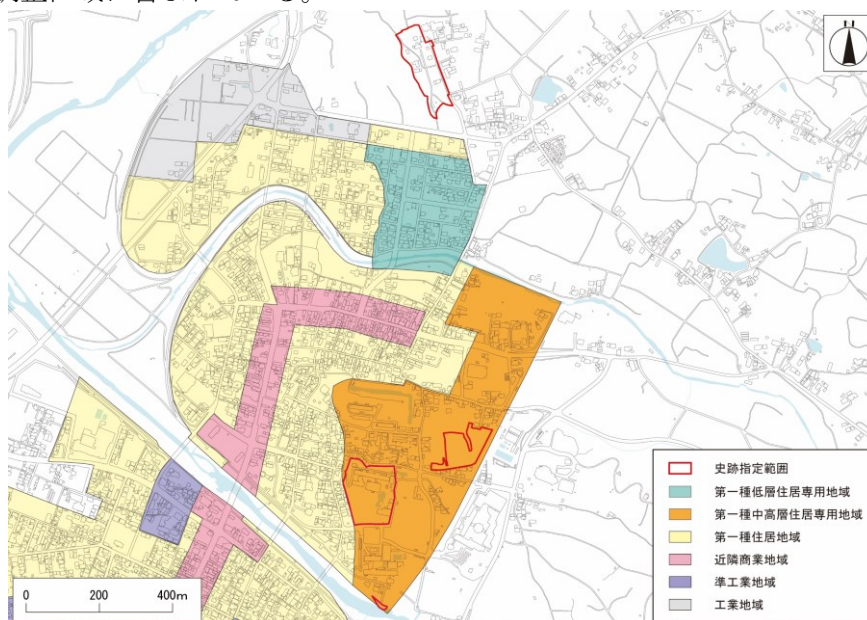


図 18 用途地域図（国土数値情報のデータを基に作成）

【農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に係る農地】

史跡指定地のうち南町頭地区、堂庭地区、岩地蔵地区が農用地区域及び農業地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域）に含まれ、地目及び現況が農地である土地が存在する。

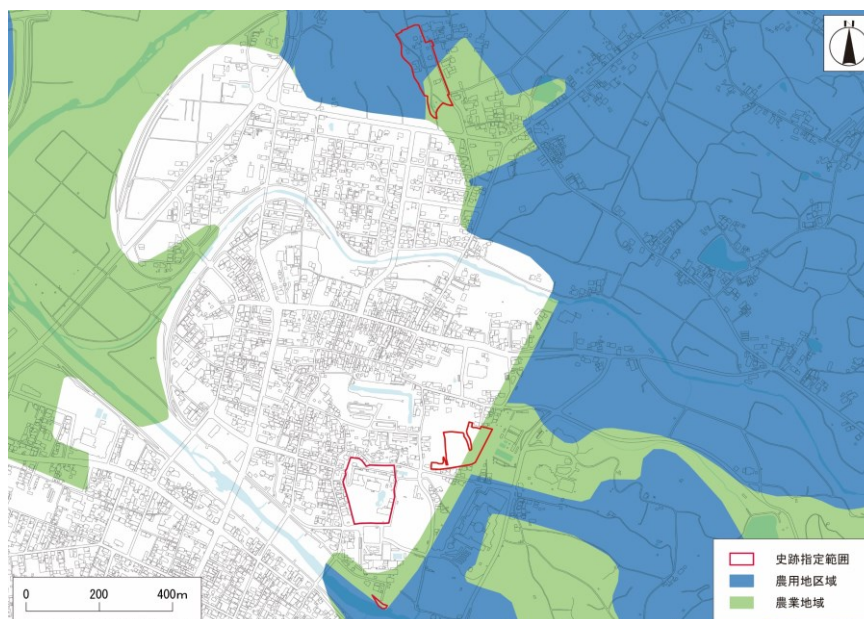


図 19 農業地域図（国土数値情報のデータを基に作成）

【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】

史跡指定地のうち、堂庭地区、伊達氏館地区、岩地藏地区が鳥獣保護区に含まれている。

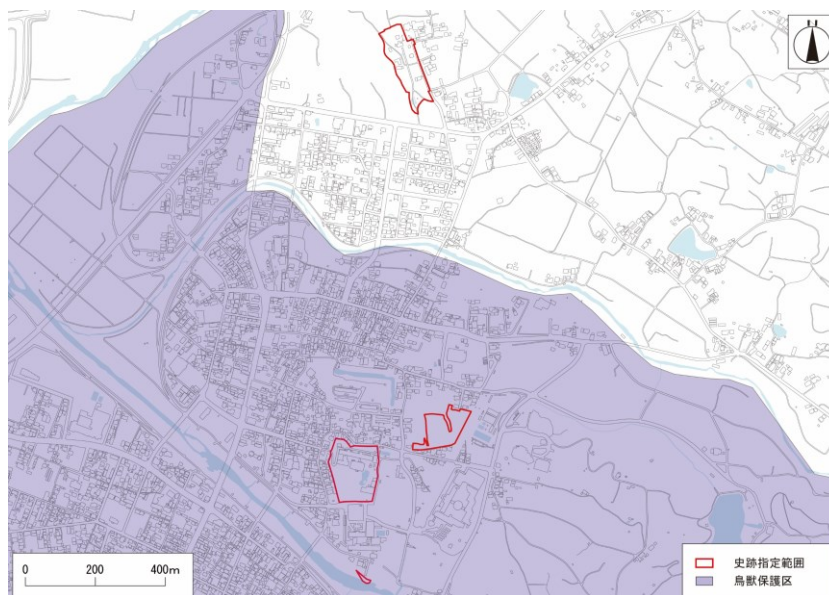


図 20 鳥獣保護区

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

史跡指定地のうち、伊達氏館地区の急傾斜地部分が土砂災害警戒区域に含まれている。

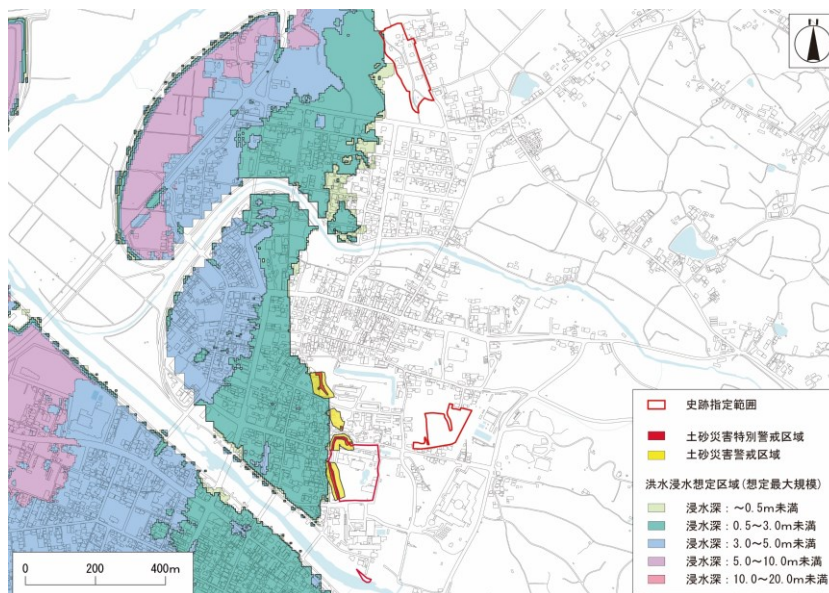


図 21 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域

第2節 自然環境

1. 地形・地質

市内を流れる阿武隈川は、これまで流路をたびたび変えながら盆地内を流れており、本史跡が所在する梁川町周辺では、広瀬川及び塩野川等の侵食作用により低段丘崖が形成されるとともに複雑で隆起が多い地形となっている。

阿武隈高地は、先第三紀（白亜紀中期頃）の花崗岩が火山噴出物の「霊山層」（新第三紀中新世前期）に覆われ、さらに上層に海生生物化石を含む梁川層が覆い、阿武隈川流域の低位地帯は、第四期後期に形成された未結集の砂礫や泥層で構成されている。

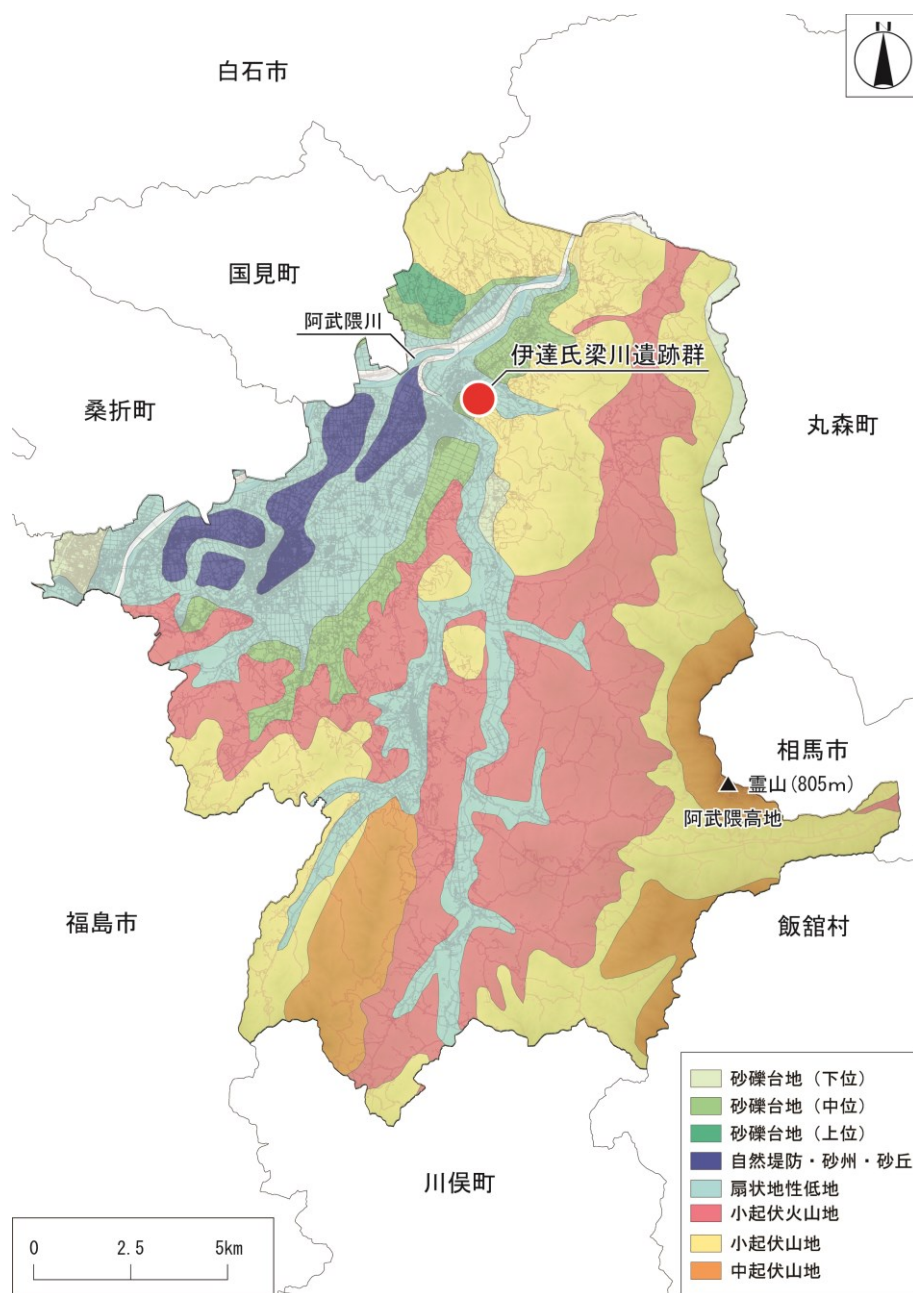


図 22 地形・地質図

2. 植生

本史跡の周辺は市街地であるが、県指定史跡及び名勝の梁川城及び庭園の北三の丸周辺は緑地空間となっている。また、梁川地域の市街地の外側には田や果樹園が広がっており東側の阿武隈高地に向かって標高が高くなるのに伴い、コナラ等の落葉広葉樹やアカマツ等の常緑針葉樹二次林がみられるようになる。

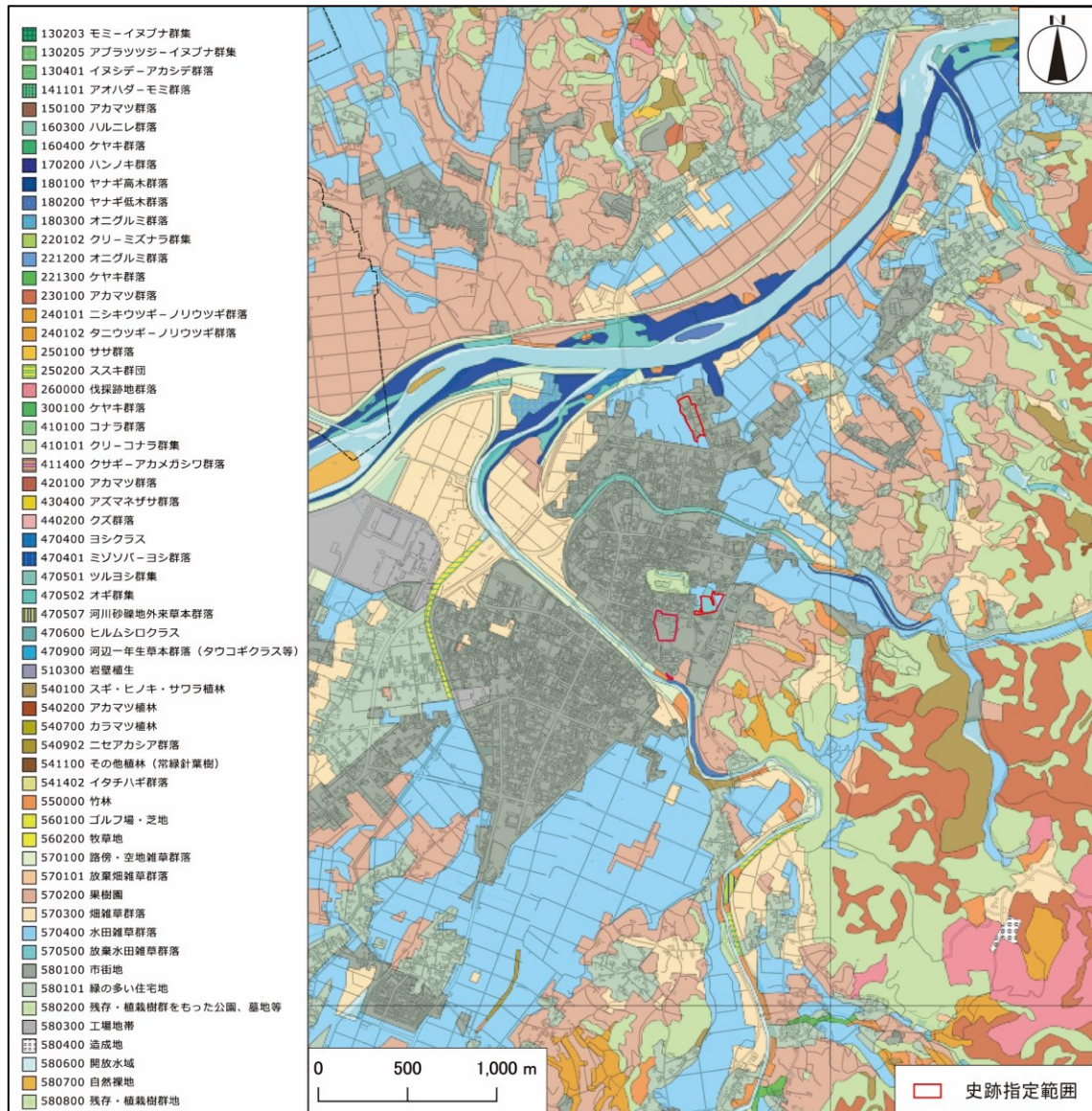


図 23 植生図

3. 気候

本市は、内陸性気候で季節ごとの気温差が比較的大きい。年間平均気温は 13.1℃、年間降水量は 1,100mm 前後、積雪量は少ないもののかなり湿った雪質となっている。また、山間部は平地と比べ 1 日のうちの温度差が大きいとともに年間平均気温も低い。特に奥羽山脈沿いは、冬季の降雪量や積雪期間は多くかつ長いという特徴を有している。

表 6 過去 10 年間（2014～2023 年）の梁川の年平均気温・降水量（気象庁 HP のデータを基に作成）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
平均気温 (℃)	12.5	13.5	13.4	12.6	13.4	13.4	13.5	13.4	13.3	14.6
合計降水量 (mm)	1300.5	1130.0	991.5	969.5	757.0	1151.0	977.5	970.5	835.5	846.0

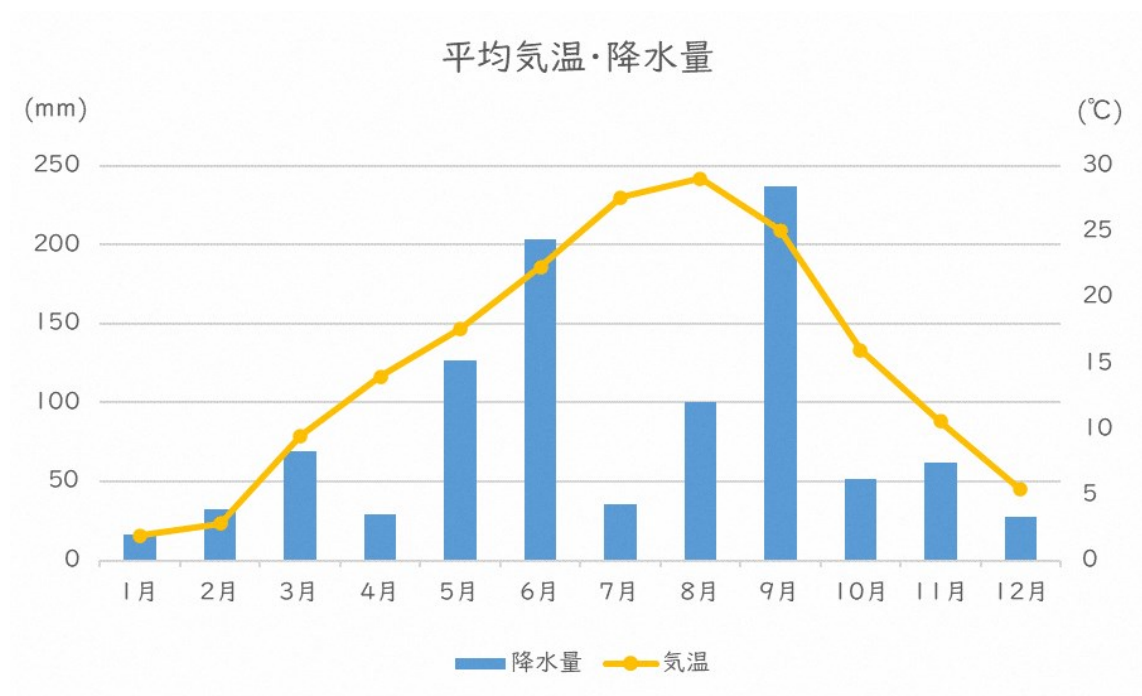


図 24 梁川の年平均気温・降水量（気象庁 HP のデータを基に作成）

第3節 歴史的環境

1. 古代～近世の歴史

古 代 平安時代前期において、本市は信夫郡に属していた。『和名類聚抄』には、平安時代前期の信夫郡が、小倉・亘理・楡山・静戸・伊達・安岐・岑越（駅家）の七郷で構成されていたことが記されている。本市は、この七郷の内、概ね静戸郷に属していたものと考えられている。本市梁川地域に所在する東土橋遺跡及び舟橋北遺跡の発掘調査では、奈良時代から平安時代の集落跡が確認されている。特に舟橋北遺跡は、竪穴建物跡や掘立柱建物跡で構成される遺跡の変化が読み取れ、その変化の時期は9世紀中葉頃とされる。掘立柱建物跡を規則的に配置する構造から末端官衙や富豪層の居宅等の性格が考えられており静戸郷ないしは、静戸郷と密接に関連する遺跡の可能性が考えられている。

10世紀になると信夫郡から伊達郡が分置された。伊達郡は、伊達郷と静戸郷で構成された。伊達郷は、概ね現在の伊達郡桑折町・国見町周辺と考えられており、伊達郡を東西に二分する阿武隈川の西岸域に属する。静戸郷は、概ね本市周辺が該当し阿武隈川の東岸域が属したと考えられる。

また、伊達郡の分置により伊達郡衙が設置された。その設置場所については現在の桑折町上郡及び下郡周辺が有力視されている。この他、本市保原町柱沢字郡山周辺も候補地と考えられている。その比定地とされる郡山遺跡は、近年工業団地造成工事に伴い数次に渡り試掘調査が実施されているが、官衙等に関連する遺構等は確認されなかった。但し、郡山遺跡から1.2km程北に所在する舟橋遺跡の調査では、10世紀前半に盛期が認められる集落跡が確認されている。また、舟橋遺跡では、12世紀後半に位置づけられる井戸跡が確認され、本井戸跡から渥美産陶器がまとまって出土している。10世紀以降から集落が構成され、12世紀後半には、富豪層の居宅等へ変化していった様子がうかがえる。舟橋北遺跡のように9世紀中葉から後葉にかけて最盛期を迎え10世紀には衰退していく遺跡が所在する一方で10世紀前半以降に盛期を迎える舟橋遺跡の動向が読み取れる。また、舟橋遺跡周辺の桐ノ木遺跡・小作逢遺跡も10世紀に位置づけられる。同じく舟橋遺跡の周辺に位置する大舘遺跡・大泉みずほ遺跡からは、12世紀段階の陶磁器の出土が確認されている。このような傾向は、10世紀前半に主体となる集落の再編が行われ、その主体を現在の梁川地域から保原地域へ遷移した可能性を想起させる。先述したように伊達郡内には、伊達郡を二分するように阿武隈川が縦走しており、その地理的要因から阿武隈川を挟み東部と西部にそれぞれに政治的拠点を設置した可能性が考えられる。現状の調査成果から伊達郡が分置された10世紀の阿武隈川西部域の拠点が、桑折町上郡及び下郡周辺であり東部域の拠点施設が本市に所在する舟橋遺跡周辺部であった可能性を考えておきたい。

中 世 『伊達正統世次考』（以下、『世次考』という。）によると、文治5（1189）年の石那坂・阿津賀志合戦の恩賞により伊達郡を下賜された常陸入道念西は、高子岡（現伊達市保原町）に居を築いたと伝わる。また、『世次考』には、伊達氏が伊達郡入部直後に高子岡（現

伊達市保原町)に八幡宮を創建し自身の居を築いたと記している。しかし、現段階において高子岡周辺で鎌倉期の館跡等は確認されていない。

考古学の成果では、本市保原地域に所在する舟橋遺跡の調査において12世紀末葉から15世紀中頃まで機能した武家館跡が確認された。館の規模は、一辺120m程度と推定され不整な方形の館跡と考えられる。調査では館の東辺中央部に出入口施設が確認された。出入口施設は、2時期に分けられ、古段階が12世紀末～13世紀、新段階が14世紀～15世紀中頃と考えられている。出入口は、古段階が土橋と門跡で構成され、新段階は、橋脚と門跡で構成される。一町四方の区画を持つ伊達氏入部直後の武家館跡は、旧伊達郡内の調査では現在のところ確認事例が無く、現段階において舟橋遺跡は伊達氏あるいは伊達氏一族の館跡の可能性が考えられている。『吾妻鏡』によれば常陸入道念西には、為宗・為重・資綱・為家の子息が存在した。この内、長男為宗と三男資綱が「伊佐」姓を名乗っており、次男為重と四男為家が「伊達」姓を名乗っている。長男と三男が、旧来の地である常陸に残り、次男・四男が伊達郡に在住したものと考えられる。このことから伊達郡内には、次男為重と四男為家が在住し、一方が舟橋遺跡へ、もう一方が桑折の伊達郡衙比定地となる上郡及び下郡周辺へ在住したものと考えておきたい。

また鎌倉時代に伊達氏は、経営領域周辺部に宗教施設を配置した様子がうかがえる。13世紀前半、北部に光明寺、西部に満勝寺、南部に高子八幡宮(本宮カ)が創建され、13世紀中頃、東部に東昌寺、北東部には梁川八幡宮(若宮)が創建された。伊達郡桑折町に所在する下万正寺遺跡は、満勝寺の跡と考えられている。満勝寺は、『世次考』によれば伊達氏初代朝宗の菩提寺とされる寺院である。調査では、鎌倉永福寺系の軒平瓦が出土し、礎石建物の痕跡も確認されている。出土した軒平瓦及びかわらけから12世紀末から13世紀前半に創建されたものと考えられる。また、調査履歴は無いが伊達郡国見町に所在する光明寺跡は、朝宗夫人の菩提寺とされる光明寺の跡とされ満勝寺と同時期に創建された可能性が考えられる。この他、13世紀後半には、梁川に八幡宮が創建され、東昌寺も創建された。梁川亀岡八幡宮は、『世次考』によれば、3代当主義広が「栗野次郎と称し、栗野大館に住し、亀岡八幡宮をその城辺にうつす」と記されている。また調査では、13世紀中頃から機能することが明らかとなった。東昌寺は、『世次考』によれば、伊達家4代当主とされる伊達政依が弘安6(1283)年に建立した寺院である。また同寺院は、文保元(1317)年から嘉暦元(1326)年のものとされる「北条高時 公帖」から諸山格の官寺に位置づけられていたと理解されている。この様な状況から伊達氏が鎌倉時代において自身の経営領域の境界上に宗教施設を配置し、13世紀中葉以降には、梁川地域においても社寺の創建や改修を進めた様子がうかがえる。また、梁川に配置された社寺とこれらの寺社をつなぐ街路をベースとして中世都市梁川の祖型が形作られ、室町期以降の都市梁川への拡充へつながるものと考えられる。

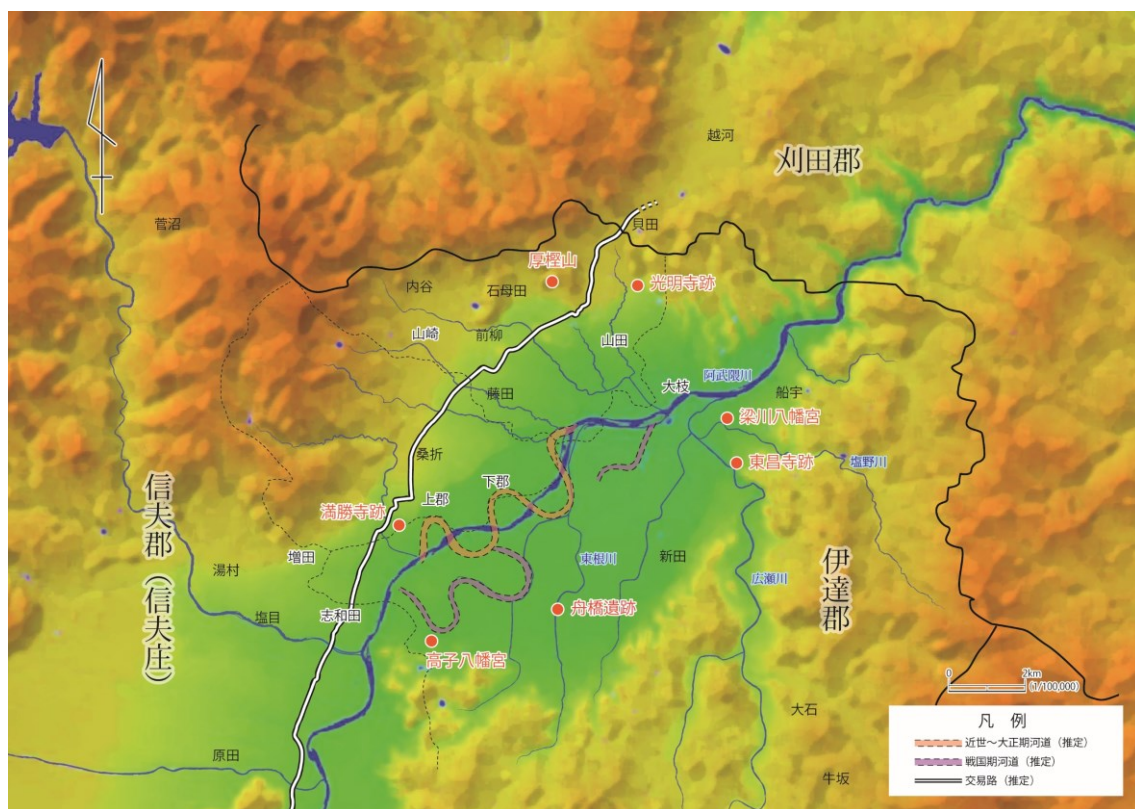


図 25 関連遺跡図

元弘 3（1333）年 8 月 5 日、後醍醐天皇は、北畠顕家を陸奥守に任じ奥州へ派遣した。顕家は、同年 11 月多賀国府に入り奥州再編のため組織の構築に着手した。この内、陸奥守顕家を補佐する式評定衆の一人に伊達左近蔵人行朝の名が記されている。その後、足利尊氏が南朝方より離反し南北朝の争乱が始まると、奥州も北朝勢が勢力を増し、北畠顕家は国府を多賀より霊山（伊達市霊山町）へ移転せざるを得ない状況となった。霊山への国府移転は延元 2（1337）年正月頃とされ、顕家の霊山滞在中、山中に国府館が設けられたと考えられている。史跡及び名勝霊山内に所在する国司館跡と伝えられる 52 号礎石建物跡は、東西 5 間、南北 4 間で間尺 8 尺の建物跡で、霊山寺本堂が所在したと目されている平場の直下に位置している。なお、霊山周辺は、式評定衆であった伊達氏及び結城氏の支配領域であり、国府移転も彼らの存在が大きく影響したものと考えられている。建武 5（1338）年 7 月 26 日の『足利尊氏下文』には、伊達桑折政長が足利尊氏に降伏し所領が安堵されたことが記されている。このことから、伊達氏の中からも



写真 4 霊山 52 号礎石建物跡（伝国司館跡）

北朝へ転ずる者が現れ、その後程なくして伊達氏自身も北朝へ転じていくこととなった。貞和4（1348）年頃のものと思われる『吉良貞家書状』に「奥州伊達郡東昌寺今者安国寺」とあり、東昌寺が幕府公認の官寺となっていることから貞和4（1348）年までには、伊達氏が北朝に転じていたことがわかる。この記録から南北朝期においても東昌寺が機能していたことが理解される。

明德2（1391）年、将軍足利義満は関東及び奥羽を鎌倉府の管轄とし、南奥州は鎌倉府の直轄地となる。これを受け鎌倉公方足利満兼は、自身の兄弟である満貞を稲村（福島県須賀川市）へ、満直を篠川（福島県郡山市）に派遣した。この動きに対し幕府は、大崎詮持を奥州探題に任命し、鎌倉府の動きを牽制するようになる。この幕府の動きに呼応した奥州の国人領主は、伊達政宗と蘆名満盛などであった。鎌倉公方（足利満兼）及び篠川公方（足利満直）、稲村公方（足利満禎）は、伊達と蘆名両名を「凶徒」と呼び結城満朝（白河結城氏）へ討伐の命を下すこととなる。この頃伊達氏は、靈山寺の麓に寺院（史跡宮脇廃寺跡）を創建した。宮脇廃寺跡は、伊達氏の館と靈山を結ぶ街道沿いの狭隘な谷あいにある。地元では、古代以来、伊達地方に強い影響を示した靈山寺を伊達氏が再建した跡と伝えられている。同史跡の調査では、池跡を中心に2棟の礎石建物跡が確認された。特に仏堂と考える2号礎石建物は南北5間、東西4間の四面に縁が巡る総瓦葺の建物で、東面と南面が池に接し、池中に浮かび上がる仏堂の様を演出したと考えられている。さらに出土した半截菊花文軒平瓦は、京都相国寺や鹿苑寺、栃木県足利市樺崎寺などといった室町幕府や足利氏ゆかりの寺院のみに出土する極めて特殊な瓦で、幕府と伊達氏の関係の深さを示す遺物と考えられている。伊達氏領域内では、伊達五山の筆頭寺院である東昌寺（茶臼山西遺跡等）など伊達氏関連の寺院でのみ出土する。このことから、15世紀前半段階において東昌寺や宮脇廃寺など寺院の創建及び改修が進められたことが理解される。また、『世次考』には伊達持宗により応永33（1426）年に梁川八幡宮の再整備、嘉吉元（1441）年に輪王寺の創建が成されたことが記されている。伊達氏館地区の調査においても15世紀前半から出土遺物が増加し16世紀前半にピークが認められるといった成果が認められる。このことから15世紀前半段階に梁川が伊達氏の本拠として本格的に整備されたものと考えられる。

醍醐寺の僧であり将軍御持僧であった満済が記した『満済准后日記』「正長元年十月二十五日」条には、正長元（1428）年に将軍足利義教より南奥州の篠川殿足利満直、伊達・蘆名・白河・石橋・懸田・岩城・岩崎・標葉・檜葉・相馬等へ御教書が発給されたとある。また、同年の『足利義教御内書案』には、伊達持宗へ篠川公方足利満直に従い、鎌倉公方足利持氏討伐の際には出陣するよう命じている内容が記されている。将軍から直接御教書が発給されていることは、伊達持宗が幕府の指示のもと鎌倉府へ対応する京都御扶持衆として活動していたことを示している。伊達氏は、幕府との関係性を深めながらその後、12代成宗の代には奥州探題大崎教兼の娘を正室に迎え、13代尚宗は越後守護上杉房定あるいは定実の娘を正室として迎え入れている。伊達氏は、幕府との関係維持に努めながら奥州探題大崎氏や越後守護上杉氏との関係性も深め家格浮揚に努めた様子が読み取れる。この動きの延長

上、大永2（1522）年には、14代植宗が陸奥国守護職に補任されるに至る。この時点でも梁川は伊達氏の館として機能しているが、天文元（1532）年頃に植宗は、梁川から桑折西山城（伊達郡桑折町）へ本拠を移すこととなりここに至り梁川は、伊達氏の館としての機能を終えることとなる。伊達氏が館を桑折西山城へ移転後も梁川の館は機能し伊達晴宗の米沢移転後も維持されていた。『性山公治家記録』「天正十年四月条」では、17代政宗が梁川八幡宮を参詣し、「梁川ノ城」において植宗の八男宗清から饗応を受けていたことが記されている。このことから、米沢移転後も梁川は、経営拠点として機能していたと理解される。その後、天正19（1591）年豊臣秀吉の命により伊達政宗は岩出山へ転封することとなり、これに伴い会津をはじめ信達地方は、蒲生氏郷の領地となる。

近世 慶長3（1598）年には、蒲生秀行に代わり越後守護上杉景勝が信達地方を含む120万石を治めることとなった。上杉景勝は、本城となる若松城の整備とともに領内の支城の整備を命じ伊達郡周辺の白石城（甘粕影継）、保原城（大石元綱）、福島城（本庄繁長）、宮代城（岩井信能）、大森城（栗田国時）が整備された。この中には、梁川城も含まれており、北面の伊達領との境界に位置する中世以来の伊達氏の館は、大規模な堀と土塁による城館へと変貌を遂げることとなった。その後、寛文4（1664）年、上杉氏が江戸幕府より30万石から15万石に削封されるに至り、梁川城跡も廃城となった。寛文4年以後、梁川は、幕府領や私領の変遷を重ねるが、この間、梁川城が利用された記録は無く、梁川城の麓、元陣内の地に陣屋が置かれた。文化4（1807）年から文政4（1821）年には、梁川は松前藩領となり、梁川城も松前氏の本拠として機能するが、松前氏の旧領復帰に伴いその役目を終えることとなった。

近・現代 梁川町教育委員会所蔵の文政13（1830）年『諸願書留帳』には「松前志摩守様御居館字本丸 去ル酉年より去丑迄五ヶ年鍬下御免起返り被仰付候ニ付新退仕候得共 御泉水又は四方隅々土手囲石多 薄地之場所」と記されている。名主平右衛門が、桑の収穫が見込めないため税の免除を願い出た願書となる。これにより伊達氏館地区は、文政13（1830）年には、耕地となっており、庭園跡（御泉水）と四方を巡る土塁跡（土手囲）が遺存していたことが分かる。その後明治に入ると伊達氏館地区は、公園として利用されるに至り、明治33（1900）年より学校用地として利用されていくこととなった。梁川小学校校舎は木造で建築され、その後昭和42（1967）年には鉄骨造の体育館が竣工し、校舎も新築された。平成23（2011）年に発生した三陸沖を震源とするM9.0の東日本大震災は、校舎に甚大な被害を与えることとなりその後解体が進められ現在に至っている。

2. 伊達市の文化財

本市には多くの文化財が残されており、令和7（2025）年3月現在で本市内の指定等文化財は、国指定5件、県指定7件、市指定105件、国登録2件である。また、指定文化財のみならず未指定文化財についても保存・活用に努めていく。

本史跡はこれらの文化財とも連携し、保存・活用を図る。

表7 伊達市の指定等文化財件数

種別		国指定 /選定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	1	0	8	2	11
	美術工芸品	0	4	49	0	53
無形文化財		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	0	7	0	8
	無形の民俗文化財	0	1	14	0	15
記念物	史跡（史跡及び名勝を除く）	2	0	20	0	22
	名勝（史跡及び名勝を除く）	0	0	1	0	1
	史跡及び名勝	1	2	0	0	3
	天然記念物	0	0	6	0	6
文化的景観		0	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	0
合計		5	7	105	2	119



写真5 旧亀岡家住宅
（重要文化財・国指定）



写真6 伊達の蚕種製造及び
養蚕・製糸関連用具
（重要有形民俗文化財・国指定）



写真7 蠣崎波響献納石灯籠
（有形文化財・市指定）

第3章 史跡伊達氏梁川遺跡群の概要

第1節 伊達氏梁川遺跡群の概要

1. 遺跡の立地

本史跡は、周辺に位置する阿武隈川及び塩野川・広瀬川により形成された標高50m程の河岸段丘面に立地している。その範囲は、南北1.7km、東西0.5kmに渡る。また、史跡の西側には、阿武隈川や広瀬川により形成された沖積地が広がり、現在は店舗や宅地及び農地として利用されている。



図 26 史跡の位置図

2. 研究史

梁川城跡に関連する絵図の調査は、谷口悟氏及び阿部俊夫氏が詳細にまとめている。当初は江戸後期に制作された蠣崎波筆『梁川八景』①（函館市中央図書館蔵）に描かれた絵図が知られるのみであった。その後、昭和 53 年度から実施された梁川城跡本丸庭園の調査及び復元事業に関連する資料調査の中で広島市立図書館蔵（浅野文庫）『諸国古城之図』所収の『梁川城絵図』②、市立米沢図書館蔵『梁川城古絵図』③、北海道博物館蔵『陸奥国伊達郡梁川御在所中之絵図』④、宮城県図書館蔵『梁川城絵図』⑤、大分県大分市中根家蔵『梁川古城図』⑥が知られるに至った。

①は、文化9（1812）年松前藩領期に蠣崎波響により描かれたものとなる。②は、制作年代が江戸中期と考えられている資料となる。③は、正保元（1645）年に幕府の命により米沢藩が献上した絵図の写しと考えられている。④は、制作年代及び作者不詳の絵図であるが、松前藩領期の梁川が描かれた資料となる。⑤は、仙台伊達藩により制作されたと考えられる絵図であり制作年代は、延宝3（1675）年頃と考えられている。⑥は、天和元（1681）年10月28日書写と記された絵図となる。延宝7（1679）年から天和2（1682）年、本田氏福島藩領期に新城建築構想の基礎資料として制作されたものと考えられている。

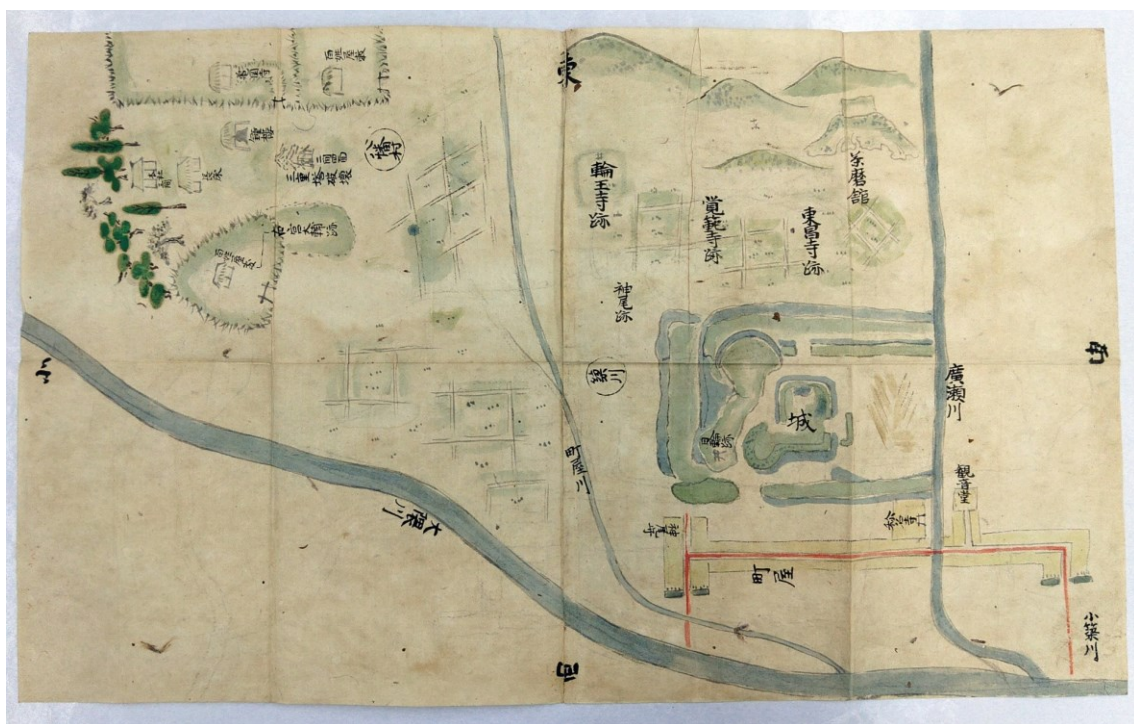


写真8 宮城県図書館蔵『梁川城絵図』⑤

上記絵図の内③に基づき、鈴木啓氏は、「梁川城跡復元図」(図 27)を作成した。鈴木氏は、昭和 30 年代に作成された梁川町都市計画図及び絵図③をベースに復元図を作成し、絵図⑥との比較の中で城郭構造の検討を行った。鈴木氏の検討によれば、本丸(南北 161m×東西 170m)を中心に東西南北に二之丸が敷設され、更に二之丸の外側に北三之丸・蔵屋敷

(桜館)・西三之丸が配置される構造となり、復元規模は南北 622m、東西 423mを測るとしている。この上で鈴木氏は「上杉景勝は、会津盆地に神指城を築いて徳川家康と対決するが、梁川城は伊達政宗と対決するために信達盆地に築いた準本城であった」とし「梁川城の性格は、土橋と横矢掛を組合せ、馬出し・外柵形を多用していることから、極めて攻撃的な側面を有している。上杉氏の置かれた立場と意図を形に反映したものであろう」と指摘している。

上記絵図及び鈴木氏の検証により、近世段階における梁川城跡及び城下の成立が、天正 18 (1590) 年の蒲生喜内段階を経て慶長 3 (1598) 年以降、須田長義により形成されたものであることが明らかとなった。特に上杉氏領となり、須田長義により進められた城館及び

城下の整備が現在につながる梁川の街並みの礎となった。このことは、上記絵図と現在の梁川の主要幹線道路が概ね一致することからも明らかである。絵図による調査の進展に伴い中世都市像の復元についての研究も深まりを見せていくこととなった。

中世段階の梁川の都市形成の復元は、鈴木啓氏や飯村均氏、小野正敏氏などにより進められた。鈴木氏は、上記絵図及び梁川城跡及び周辺遺跡の発掘調査成果に基づく梁川城跡復元図作成の中で中世伊達氏段階の都市景観に触れている。この中で「伊達氏が梁川城を去るのは、天文元 (1532) 年植宗の時であるが、このときは金沢堀・本丸土塁・堀・西二之丸・北三之丸もなく、本丸の位置に大溝を心字池に囲まれて守護館があり、北三之丸とその東方に二つの曲輪、そして本丸に続く東方 (茶臼山北遺跡) にも曲輪・寺院があり、家臣たちは直属の職人・商人と共に一区画に住み、全体として守護城下町を形成していたのである」とまとめている。このことから中世伊達氏により形作られた都市景観は、伊達氏館を中心に寺院や職人・商人等の生活空間となる方形区画を配置した街並みが想定されるに至った。

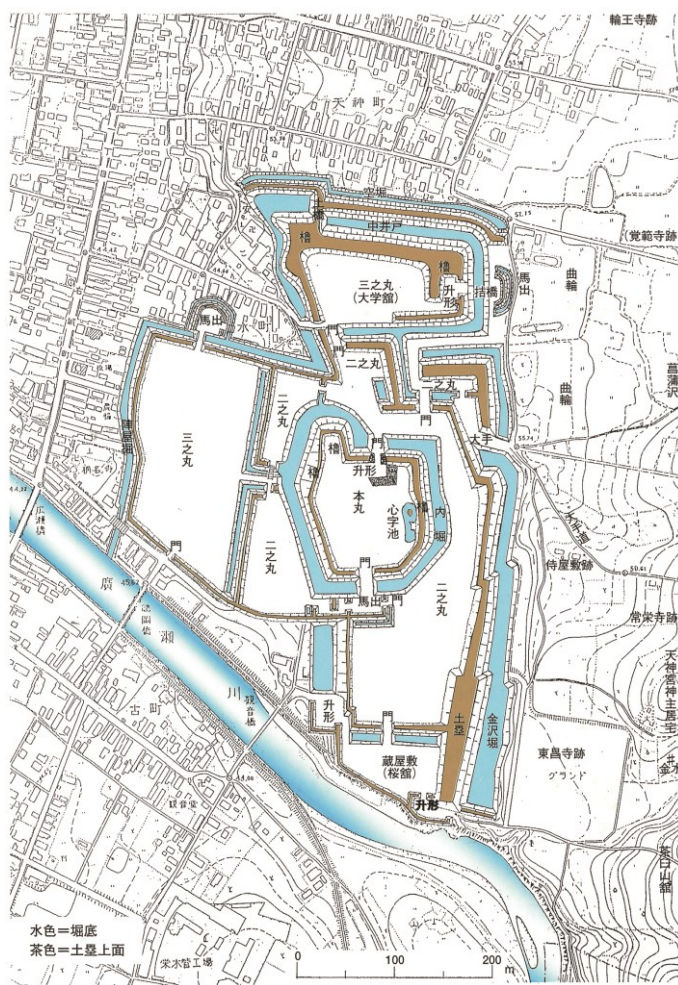


図 27 梁川城跡復元図(上杉時代)

この鈴木氏の検討を踏まえ、飯村氏は中世梁川の都市景観の検討を行っている。飯村氏は、梁川城跡及びその周辺の遺跡で実施された発掘調査成果に基づき都市景観の整理を行った。飯村氏によれば中世梁川の都市景観は、「梁川城本丸を核として、鶴ヶ岡・桜岳・茶臼山の丘陵一帯に中世遺跡が濃厚に展開」し、「時期は（中略）15世紀から16世紀初頭を盛期とし、16世紀前半を下限とする」と指摘している。また伊達氏の館の構造については「本丸跡は概ね方一町弱～一町半の方形の館跡で、建物配置は「都型の館・屋敷の空間構成」の影響」があり、且つ庭園が伴うと指摘した。その都市景観については、「北に梁川八幡宮が鎮座し、梁川城の鬼門の守り、都市・梁川の鎮守として、都市の子午線の役割を果たしている」とした上で「方一町前後の伊達氏の館を核として、南に伊達五山の筆頭・東昌寺の大伽藍を配し、北に伊達氏本館と同規模の輪王寺を配し、本館北側にも一辺100m規模の屋敷を含む方形の武家屋敷・寺院群が展開し、梁川城西側にも溝跡・道跡・段切で区画された屋敷・寺院・町屋群も展開する。東側丘陵麓は五輪塔群が林立する葬地であり、南端広瀬川崖面には「やぐら」がある。輪王寺とともに、都市の結界装置として機能した可能性が否定できない。

この周縁には、町屋や市等の存在も推定する必要がある」との復元プランを提示した。小野氏も北端の梁川八幡神社と南端の東昌寺・磨崖仏（岩地藏地区）が「城下域の境界を示すランドマーク」となることを指摘し、町場については、「あるとすれば梁川八幡神社の社前を東西に通る街道付近」の可能性を指摘している。このほか小野氏は、梁川の都市景観について「求心的な都市計画が弱く、町場は周縁部の寺社の門前、街道筋に存在した景観が読みとれる。これは15世紀後半段階に見られる守護町の景観の一つである。」と中世都市梁川の都市構成の特徴を指摘している。

上記の先行研究を受けながら伊達市教育委員会では、明治15（1882）年制作の地籍図に基づき都市景観の復元を行った。これに



図28 中世伊達氏館跡と都市景観

より堂庭遺跡（梁川八幡宮）と茶臼山西遺跡（東昌寺跡）をつなぐ南北道を基本線とした方形区画からなる都市景観（図 28）が推定復元されるに至った。この復元案に基づき区画 A～D が確認された南町頭地区の調査に着手し、復元案に基づく区画及び道跡が確認された。またその所属時期は、概ね 15 世紀から 16 世紀に位置づけられることを確認し、地籍図による地割は、室町期から大きくその様相に変更が無かったことが確認された。

3. 指定解説

【伊達氏梁川遺跡群指定説明文】

伊達氏梁川遺跡群は、伊達氏が天文元年（1532）頃まで本拠とした伊達氏館跡と城下からなる遺跡である。元禄16年（1703）頃に仙台藩4代藩主伊達綱村が編纂させた『伊達正統世次考』には、伊達氏3代当主義広が、栗野大館を築いたとあり、これが梁川の居館のことを指すという見解がある。また、同書には11代持宗が応永33年（1426）に梁川八幡宮を造営し、嘉吉元年（1441）に祖母蘭庭禅尼（将軍義満の叔母）のために梁川に輪王禅寺を建立したとあるので、この頃には梁川が伊達氏の本拠であったと考えられる。大永2年（1522）に14代植宗が陸奥国守護職に補任されるが、天文元年頃、植宗は本拠を桑折西山城に移転し、梁川は植宗の子、晴宗に与えられる。そして天文11年から17年には植宗と晴宗との間に内紛が勃発（伊達天文の乱）し、それを治めた晴宗が、本拠を米沢に置いたことにより、梁川は伊達氏の本拠としての機能を失った。

天正18年（1590）豊臣秀吉の奥州仕置以後、梁川は蒲生氏郷の譜代家臣蒲生喜内頼郷、さらにその後、上杉景勝の家臣須田大炊助長義が統治するが、寛文4年（1664）、梁川は幕府領となり居館は破却された。その後の梁川はめまぐるしく領主が変わるが、伊達氏館跡が再び利用されるのは文化5年（1808）である。その前年に梁川藩主となった松前氏は、これまでの陣屋が手狭であるので陣屋を伊達氏館跡の地に移すことを幕府から許可された。この頃の梁川の様子は『陸奥国伊達郡梁川御在所中之絵図』に描かれている。

伊達氏梁川遺跡群は、阿武隈川の支流である塩野川と広瀬川によって形成された河岸段丘上に立地している。広瀬川を望む標高約57メートルの段丘端に伊達氏館と考えられる方形単郭の居館跡があり、その北方約1500メートルの地点には、『伊達正統世次考』に見える梁川八幡神社が鎮座している。この2つは段丘上を緩やかに屈曲する道路により結ばれており、その道路から東へ分岐する枝道沿いに、輪王寺などの寺院跡や家臣団の館跡と考えられる方形区画が認められる。寛文4年に作成された『梁川城古絵図』（市立米沢図書館所蔵）をはじめとする絵図類には、町屋は居館跡の西側、段丘裾から広瀬川との間に描かれていることから、段丘上に認められる区画は上杉氏以前の城下の地割りと考えられる。

伊達氏館跡における最初の発掘調査は、昭和48年に梁川小学校創立100周年を記念して同校から校庭に残る「心字の池の復元整備事業」の実施計画案が提出されたのを受けて、昭和53年から56年にかけて梁川町教育委員会により実施された。この調査では「心字の池」の構

造が明らかにされるとともに、池の西側からは複数の掘立柱建物跡や溝跡、石敷遺構が検出された。これらの遺構は14世紀、15世紀前半、15世紀後半、16世紀初頭、16世紀前半から中頃の5時期に大別され、最終段階には建物の主軸が正方位となるとともに規模も大きくなることが明らかになった。この時期は伊達植宗が陸奥国守護職に補任された頃のものであることから、それに伴い主殿、会所、廊風の掘立柱建物、「心字の池」が整備されたと想定された。

伊達市教育委員会は、この成果の検討と、居館の範囲を明らかにすることを目的に平成28年に発掘調査を実施した。その結果、居館は12世紀から18世紀にかけて何度かの大規模な改変を受けながら存続したことが明らかになった。12世紀代には、かわらけの出土が認められることから、武士の館か宗教施設が存在した可能性が考えられるが明確な遺構は認められていない。居館の遺構が確認されるのは15世紀からであり、15世紀末から16世紀初頭には火災により廃絶していることが明らかになった。火災層には多量の炭化物和被熱した壁土が含まれており、城下を形成する輪王寺跡、南町頭地区、茶臼山西遺跡でも同時期の火災痕跡が確認されていることから、この時期に城下も含めた地域一帯が火災で焼失した可能性がある。この火災後に行われた整地により、居館の規模は南北約150メートル、東西約100メートルに広げられ、主殿、会所と思われる方位に合致した建物が整備されていることが明らかになった。また、「心字の池」とは別の池跡が検出されている。

蒲生・上杉期の遺構には現在でも地表に痕跡を留める土塁や堀があるが、発掘調査でも16世紀末から17世紀初頭の整地層とそれを掘り込む遺構が確認されている。さらに松前氏時代のものと考えられる溝が検出された。

城下にあたる南町頭地区では堀と土塁により区画されていたと考えられる東西約70メートル、南北約100メートルの区画2か所を確認した。東側の区画では区画南半に東西6間、南北3間の掘立柱建物が、その北側で倉と見られる建物が検出された。これらの建物は15世紀末から16世紀初頭の火災後の整地層を掘り込んでいることや、出土遺物から伊達氏館跡の整備時期と同時期のものと考えられる。なお、出土遺物に13世紀に遡るものも含まれていることから、この地点も鎌倉時代には利用されていたことが分かっている。

伊達氏梁川遺跡群は、奥州南部において国人領主から戦国大名へと発展を遂げた伊達氏の本拠地であり、伊達氏館跡とそれを中心に展開する城下が良好な状態で保存されている。居館と城下は鎌倉時代から利用されてきた場所に形成され、16世紀初頭には主殿や会所、庭園といった室町幕府の御所の形式等を取り入れながら整備・拡充されている様子が見えるなど、当時の武家館と城下の在り方やその変遷をたどることができる希有な遺跡である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

指定説明文 『月刊文化財』令和元年9月号より

【伊達氏梁川遺跡群追加指定説明文】

伊達氏梁川遺跡群は、阿武隈川の支流である塩野川と広瀬川によって形成された河岸段丘上に立地し、伊達氏が天文元年（1532）頃まで本拠とした伊達氏館跡と城下からなる遺跡である。伊達氏館跡は、主殿や会所、庭園といった室町幕府の規範を取り入れながら15世紀から16世紀にかけて段階的に整備・拡充されている様子がうかがわれ、当時の武家館の在り方やその変遷をたどることができる稀有な遺跡であることから令和元年（2019）に史跡に指定された。

今回、追加指定を図ろうとする堂庭遺跡は、伊達氏館跡から北1キロメートルの河岸段丘上で、北部は阿武隈川と接する位置にあり、岩地蔵遺跡は、伊達氏館跡から南200メートルに位置する広瀬川崖面に構築された石窟群である。

堂庭遺跡は、現在の梁川亀岡八幡宮の社域を中心とした一帯にあたる。平成27年（2015）度から令和2年度にかけて伊達市教育委員会が行った発掘調査では、現社殿を囲繞する鎌倉時代と室町時代の溝跡が確認されるとともに、現本殿と拝殿を繋ぐ室町時代の参道跡が確認された。このことから、現在の社域中心部の区画が室町時代に成立した可能性が高いと考えられる。

元禄年間（1688～1704）に編纂された『伊達正統世次考』には、応永33年（1426）に、伊達氏11代当主、伊達持宗が梁川八幡宮を創建したとあり、発掘調査で検出された区画溝と参道跡はこの記事を裏付けるものと考えられる。

岩地蔵遺跡は、8基の石窟からなり、各石窟の規模、配置から比較的短期間に造営されたものと考えられる。造営時期は、3号石窟に彫刻された五輪塔の形態等から15世紀後葉～16世紀中葉と考えられる。また、石窟直下の河床や崖面には小穴が穿たれており、これは、参拝のための足場跡と考えられる。これらの石窟は、仏像などを祀るための厨子的な役割を果たした龕であり、仏堂的な性格をもつ宗教空間であったと考えられる。また、5～7号石窟の底面には納骨した可能性のある小穴がみられることから、葬送の場としても利用された可能性がある。

このように、堂庭遺跡、岩地蔵遺跡は、伊達氏館跡を中心に形成された中世都市梁川の北端と南端に位置する宗教施設であり、都市の境界を示すランドマークとして機能した施設と考えられる。国人領主から戦国大名へと発展を遂げた伊達氏による都市計画を知る上で重要である。よって、これらの遺跡を追加指定し、保護の万全を図るものである。

追加指定説明文 『月刊文化財』令和5年2月号より

4. 指定の状況

史跡指定	
名 称	伊達氏梁川遺跡群（だてしやながわいせきぐん）
種 別	史跡
指定基準	二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
官報告示	指定年月日 令和元年10月16日 （告示第77号）
所在地	福島県伊達市梁川町字鶴ヶ岡 外 33筆
指定面積	29,544.04㎡
所有関係	民有地 8,703.00㎡
	市有地 20,842.04㎡
管理団体	伊達市

追加指定	
官報告示	指定年月日 令和5年3月20日 （告示第77号）
所在地	福島県伊達市梁川町字堂庭1番 外 34筆
指定面積	18,357.93㎡
所有関係	国有地 404.78㎡
	市有地 2,015.09㎡
	民有地 5,254.16㎡
	社寺有地 10,683.90㎡

第2節 指定に至る調査経過

1. 伊達氏館地区

【調査経過】

伊達氏館跡は、昭和48（1973）年の梁川小学校創立100周年記念式典の開催に伴い、心字の池の復元整備の要望が梁川町教育委員会へ提出されたことを契機に内容究明の機運が高まっていくこととなった。この要望を受け梁川町教育委員会では、昭和50年度に事前調査、昭和53年度から昭和56年度にかけて内容確認を目的とした発掘調査を実施している。昭和54年度からは、一部庭園跡の復元整備事業に着手し、これと並行して昭和54（1979）年10月からは、庭園に併設する建物構成等の解明を目的に庭園跡の西部域についても内容確認調査を実施している。この調査の結果、主殿、会所及び厩と想定される掘立柱建物跡が確認され、調査地は、室町期の伊達氏館跡であり室町幕府の秩序意識が反映された庭園を伴う館跡の様相が明らかとなった。この調査成果を受け、昭和57（1982）年3月30日に「梁川城跡及び庭園」として福島県の史跡及び名勝の指定を受けた。また、平成4（1992）年3月24日付で「梁川城本丸跡出土品」が一括で福島県指定重要文化財（考古資料）の指定を受けている。

伊達市教育委員会では、周知の遺跡である梁川城跡の内、伊達氏館跡及び南町頭の二地区について国史跡化を目指すこととし、平成25（2013）年10月1日付で専門的な指導助言を得ながら適切な史跡指定を受けることを目的に「伊達市梁川城跡調査指導委員会設置要綱」を施行した。施行に伴い標記委員会より指導・助言を得ながら、平成28年度に伊達氏館跡の内容確認調査を実施した。

【調査成果】

① 庭園関連調査

昭和 53（1978）年5月9日より実施された伊達氏館跡庭園復元工事のための調査（4次調査）は、以下の目的で実施された。復元工事は浅野二郎氏の詳細な検証のもと実施された。

- ・庭園に残る護岸石組と枯滝石組が、作庭当初からの状態で残っているか
- ・石組がズレているかの確認
- ・石組が崩壊した後に他所から石が持ち込まれたか否かの確認

以下では、浅野氏の検証に基づき調査成果を概観する。調査前の庭園跡の状況を図29に示した。調査は、庭園東側の汀線確認から進められた。この調査により池底地山に据えられた状況で石組が確認された。調査の結果、作庭当初の状況を保持していると判断された石組は、図30のとおりとなる。

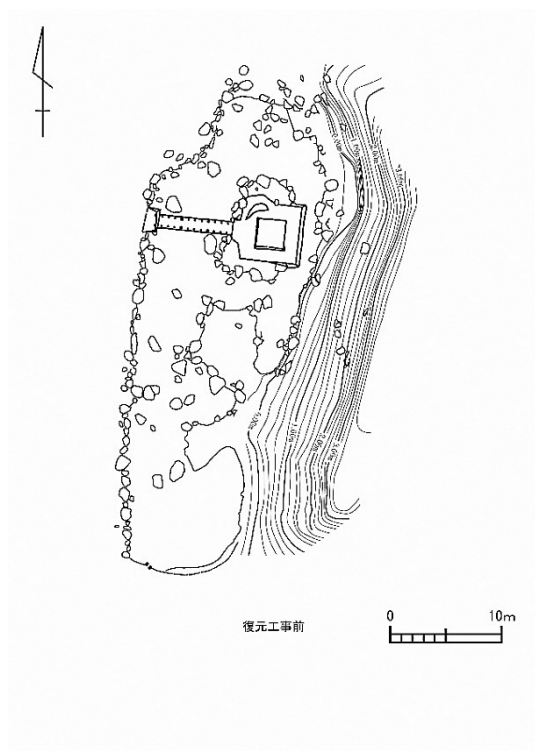


図 29 心字の池（復元工事前）

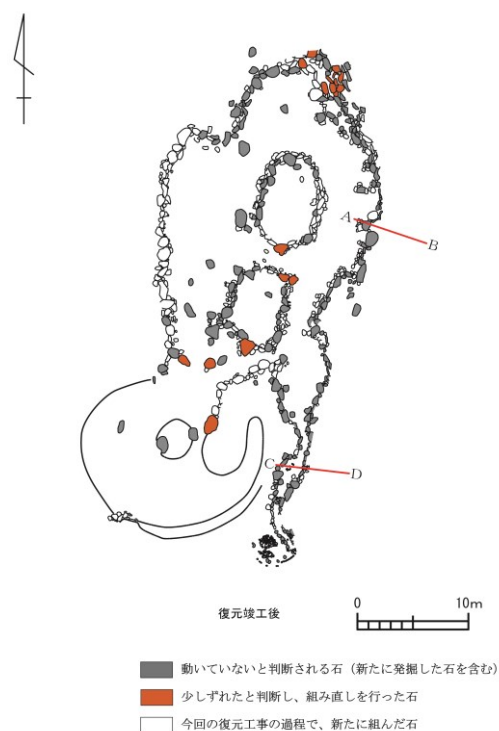


図 30 心字の池（復元工事後）

また、庭園跡に東接する土塁の断割り調査の結果、土塁に平行する形で庭園の石組護岸石が確認され、土塁の土留め石として転用されていることが確認されている。土塁の断面図を図 31 に示した。土層は、大きく 4 層に分けられ、d 層は、庭園跡の護岸石組との関係性から庭園に伴う築山の盛土と捉えられている、c 層は、東側土塁の東櫓石垣との関係性から石垣の基礎となる盛土層と考えられている。b 層は、東土塁の仕上げ層と考えられている。a 層中からは、調査時に大小転石が多く確認されていることから、寛文 4（1664）年の上杉氏領滅封による城破却に伴う層と考えられている。

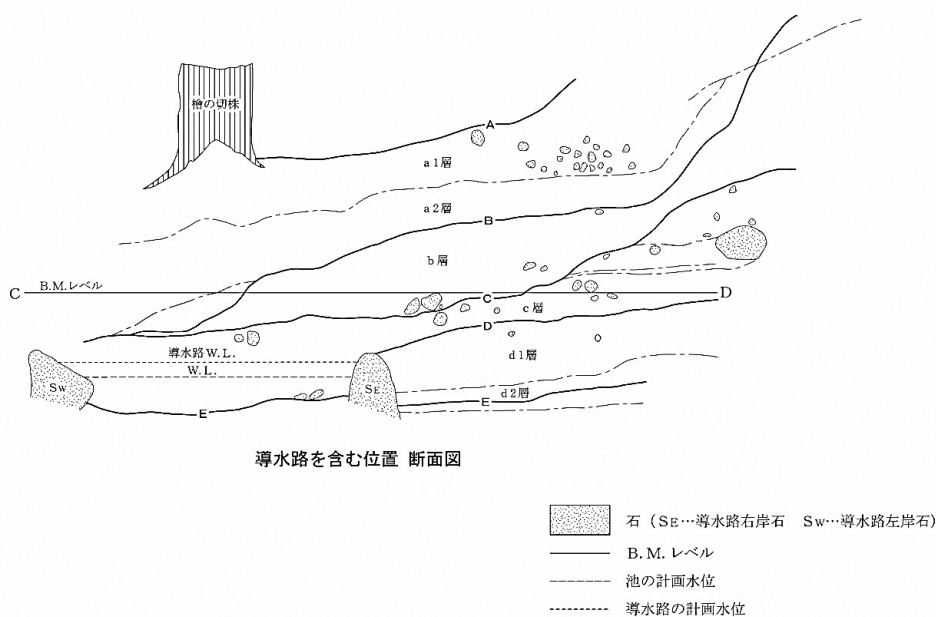
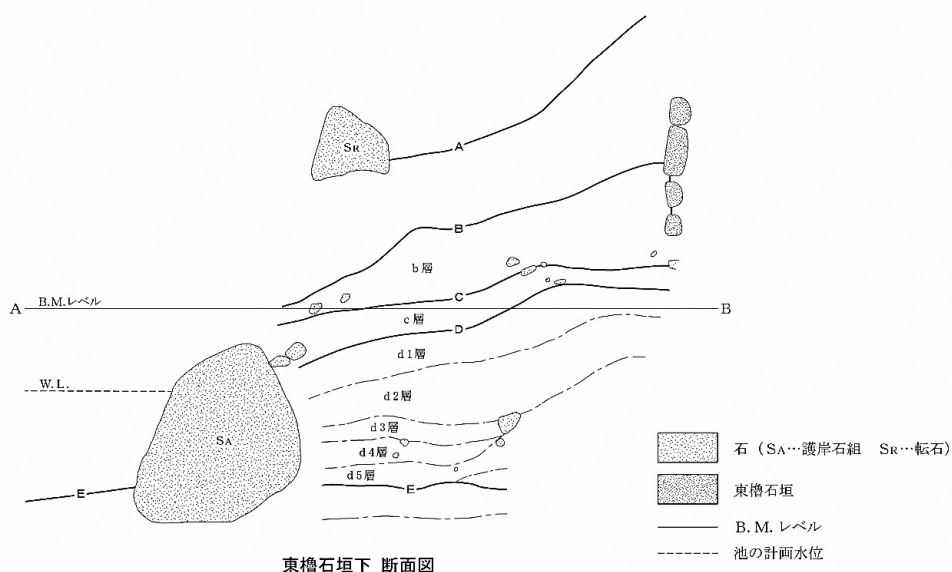


図 31 土塁の断面図

0 1m

また、東辺石組の裏込めより瓦質播鉢片（図32）が出土している。瓦質播鉢の特徴から15世紀から16世紀前半と考えられる遺物である。

この調査成果から庭園跡は、中世伊達氏の段階となる室町時代に作庭され、当初は、東側に築山が伴う庭園であったことが明らかとなっている。作庭当初の庭園は、南北52m、東西25m程度の規模を有し基本的には、石組により仕上げられている。但し、南部は州浜として仕上げられている。内部には、中島が2基設置され、南部には中洲1基が設けられている。この他、この調査により、庭園跡南東部に導水路跡が確認された。導水路の底面は、南から北へ緩く傾斜していることが確認された。導水路の平面形は、南から若干蛇行しながら北へ開く形状となっている。導水路東側石組も土塁の塁線と並行しており、本石組を土塁の基底石として転用した可能性が高いものと考えられる。

また、本報告の中では、庭園跡北西隅部で逆「く」の字を呈する箇所については、梁川小学校体育館工事に伴い当初の形状を改修している可能性を指摘している。また、南部州浜の復元に際しては、小学校の校庭面積を確保するため、「いわゆる州浜状の部分が展開していたと推定される範囲のおよそ半分、つまり、州浜状のかたちがひろがっていたであろうと推測される範囲のほぼ中央部から池寄りの範囲を限り、州浜として措置することとした」としている。

また4次調査では、小石敷き遺構が確認されている。この遺構は、丸みのある川原石の小口面を差し込むように敷きならべた遺構となる。平面形は、コの字状を呈し、北側は、不整形な流路状を呈している。小石敷き遺構の内部には、建物跡及び関連遺構等は確認されていない状況である。報文中では、小石敷き遺構北側に建物が存在する可能性を指摘し、小石敷き遺構南側の建物跡、庭園跡と連動し、「南北に並ぶこれらの主要な建物によって挟まれた、いわゆる内庭ともいうべき庭園に相当する」可能性を指摘している。また、32次調査では、庭園の一部となる可能性が考えられる遺構（WS S X01）が確認されている。この遺構は、小石敷き遺構北側溝跡と連動し主要建物を囲む形で鑑水状の遺構が展開している可能性が高いものと考えられる。この点から検討するとWS S X01についても鑑水に関連する施設となる可能性も考えられる。

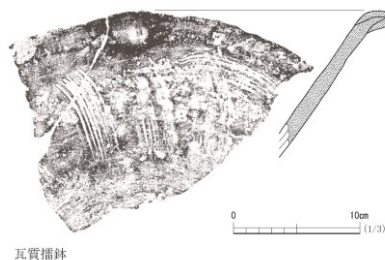


図 32 伊達氏館跡 瓦質播鉢片



写真 9 小石敷き遺構（検出状況）

② 建物跡及びその他施設に関する調査

昭和54（1979）年からは、庭園に併設する建物構成等の解明を目的に庭園跡の西部域についても内容確認調査を実施した。調査により確認された建物跡は、礎石建物跡と掘立柱建物跡である。礎石建物跡は、1棟確認され東西3間、南北2間の建物で、松前藩期の門跡と考えられる建物跡である。その他の建物跡は、全て掘立柱建物跡となる。確認された掘立柱建物跡は、25棟で柱穴間の間尺は、7尺（2m10cm）を基本としている。建物跡については、野崎準氏による検討が加えられている。この内、4号・5号・25号、6号・12号、7号、10号建物跡が館内部の主要な建物となる可能性が指摘されている。この他、14号建物跡は、厩と推定されている。この成果をもとに建物構成の変遷が示され、A期からF期の6時期の変遷案が示されている。

A期（行朝・政宗期）	： S B 04・05・25、S B 16、S B 24
B期（持宗期）	： S B 10、S B 19、S B 22
C期（成宗期）	： S B 07、S B 11、S B 17、S B 23
D期（尚宗期）	： S B 06・12、S B 15、S B 18・20
E期（植宗期）	： S B 03、S B 21、S B 08、S B 13、S B 14
F期（松前藩領期）	： S B 01、S B 02

野崎氏の変遷案により伊達氏館内部の建物が、室町期に伊達家当主との関わりの中で建替えや再配置等が進められたことが示され、当主単位で建物の変遷案が提示されるに至った。

その後、史跡指定を目的とした調査を進めていく中で、伊達市教育委員会により建物構成の課題等の整理が行われた。野崎氏の変遷案の中で課題となったのが建物の主軸方位の軸線が揃わない点であった。このことから、建物の主軸方位の整理が行われた。S B 01・02については、野崎氏が指摘するように松前藩政期となる蓋然性が高いことから検討対象からは除外し、伊達氏段階の可能性が高い掘立柱建物跡の検討を行った。主要な建物の主軸線は、4種に大別される。各グループの主軸方位は、第1グループが、N－1°－W、第2グループは、N－3°－E、第3グループは、N－5°－E、第4グループは、N－8°－Eとなる。報文中では、第2・3グループ→第4グループ→第1グループの変遷を想定されているが今後調査により確認を進める必要がある。中世伊達氏館跡の機能時期については、出土遺物の年代観から15世紀前葉から16世紀後半となる。

伊達略系図〔寛政重修諸家譜による〕

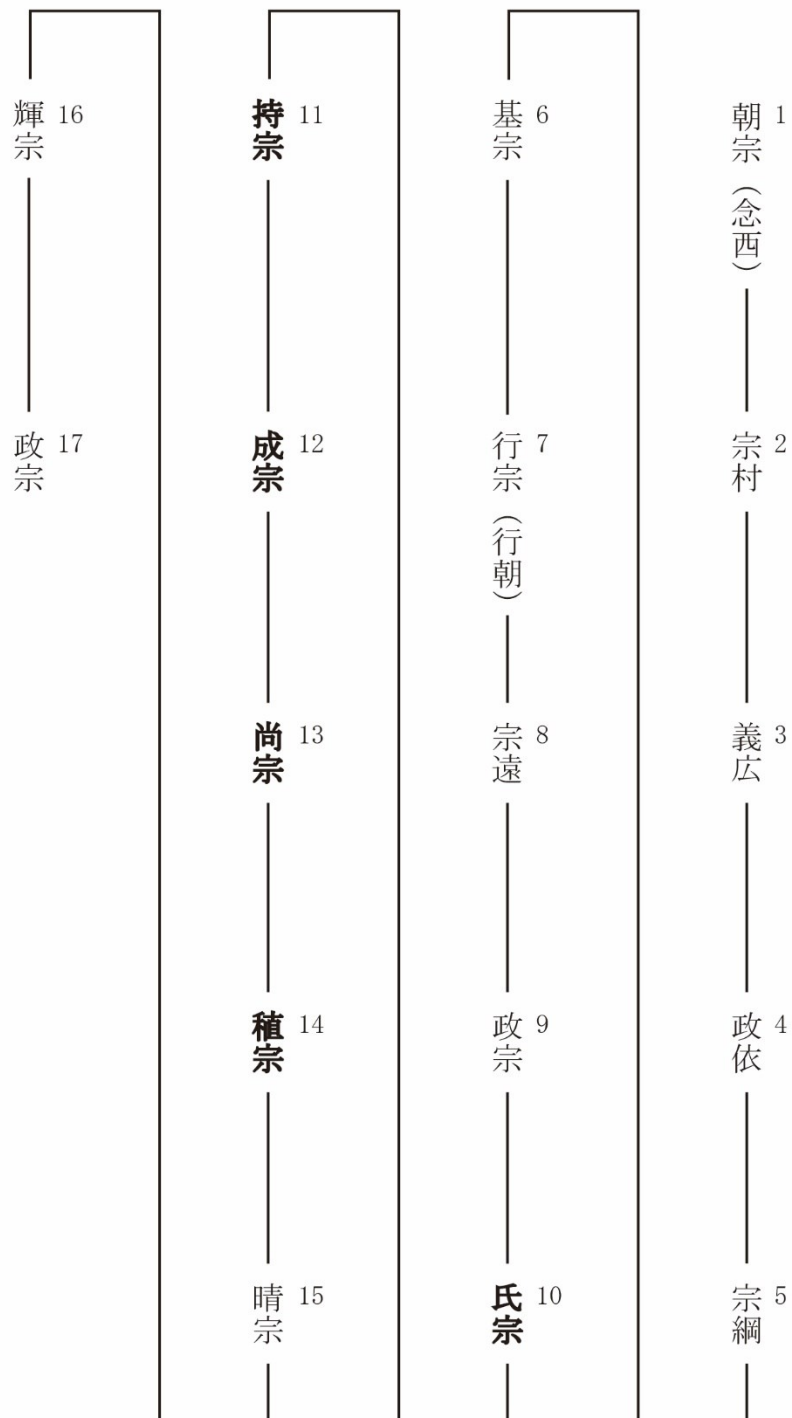


図 33 伊達略系図

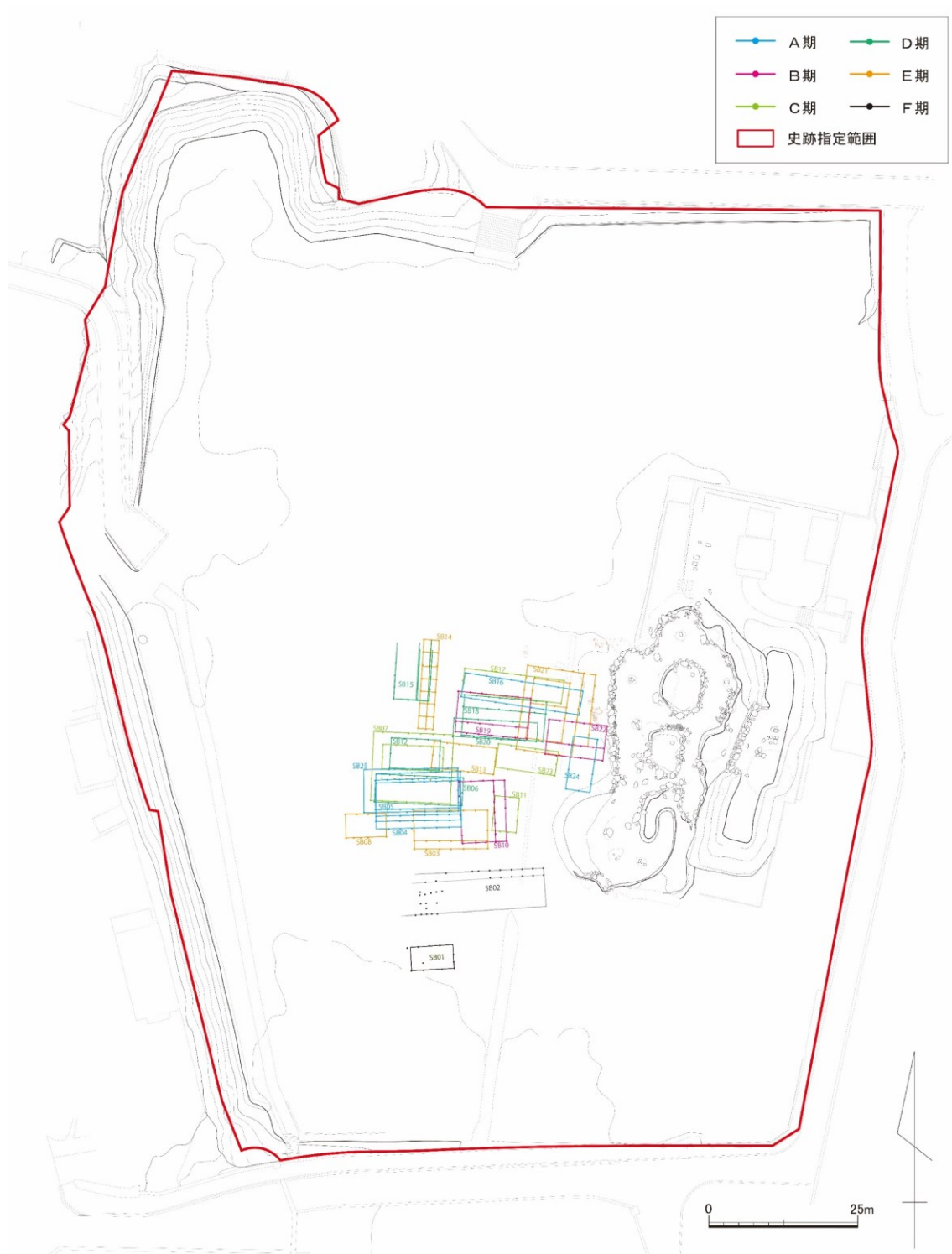


图 34 伊達氏館跡 A～F 期建物配置図

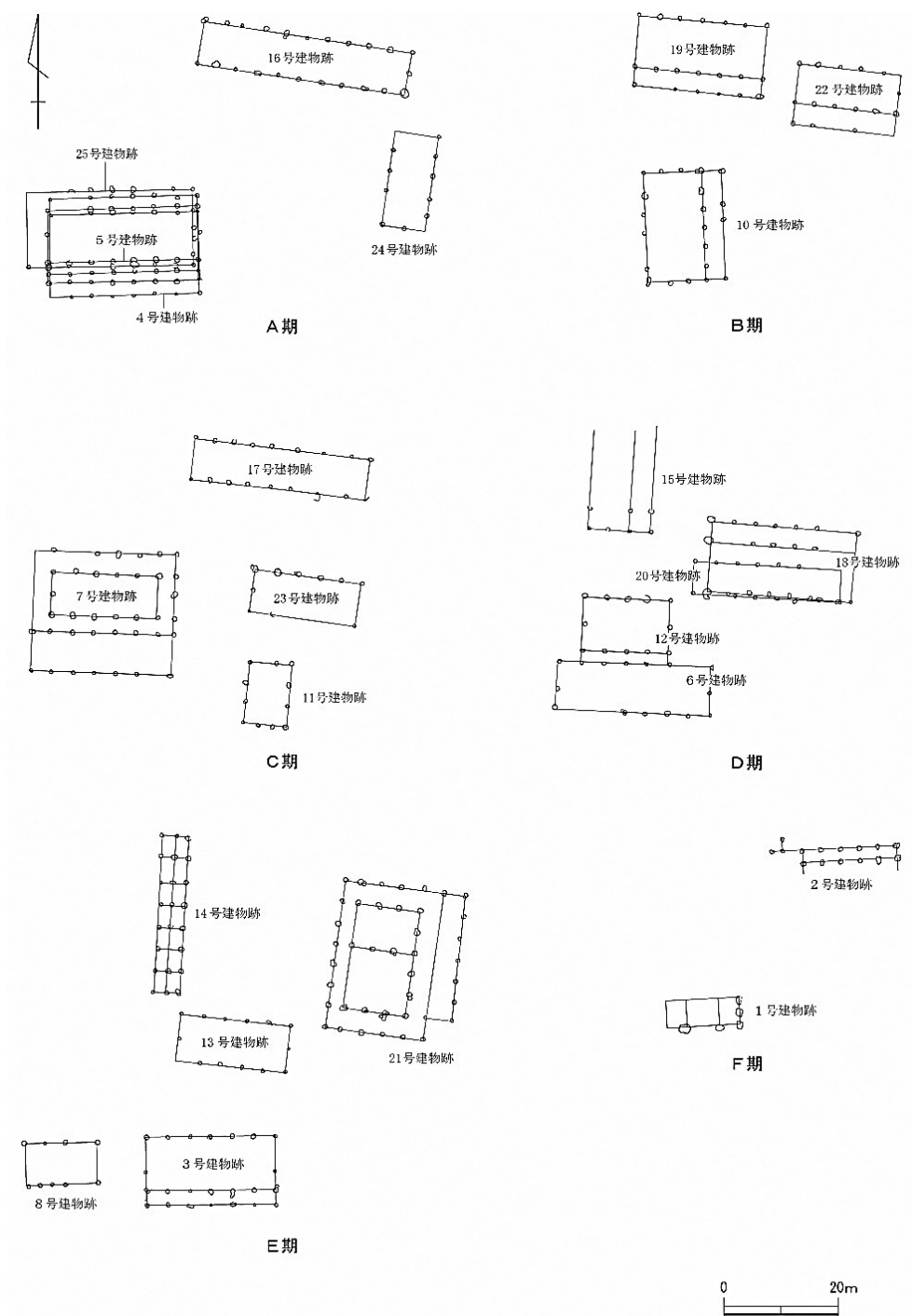


図 35 A～F期建物配置図(野崎氏復元)

③ 出土遺物

遺物は17,300片ほど出土し、この内15,400片がかわらけとなっている。主な貿易陶磁器は、青白磁梅瓶、青磁盤、青磁酒海壺、天目茶碗の出土が認められる。このほか、白磁の碗皿類、染付の碗皿類等も確認されている。14世紀から16世紀にかけての所産となる。かわらけが全体出土比率のうちの90%程度を占める状況となる。伊達氏館から出土したかわらけの時期

を見ると12世紀後半代～16世紀までのものが認められるが、15世紀から16世紀のものが主体となる。15世紀からは、法量分化が進み、3～4法量になると考えられる。16世紀になると口径8cm前後と11cm前後、16cm前後のほか22cm以上のものが見られようになり更に法量分化が進む。かわらけは、全てロクロかわらけとなるが、15世紀後葉から16世紀前半代に京都のてづくねを模倣したロクロかわらけが使用された可能性が指摘されている。



写真 10 伊達氏館地区出土遺物

【まとめ】

伊達氏館跡は、阿武隈川及び広瀬川等により形成された河岸段丘上の平坦面に立地し、東西120m、南北120m程度の規模を有している。区画施設については、区画北部が溝跡であることが確認されている。館に伴う溝跡は、3条確認され、主軸方位を変えながら少なくとも2回以上は北に拡張していることが確認されている。溝跡は、NSD03→NSD04→NSD02の変遷が想定され、館規模が最大となる拡張期は、概ね15世紀末～16世紀初頭に位置づけられるものと考えられる。火災後の再整備により正方位を意識した区画に変更される時期となる。建物も区画溝と連動する形での変遷が想定される。

庭園跡については、大きくは2時期の変遷が想定される。庭園跡西側護岸石周辺の状況を見ると室町期に発生した火災による整地層(LⅡ)の上面より構築されたものと考えられる。初期の庭園は、下面となるLⅢに構築された可能性が考えられる。このため庭園は大きく2時期に分けられる可能性が考えられる。作庭時期は、庭園東辺石組の裏込めより出土した瓦質播鉢片から15世紀前葉から中葉と考えられる。作庭当初の段階は、庭園西側は、護岸石などは設置されず、州浜状を呈していた可能性が考えられる。その後、館内部を襲った火災の再整備により整地が成され、この整地に伴い庭園西側に護岸石が設置され、小石敷き遺構及び鍬水関連の遺構が配置されたものと考えられる。

今後の課題は、庭園跡については、梁川小学校体育館建設時に改修が加えられた可能性が考えられる庭園跡北西部の状況把握、庭園跡南部の州浜状遺構の状況把握、西側護岸石組構築時期の検討、小石敷き遺構及び鍬水状遺構の展開状況把握などがあげられる。これらは、今後の追加調査により確認すべき内容となる。建物跡は、主軸方位による建物構成の変遷状況の把握が必要となる。また、浅野氏が指摘しているように小石敷き遺構北部に建物が展開するかの把握も館の建物構成を検討するうえで必要なものとなる。この他、館の区画施設は、溝跡となることが確認されたが、溝跡に伴う堀跡等の外郭施設の様相は不明となっている。また、出入口となる門跡等の様相も不明であり、これらの諸施設の把握も必要となる。

2. 南町頭地区

【調査経過】

伊達市教育委員会では、平成 19 年度から「福島県埋蔵文化財包蔵地台帳」の更新業務に伴い、周知の遺跡である梁川城跡の範囲について検討を行った。検討の手法としては、明治 20 年代の地籍図を利用した。地籍図の検討により伊達市梁川町字南町頭地内に一辺 100m 程度の区画が認められ、この区画を中心に街路及び 50m 程度の区画が併設される状況が認められた。その後、現地での踏査を行い、中世来の区画構成が現在の地割に踏襲されている可能性が極めて高いものと判断し、字南町頭の範囲について梁川城跡へ追加するため変更増補の対応を行った。この対応に伴い、平成 23 年度から伊達市教育委員会では、遺構・遺物の有無及び遺跡の性格把握を目的とした内容確認調査を実施した。調査の結果、室町期の区画施設及び区画内より掘立柱建物跡が確認され、寺院ないしは屋敷跡等の性格が考えられる遺跡であることが明らかとなった。この成果を受け、平成 25 年度からは「伊達市梁川城跡調査指導委員会設置要綱」を施行し、標記委員会の指導・助言を得ながら、伊達氏館跡とともに字南町頭の範囲についても国史跡化を目指すこととした。本地区については、字名を取り南町頭地区として調査を実施し、調査は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて行った。

【調査成果】

南町頭地区に認められる街路及び区画の状況を図 36 に示した。最大の区画（区画 C）は、東部に認められ規模は、南北 120m、東西 130m 程度の長方形の区画となる。区画西辺中央部に直行する形で東西道 D が接続する形となる。東西道 D の南には最低でも二つの区画（区画 A・B）が認められる。調査は、主に区画 B を中心に実施した。調査の目的は、区画の有無及び機能時期、街路の有無及び機能時期、性格把握を目的に実施した。調査の結果、室町期に位置づけられる区画溝が確認され、確認された区画溝は、地籍図で確認された区画と一致していることが明らかとなった。また、区画 B の内部からは、東西 6 間、南北 3 間の掘立柱建物跡（図 37）、蔵跡などが確認され、区画内に複数の建物跡及び蔵などが配置されている様子が明らかとなった。東西道 D については、幅 4 m 程で両側に側溝を伴う構造であることが明らかとなっている。区画 A～C において 13 世紀～16 世紀に位置づけられる遺物の出土を確認しているが、ピークは、15 世紀以降となる。内容としては、貿易陶磁器、国産陶器、瓦質土器、かわらけが主に確認された。遺物は、かわらけ・陶磁器類を主体として 3,734 片の出土が確認されている。主体となるのは、かわらけとなり所属時期は、15 世紀から 16 世紀のものが主体となる。陶磁器は、白磁及び青磁の碗皿類、龍泉窯系青磁の盤、染付の碗皿類の出土が確認されている。概ね 14 世紀から 16



写真 11 南町頭地区出土遺物

世紀の所産である。国産陶器は、古瀬戸・大窯の製品が確認されている。天目茶碗・卸皿が確認されており古瀬戸後期様式と考えられる。15 世紀後半から 16 世紀前半の所産である。このほか 15 世紀から 16 世紀に位置づけられる瓦質播鉢の出土も確認されている。特に区画の掘立柱建物跡の周辺からの出土が目立ち、青磁盤等のいわゆる威信財の出土も確認された。かわらけが出土遺物の内、9 割を占めるが、伊達氏館内部の出土量と比較すると 1/30 程になる。出土遺物の多くは、火災後の整地層となる LⅢからの出土となっている。出土遺物の状況から火災は、15 世紀末から 16 世紀初頭に発生したと考えられ、この火災に伴い建物の主軸線を正方位に合わせたものと考えられる。



図 36 南町頭地区街路及び区画状況図

3. 堂庭地区

【調査経過】

堂庭遺跡は、中世伊達氏の氏神・守護神として建立された社寺として、その歴史的経過について梅宮茂氏や浅野二郎氏などにより検証が行われた。梅宮氏は、文化的及び宗教的側面からアプローチを行い、浅野氏は、庭園史の立場から考察を加えている。梅宮氏は、『世次考』などの近世資料に基づきながら梁川亀岡八幡宮の社歴の整理を行っている。またこれと並行して伊達家文書『梁川富野八幡宮由緒覚』に記載のある若宮八幡・弁天堂・三重塔・仁王堂・釈迦堂・鐘堂・経堂の建立位置についての検討も行っている。これにより、中世伊達氏段階の八幡宮境内地内の景観復元を行った。浅野氏は、明治4（1871）年『亀岡八幡神社境内図』、明治6（1873）年『八幡神社境内図』などの資料から「行屋」及び「稻荷社」の存在を指摘している。また、享保17（1732）年の鎌倉鶴岡八幡宮の絵図などを参考とし、伊達氏の段階においては、梁川八幡宮南部の池が放生会を行った箇所である可能性を指摘している。この他、南部の池は、西側が埋められている可能性を指摘し、庭園史等の成果も踏まえながら中世段階の梁川八幡宮の景観復元を試みている。発掘調査の成果がない中、両氏の詳細な検証作業により、堂庭遺跡の一部は、昭和62（1987）年3月27日付で「旧梁川亀岡八幡宮並びに別当寺境域」として福島県の史跡及び名勝の指定を受けた。このことを踏まえ伊達市教育委員会では、中世都市梁川の境界装置となる可能性が高い堂庭遺跡と岩地藏遺跡についても国史跡指定を目指すこととし、平成28年度より堂庭遺跡の内容確認調査へ着手し、令和2年度まで調査を実施した。

【調査成果】

堂庭遺跡の調査区設置状況を図38に示した。梁川八幡神社境内地は南北250m、東西80m程度の範囲となり、その大部分が、福島県史跡及び名勝指定地となっている。平成28年度から平成29年度に実施した第7・8次調査では、福島県指定地外の遺構の展開状況を確認することを目的に調査を実施した。調査の結果、中世～近世に位置づけられる遺構が展開する状況が確認され、中世来維持されてきた梁川八幡宮及び別当寺の機能範囲が明らかとなった。第9～11次調査は、梁川八幡神社本殿の周辺部において調査を実施した。中世段階の遺構としては、鎌倉期と室町期以降のものが確認された。鎌倉期は、13世紀～14世紀中葉、室町期は、15世紀中葉以降となる。調査により現社殿を圍繞する溝跡（図39）が確認されている。溝跡は、鎌倉期のものと室町期のものが確認され、現社殿と主軸線が同様であることから、鎌倉期以来社殿の位置及び方位が変わっていないことが明らかとなった。また、現本殿と拝殿間において実施された調査では、室町期に位置づけられる参道跡が現本殿と拝殿をつなぐ状況で確認されており、このことも中世来の配置状況が現在も維持されてきたことを示すものと考えられる。このほか、区画溝北部には、溝跡が確認されている。この溝跡が、社域北部の区画となる溝跡と考えられる。溝跡は、13世紀に構築され、15世紀中頃には、土塁状の遺構へ改修されたことが調査により明らかとなった。また、出土遺物に

については、かわらけが主体となり、整地地業に伴う一括埋納行為と考えられるかわらけの出土も確認されている。

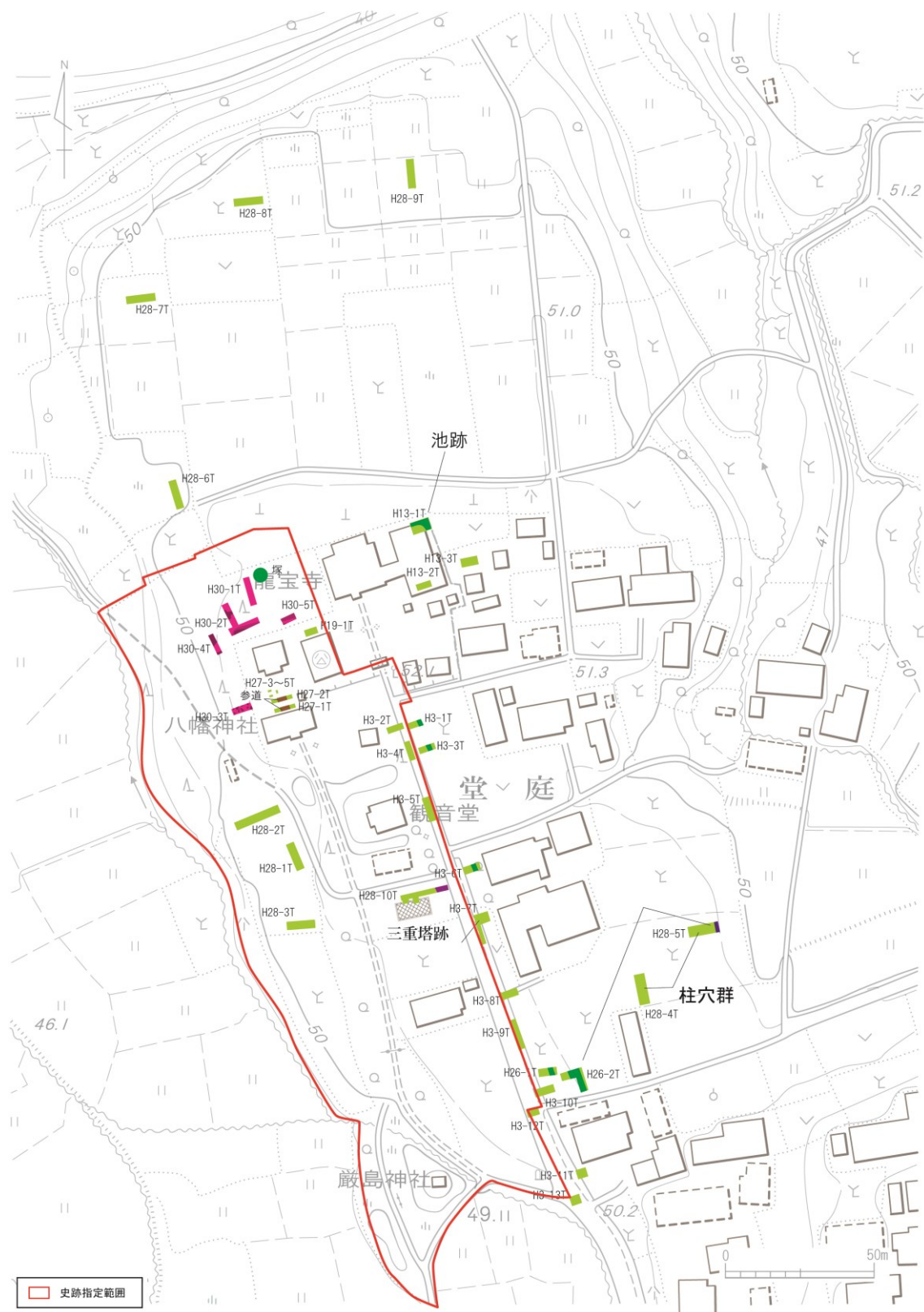


図 38 堂庭地区調査区設置状況図

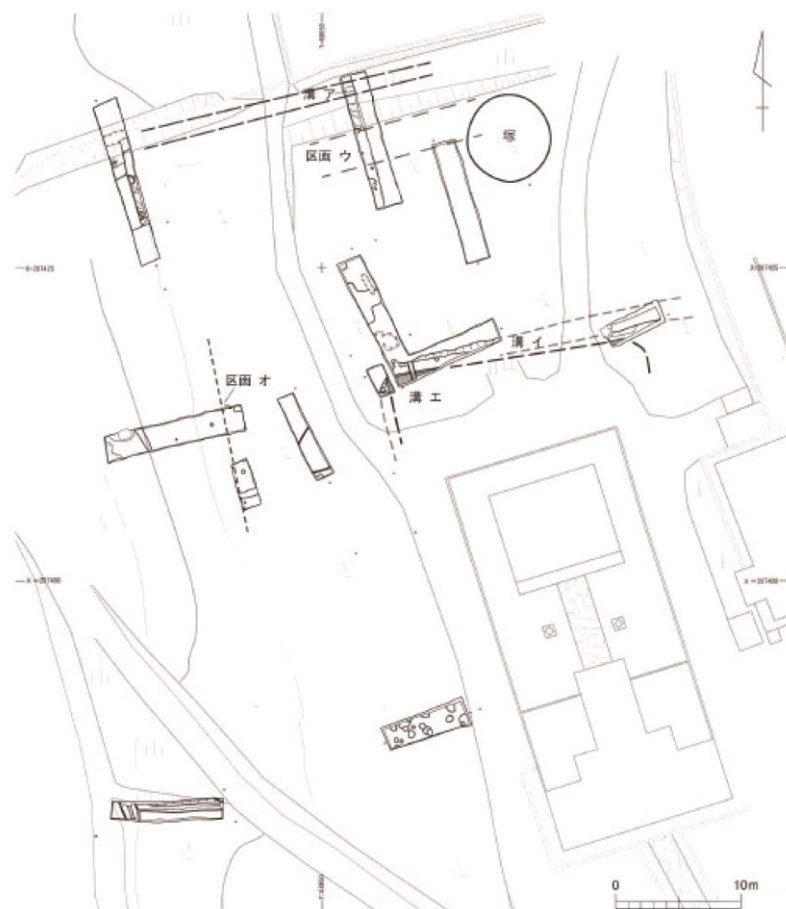


図 39 堂庭地区遺構配置図

遺物は、8,694 点の出土が確認されているが、概ね中近世の遺物で全体の出土品の 98%を占めている。出土遺物の主体を占めるのは、かわらけとなる。かわらけは、6,277 片の出土が確認され、出土遺物全体の 72%を占める。この他、中世に位置づけられるものとしては、瓦片 436 片・中世陶器 33 片・瓦質土器 30 点・貿易陶磁器 12 点などの出土が確認された。この他出土割合が高いものは近世の遺物となる。陶磁器 604 点・瓦片 590 片などの出土が確認されている。所属時期は中世については、かわらけの年代観から 13 世紀～14 世紀前半と 15 世紀～16 世紀にピークが認められる。瓦については、山崎編年の V 期後半及び VIII 期に位置づけられる軒平瓦が確認され 14 世紀後半から 16 世紀に位置づけられる。その他の貿易陶磁器・国産陶器・瓦質土器についても 13 世紀から 16 世紀の中に収まるものである。近世陶磁器は、岸窯跡産の製品（皿・香炉・水注等）の出土が目立ち、これに肥前系磁器、大堀相馬系陶器などが続く様相が認められる。17 世紀から連綿と現代まで続く様相が出土遺物からも認められた。



写真 12 堂庭地区出土遺物

【まとめ】

調査の結果、堂庭遺跡は、伊達氏の氏神である梁川八幡宮跡であり、建物配置の位置関係など大きな構成は、鎌倉期以来の様相を保っていたことが調査により明らかとなった。現在の社殿を囲繞する形で溝イ・エが確認された。溝イは、鎌倉期に位置づけられ社殿及び別当寺までの範囲を囲んでいたものと想定される。溝エは、室町期に位置づけられ現在の社殿を囲む状況で確認されている。この区画溝の状況からも鎌倉時代に伽藍配置の基本線が形作られ、室町期には現在の堂舎の配置景観が確定した状況が確認された。また、北側外郭施設は、鎌倉期には、溝跡、室町期に土塁状の遺構へ変遷する状況が確認されている。東西の状況は明確ではないが、江戸期には塀により区画されていた可能性が考えられる。また、三重塔については、調査の結果も踏まえ、室町期に建立され、伊達輝宗により永禄 10（1567）年に実施された御宝殿造営に伴い改修された可能性が高いものと考えている。また、三重塔東部に位置する観音堂及び池については、尾張松平梁川藩期（当主：松平義方）享保 3（1718）年に行われた「八幡三十三所くわんをん堂進立」に伴い建立・改修が加えられたものと考えられる。

以上のように梁川八幡宮は、鎌倉期の造営の配置をベースに室町期に堂舎配置の景観が概ね確定し、戦国～江戸期、現在に至るまで整備・改修が加えられてきた様子が明らかとなった。今後は、浅野氏が指摘しているように庭園の作庭時期や各堂舎の配置状況等の確認のため継続的な調査の実施が必要となる。

4. 岩地藏地区

【調査経過】

岩地藏遺跡については、昭和47（1972）年に福島県教育委員会により刊行された『福島県の石造文化財』に触れられているが、時期や機能について詳細な調査を実施するには至らなかった。また、梁川町史においても野崎準氏により報告されているが、「方形の凹み（龕）が彫られ、奥壁に五輪塔などが彫られている」ことが紹介され「本例は梁川高校グラウンドの寺院跡と関係するものと思われる。五輪塔を彫刻した岩窟は宮城県松島の臨済宗の古刹瑞巖寺の前身円福寺境内にもあることを考え合わせ、中世臨済宗に関わるものと考えたい」とまとめられている。その後、飯村均氏により中世都市梁川の境界装置となる可能性が指摘されるに至っている。

伊達市教育委員会では、中世都市梁川の境界装置となる可能性が高い堂庭遺跡と岩地藏遺跡についても国史跡指定を目指すこととし、岩地藏遺跡の機能時期及び性格の把握を目的に令和元年度に内容確認調査を実施した。調査の方法は、遺跡が広瀬川に面した崖面であるといった立地条件から三次元測量による調査とした。

【調査成果】

岩地蔵遺跡は、現存する8基の石窟からなる遺跡である。調査の結果この内、石窟1・3・7に彫刻が施されていることが明らかとなった。石窟1・7は、摩滅が激しいが、石窟1が三尊像、石窟7は明確ではないが多宝塔などが描かれているものと考えられる。また、石窟3は、五輪塔が彫られ、五輪塔の形状を見ると水輪は円形状を呈し、火輪の背が高めといった特徴が認められた。この様な特徴から石窟7は、



写真13 岩地蔵遺跡石窟3

概ね16世紀に位置づけられるものと考えらる。その他の石窟を見ると、彫刻が施された石窟を一段高い位置に配置し、彫刻が施されない石窟を一段低い位置に配置するなど位置関係には一定の規則性が認められる。この様な状況から石窟は、大きな時間幅を持たずに造営されたものと考えられ、その造営時期は、15世紀後葉～16世紀中頃に収まるものと考えている。

【まとめ】

岩地蔵遺跡は、仏像を祭るための厨子的な役割を果たす龕が並立するものと考えられ、5号～7号石窟の底面に認められるピットが納骨ピットとなる可能性が考えられることから葬送の場としても利用された可能性が高いものと考えられる。また、石窟が彫られた崖面下の河床には、小穴が確認されており石窟機能時には、足場などが設置されていた可能性も指摘されている。岩地蔵遺跡の北東部に隣接する茶臼山西遺跡は、中世伊達氏の筆頭寺院となる東昌寺に比定される遺跡である。岩地蔵遺跡は、東昌寺との関連の中で造営され、東昌寺とともに都市梁川の南端の境界装置として造営された石窟群と考えられる。

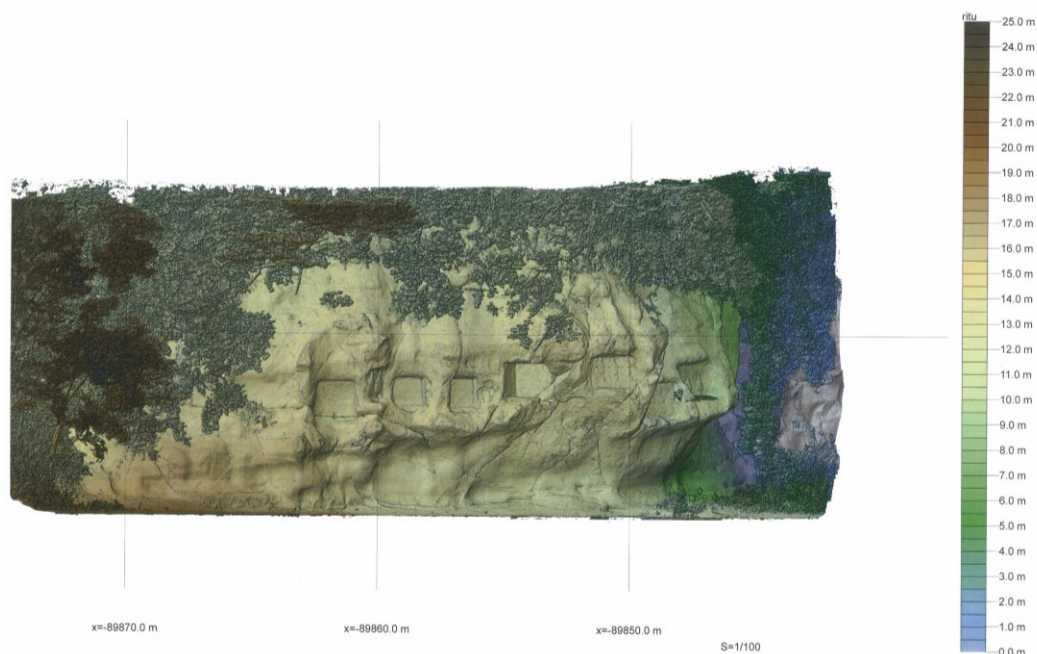


図40 岩地蔵遺跡三次元測量図

第4章 史跡の構成要素と本質的価値

第1節 伊達氏梁川遺跡群の本質的価値

1. 伊達氏梁川遺跡群の本質的価値

伊達氏梁川遺跡群の特色に基づき、史跡の本質的価値を以下に示す。

- (1) 伊達氏館を中心に中世伊達氏が築いた都市景観を良好に残し、奥州南部において国人領主から戦国大名へと発展を遂げた伊達氏の足跡を見ることができる遺跡群が存在していること。
- (2) 都市の境界装置として機能した堂庭遺跡及び岩地藏遺跡が所在し、南奥州の中世都市景観を確認できる稀有な遺跡群であること。

2. 伊達氏梁川遺跡群の特色

(1) 史跡の特色

- ・史跡は、標高50mの段丘平坦部に位置し、中世伊達氏館を中心に屋敷・寺院跡が南北1.7km、東西0.5kmの範囲に展開し、奥州南部における都市形成を考えるうえで重要な遺跡群である。
- ・伊達氏館には、庭園跡及び主殿や会所に想定される建物跡が確認され、奥州において室町幕府の規範秩序を取り入れながら整備が行われた状況が確認できる数少ない遺跡である。
- ・史跡は、宗教施設をランドマークとした都市形成の状況が確認され、室町時代、南奥州における都市形成過程を知ることができる貴重な遺跡である。
- ・南奥州において大名権力形成過程を知る上で重要な遺跡である。

(2) 遺跡としての特色

- ・伊達氏館周辺に展開する遺跡のうち、記録保存の措置がなされている茶臼山北遺跡・茶臼山西遺跡については、発掘調査によって本史跡と関連する武家屋敷群や仏堂などの存在が明らかになった。また、現状保存されている輪王寺跡・茶臼館跡などの周知の遺跡についても城下を形成する重要な遺跡である。
- ・伊達氏館及び南町頭地区は、周知の遺跡である梁川城跡に包括されている。中世伊達氏の本拠から戦国末期、蒲生氏郷・上杉景勝と領主が変遷する中で城館として整備が進められた歴史的経過が梁川城跡の調査成果から確認されている。また、幕末の松前藩移封により整備が加えられた梁川城跡の調査成果は、梁川城跡の歴史的変遷や特色を色濃く示している。

第2節 史跡を構成する諸要素

1. 構成要素

(1) 本質的価値を構成する要素

本史跡の本質的価値を示す要素。

本史跡が機能していた時代の遺構・遺物・地形が該当する。

(2) 本質的価値に準ずる要素

本史跡の本質的価値とは直接関連性は無いが、本史跡を理解する上で重要な要素であり、本史跡成立以前と以後の歴史を示す要素となる。

伊達氏館地区の土塁・石垣などが該当する。

(3) 保存活用に有効な要素

本史跡の本質的価値や本質的価値に準ずる要素には該当しないが、本史跡の保護を進める上で必要な要素。

解説板やベンチなどの便益施設が該当する。

(4) その他の要素

①宗教関連施設

本史跡の本質的価値を構成する要素に該当しない宗教施設に関する要素。

社殿・神馬舎・鐘楼などの建造物、鳥居・石碑などの石造物が該当する。

②所有者の生活に資する要素

本史跡の本質的価値を構成する要素や本質的価値に準ずる要素には該当しないが、所有者や地域の生活・防災など地域との関わりの中で必要な要素。

電柱、道路標識などの諸施設が該当する。

③価値等とは関係性の低い要素

上記のいずれにも該当しない要素であり、将来的に移設・撤去を進めるべき施設。

梁川小学校機能時のフェンスなどが該当する。

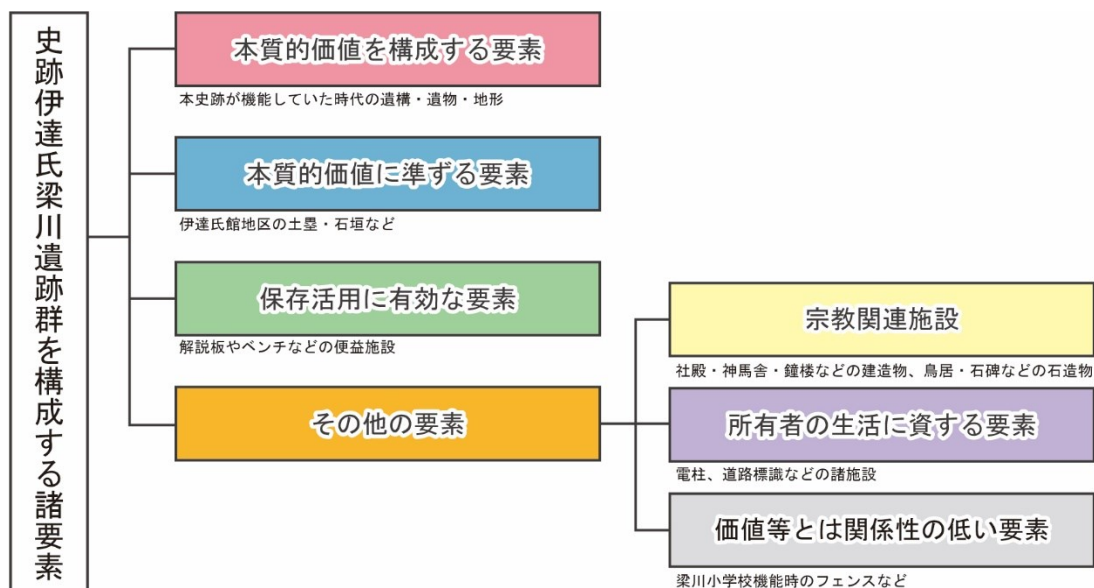


図 41 構成要素区分図

2. 構成要素の諸属性

A 伊達氏館地区

本質的価値を構成する要素		・本史跡と同時代の遺構 (中世の掘立柱建物跡・庭園跡・溝跡 等) ・本史跡と同時代の遺物 (中世のかわらけ・貿易陶磁・国産陶器 瓦質土器 等) ・地形(館を構成する区画 等)
本質的価値に準ずる要素		・本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺構 (近世の土塁・石垣 等) ・本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺物 (近世の国産陶磁器 等)
保存活用に有効な要素		・解説板 ・啓発看板(急傾斜地崩壊危険区域) ・植栽
その他の要素	宗教関連施設	・浅間神社
	所有者の生活に資する要素	・電柱(支柱線含) ・駐車場 ・消火栓 ・街灯
	価値等とは関係性の低い要素	・フェンス ・コンクリート製階段 ・門柱 ・打込み丸太杭(トラロープ含)

		
本史跡と同時代の遺構(庭園跡)	本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺構(近世の土塁・石垣)	解説板
		
啓発看板(急傾斜地崩壊危険区域)	植栽	浅間神社
		
電柱(支柱線含)	消火栓	駐車場

		
街灯	フェンス	門柱
		
コンクリート製階段	打込み丸太杭(トラロープ含)	

B 南町頭地区

本質的価値を構成する要素		・本史跡と同時代の遺構 (中世の掘立柱建物跡・蔵跡・溝跡 等) ・本史跡と同時代の遺物 (中世のかわらけ・貿易陶磁・国産陶器 瓦質土器 等) ・地形(寺院及び屋敷を構成する区画 等)
本質的価値に準ずる要素		・本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺構 (近世の遺構) ・本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺物 (近世の国産陶磁器 等)
その他の要素	所有者の生活に資する要素	・水路 ・電柱(支柱線含) ・里道

		
本史跡と同時代の遺構 (掘立柱建物跡)	本史跡と同時代の遺構(蔵跡)	地形(寺院及び屋敷を構成する区画)



C 堂庭地区

本質的価値を構成する要素		・本史跡と同時代の遺構 (中世の礎石建物跡・掘立柱建物跡・庭園跡・溝跡 等) ・本史跡と同時代の遺物 (中世のかわけ・貿易陶磁・国産陶器・瓦・狛犬 等) ・地形 (社寺を構成する区画 等)
本質的価値に準ずる要素		・本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺構 (近世以降の遺構) ・本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺物 (近世以降の国産陶磁器 等)
保存活用に有効な要素		・解説板 ・サイン板 ・ベンチ ・参道柵 ・参道石畳 ・石橋
その他の要素	宗教関連施設	・八幡神社 (本殿、拝殿、神馬舎、鳥居、石造物 等) ・鬼石観音堂 ・龍宝寺 (山門、鐘楼、石造物 等)
	所有者の生活に資する要素	・集会所 ・道路 ・電柱 (支柱線含) ・消火栓 ・マンホール





本史跡と同時代の遺物(狛犬)



解説板



サイン板



ベンチ



参道柵



参道石畳



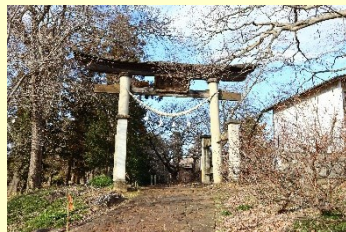
石橋



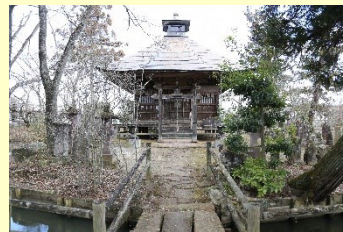
八幡神社(本殿)



八幡神社(拝殿)



八幡神社(鳥居)



鬼石観音堂



龍宝寺(山門)



集会所



道路



電柱(支柱線含)



D 岩地蔵地区

本質的価値を構成する要素	・ 本史跡と同時代の遺構 (中世に造営された石窟遺構・小穴 等) ・ 地形 (石窟群を構成する崖地形)
---------------------	--



第5章 現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

各地区の保存管理の現状と課題を以下の表に示す。

地区	現状	課題
伊達氏館地区	・本地区は、昭和 50 年代に内容確認を目的とした調査が実施され、内部構造等についても検討が加えられているが、館内部の建物構成や諸施設については課題も提示されている。	・館内部の構造等については、課題も提示されていることから内部の構造把握を目的とした更なる調査研究を進める必要がある。 ・館の出入り口施設及び外郭施設の様相が不明であり、整備に反映させるため確認調査を進める必要がある。
	・庭園跡については、復元し露出展示している。	・庭園跡については、形状・規模、関連施設を把握するための追加調査を実施し整備へ反映させる必要がある。 ・庭園跡のうち、州浜として復元した箇所については、一部劣化が進んでいる。
	・本地区のうち、急傾斜地箇所については、一部土砂災害特別警戒区域内に位置する。 ・急傾斜地等を中心に敷化が進んでいる。	・土砂災害特別警戒区域に位置する箇所については、管理手法の検討が必要となる。 ・急傾斜地の敷化については、安定的な管理手法の検討が必要となる。
	・本地区の史跡指定地は、全て公有化が図られ管理は、本市による除草が中心となっている。	・史跡の価値を踏まえ、保存管理の方法について関係機関との連携を深める必要がある。 ・除草及び樹木管理計画等を策定する必要がある。
	・本地区には文化財保護法 115 条第 1 項に基づく標識等は設置されていない。	・史跡の標識の設置について検討する必要がある。
南町頭地区	・本地区の管理は、本市による除草が中心となる。	・史跡の価値を踏まえ、保存管理の方法について土地所有者及び関係機関との連携を深める必要がある。
	・本地区は、約 98%が個人所有地、約 2 %が市有地である。	・個人所有地については、土地の公有化を図る必要がある。
	・本地区には文化財保護法第 115 条第 1 項に基づく標識等は設置されていない。	・史跡の標識の設置について検討する必要がある。

地区	現状	課題
堂 庭 地 区	・本地区は、史跡指定を目的とした内容確認調査を中心に実施されているが、調査が実施された箇所は極僅かであり内部構造については不明な点が多い。	・構造把握を目的とした更なる調査研究を進める必要がある。 ・本地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地である堂庭遺跡に位置しており、今後の調査の進展によっては未指定地について追加指定が必要となる。
	・本地区の史跡指定地は、約 59%が社寺有地、約 29%が個人所有地、約 11%が市有地である。	・個人所有地については、土地の公有化を図る必要がある。
	・本地区の管理は、社寺有地は神社氏子等により除草及び清掃が実施され、個人所有地に関しては、所有者による管理が行われている。 ・市有地については、本市により除草管理を行っている。	・八幡神社氏子等の高齢化も進んでおり史跡内の管理方法について検討が必要となる。 ・市有地については、市としての管理方法についても検討が必要となる。
	・本地区には文化財保護法第 115 条第 1 項に基づく標識等は設置されていない。	・史跡の標識の設置について検討する必要がある。
岩 地 蔵 地 区	・本地区は、史跡指定を目的とした測量調査を実施している。	・本地区の河川崖面に位置する立地環境を踏まえ詳細な測量調査を実施する必要があり、測量手法について検討する必要がある。
	・本地区の史跡指定地は、全て国有地である。	・所管省庁と管理手法について協議が必要となる。
	・本地区は、河川内に立地していることもあり伊達市により定期的な目視確認を中心とした管理を行っている。	・河川による浸食や遺構の崩落等が進行していないか定期的な確認手法を検討する必要がある。
	・本地区には文化財保護法第 115 条第 1 項に基づく標識等は設置されていない。	・史跡の標識の設置について検討する必要がある。

第2節 活用に関する現状と課題

各地区の活用の現状と課題を以下の表に示す。

地区	現状	課題
伊達氏館地区	・本地区については、庭園跡を中心に一般公開を行っている。 ・各種団体への史跡見学等については、伊達市観光物産協会が窓口となり、梁川地域の文化財関連団体がガイドとなり案内を行っている。	・ガイドの高齢化が進んでいるため安定的・持続的なガイドの育成が課題となっている。
	・見学者による史跡見学の効果的な導線及び便益施設が設定されていない。 ・本地区と周辺に所在する関連文化財の積極的な公開が進んでいない。 ・指定地内には、旧梁川町教育委員会により設置された解説板及びサイン板が設置されているが老朽化が進んでいる。	・見学者が本地区の魅力に触れられるよう本地区を中心に関連する文化財を結ぶ周遊ルートを検討する必要がある。 ・駐車場及びトイレ等、大型バス等の団体見学に対応ができていないため便益施設の設置についても検討する必要がある。 ・見学者の導線の検討を進めるとともに効果的な解説板の設置箇所の検討が必要となる。
	・本市の史跡等の魅力発信のための事業として例年、歴史文化講演会を開催している。	・本史跡の魅力を効果的に発信するため、関連イベントを継続的に実施するとともに市ホームページ等の効果的な活用を検討する必要がある。
	・生涯学習及び学校教育と連携する事業は、伊達市保原歴史文化資料館の事業として出前講座等を実施しているが、学校教育において本史跡の積極的な活用は図られていない。	・本史跡の本質的価値を中心に歴史理解を深めるため学校教育や生涯学習との連携体制の構築が必要となる。
南町頭地区	・本地区は、市道からのアクセスが農業用作業道のみであり積極的活用は困難状況となっている。このため、本地区の見学等は実施していない。	・本史跡の本質的価値を効果的に発信するためのガイダンス施設での展示との連携等といった効果的な活用方法の検討が必要となる。
	・史跡指定地内には、解説板等は設置していない。	・解説板及びサイン板等の効果的な設置手法を検討する必要がある。
	・本市の史跡等の魅力発信のための事業として例年、歴史文化講演会を開催している。	・本史跡の魅力を効果的に発信するため、関連イベントを継続的に実施するとともに市ホームページ等の効果的な活用を検討する必要がある。
	・本地区では、生涯学習及び学校教育と連携する事業は開催していない。	・本地区については、本史跡の本質的価値を中心に歴史理解を深めるため方法を検討する必要がある。

地区	現状	課題
堂 庭 地 区	・本地区は、梁川八幡神社及び龍宝寺の境内地については一般公開されている。 ・各種団体への史跡見学等については、伊達市観光物産協会が窓口となり、梁川地域の文化財関連団体がガイドとなり案内を行っている。	・ガイドの高齢化が進んでいるため安定的・持続的なガイドの育成が課題となっている。
	・本地区と周辺に所在する関連文化財の積極的な公開が進んでいない。 ・本地区の解説板については、福島県史跡及び名勝指定時の解説板が設置されているほか旧梁川町により設置された解説板等が混在しているが、老朽化が進んでいる。	・見学者が本地区の魅力に触れられるよう伊達氏館地区との連携を図った周遊ルートを検討する必要がある。 ・見学者の導線も踏まえ解説版の統合等の検討が必要となる。
	・本市の史跡等の魅力発信のための事業として例年、歴史文化講演会を開催している。	・本史跡の魅力を効果的に発信するため、関連イベントを継続的に実施するとともに市ホームページ等の効果的な活用を検討する必要がある。
	・生涯学習及び学校教育と連携する事業は、伊達市保原歴史文化資料館の事業として出前講座等を実施している。	・本史跡の本質的価値を中心に歴史理解を深めるため学校教育や生涯学習との連携を深めていくため体制の構築が課題となる。
岩 地 蔵 地 区	・本地区については、史跡へアプローチするルートが無く、広瀬川対岸からの見学のための対応となる。	・本史跡の本質的価値を効果的に発信するためのガイド施設での展示との連携等といった効果的な活用方法の検討が必要となる。
	・本地区と周辺に所在する関連文化財の積極的な公開が進んでいない。 ・解説板等は設置していない。	・見学者が本地区の魅力に触れられるよう伊達氏館地区との連携を図った周遊ルートを検討する必要がある。 ・本地区が所在する河川対岸等に解説板の設置を検討する必要がある。
	・本市の史跡等の魅力発信のための事業として例年、歴史文化講演会を開催している。	・本史跡の魅力を効果的に発信するため、関連イベントを継続的に実施するとともに市ホームページ等の効果的な活用を検討する必要がある。
	・本地区では、生涯学習及び学校教育と連携する事業は開催していない。	・本地区については、本史跡の本質的価値を中心に歴史理解を深めるため方法を検討する必要がある。

第3節 整備に関する現状と課題

各地区の整備の現状と課題を以下の表に示す。

地区	現状	課題
伊達氏館地区	・本地区内の整備は除草管理のみに留まっている。	・本地区内の樹木等について整理手法の検討を行う必要がある。
	・本地区には、休息施設・トイレ・駐車場等の便益施設は設置していない。	・休息施設・トイレ及び大型バスも駐車可能な駐車場等必要な便益施設の設置を検討する必要がある。
	・本地区を回遊するための周遊路・安全柵等の施設は未設置の状態である。	・本地区の周遊路及び安全対策の検討を行う必要がある。
	・本地区内は、昭和 56（1981）年に復元整備を行った庭園跡を公開し、活用を図っている。	・庭園跡は、調査成果を踏まえ復元庭園の設定時期、構成を検討した上で整備する必要がある。
	・本地区は、庭園跡以外の遺構表示等の整備は実施していない。 ・庭園跡を復元整備したが、遺構が重層的であるため、本史跡の本質的価値が分かりづらい。	・本史跡の理解を深めるため、本地区の本質的価値を顕在化する必要がある。
	・ガイダンス施設は未設置の状態である。	・本史跡の理解を深め各地区との連携を図る観点から本地区周辺にガイダンス施設を設置する必要がある。
	・本地区内に所在する本質的価値に準ずる要素である慶長年間に構築された土塁及び石垣についても復元し公開活用を図っている。	・本質的価値に準ずる要素となる遺構等の取扱について検討を行う必要がある。
南町頭地区	・本地区は、活用のための整備は未着手である。	・本地区は、当面の間保存のための整備を行う地区となるため、中・長期計画の中で活用のための整備についての検討が必要となる。

地区	現状	課題
堂 庭 地 区	・本地区は、活用のための整備は未着手である。	・本地区は、保存のための整備を中心に行う地区となるため整備に関する優先順位を明確化し、中・長期計画の中で活用のための整備についての検討が必要となる。
	・宗教法人所有となる参拝路に安全柵・解説板等が設置されている。	・安全柵の経年劣化が進んでおり史跡内の安全対策のため所有者と修繕方法について検討を進める必要がある。 ・解説板・サイン板等の統合及び再配置の検討が必要となる。
岩 地 蔵 地 区	・本地区は、史跡としての整備は未着手である。 ・劣化に対応するため保存のための整備方法についての検討が必要である。	・本地区は、当面の間保存のための整備を行う地区となるため、中・長期計画の中で活用のための整備についての検討が必要となる。

第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題

史跡の運営・体制の現状と課題を以下の表に示す。

体制	現状	課題
史跡保護	・本史跡の保護業務は、教育部生涯学習課が所管している。 ・歴史文化まちづくり係が担当。係員5名（うち学芸員2名）。他に生涯学習課主幹（文化財担当）1名。埋蔵文化財発掘調査専門員（会計年度任用職員）2名、学芸員（会計年度任用職員）2名、学芸補助員（会計年度任用職員）2名の体制。 ・歴史まちづくり係は、管理職含め6名の体制であるが、このうち史跡の保存・管理、活用、整備に関わる全般業務を担当する職員は実質3名（うち管理職1名）である。この体制により市内3箇所の史跡（霊山・宮脇廃寺跡・伊達氏梁川遺跡群）の管理の他、追加指定・公有地化・史跡整備事業・調査研究・教育普及などの多岐にわたる業務を担当している。	・本史跡の本質的価値を適切に保存し、且つ活用に資するための整備を進める上でも人員及び体制の拡充が望まれる。 ・史跡の本質的価値の顕在化を図るため継続的な内容確認調査を推進する必要がある。このため継続的調査に対応しうる体制の強化が必要となる。 ・今後、史跡整備及びガイダンス施設等の計画設計を継続的に担い、事業を推進する人材が必要となる。展示施設の設置と運営管理体制の検討のため学芸員の増員が望まれる。
市関係機関	・本質的価値を適切に保存し、且つ活用に資するための整備を進める上でも関係法令を所管する庁内部局との連絡調整のための定期的な打ち合わせは行われていない。 ・学校教育及び生涯学習に資するための協議及び連絡調整のための体制が整っていない。	・史跡整備を進めるに当たり関係法令を所管する部局との連絡調整体制の構築が必要となる。 ・史跡指定地の保存・管理・活用に関する関係部局との協議・連携体制の強化を図る必要がある。 ・教育普及活用の強化を図るため教育委員会内部での協議・連携体制の更なる強化を図る必要がある。

体制	現状	課題
その他の機関	・堂庭地区については、宗教法人が中心となり管理・活用が図られているが、連絡調整のための定期的な打ち合わせは行われていない。	・宗教法人管理地及び個人所有地については、史跡の保護・活用を円滑に進めるため土地所有者との役割分担・連絡調整体制の構築が必要となる。
	・本史跡の保存管理及び活用・整備に向けて体制を整備し国・県及び本市の関係部署、土地所有者、地域団体との連絡調整にあたる必要があるが体制が構築されていない。	・岩地藏地区については、所管省庁と史跡の保存及び管理のための連絡協議のありかたを検討する必要がある。
		・本史跡の効果的な保存及び整備・活用を図るため文化庁・福島県教育庁文化財課への連絡体制の強化及び学識経験者からなる専門委員会を適時設置し専門的な指導体制の強化を更に進める必要がある。

第6章 伊達氏梁川遺跡群の保存活用に関する大綱・基本方針

第1節 伊達氏梁川遺跡群保存活用に関する大綱

伊達氏梁川遺跡群の保存活用に関する大綱

「伊達氏の成長とともに発展を遂げた中世都市梁川
の姿を守り伝え、歴史で人がつながり合う・伊達」

第2節 基本方針

1. 保存管理の基本方針

- ①本史跡の本質的価値を後世に守り伝えるため適切な保存を図る。
- ②本史跡の本質的価値の保存を図る上で、遺構の状況把握のための各種調査を推進する。
- ③本史跡を適切に保存するため所有者の財産権を尊重しつつ土地の公有化を図るとともに新たに史跡指定が必要となった箇所については追加指定に努める。

2. 活用の基本方針

- ①多くの来訪者が本史跡に触れ学び、郷土への愛着が深まるような活用を推進する。
- ②来訪者が、本史跡の各地区を楽しみながら巡るルートやボランティアガイドの育成等を推進する。
- ③本史跡が、学校教育や生涯学習、歴史観光の拠点の一つとなる活用を推進する。

3. 整備に関する基本方針

- ①本史跡の本質的価値を守り・伝え安全で快適な環境整備に取り組む。
- ②本史跡の本質的価値と魅力を伝えるための整備を推進する。
- ③本史跡に多くの人々が集い歴史でつながることができる環境を整える。

4. 運営・体制に関する基本方針

- ①市民・行政・地域関係団体が一体となり本史跡の保存・活用を持続的に進めることが可能となる体制の構築を目指す。
- ②伊達市は、本史跡の適切な保存活用に関する事業を推進するため体制の充実を図り、円滑な運営を行うよう努める。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

保存とは、史跡の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出することである。本史跡の保存管理においては第6章で示した基本方針に基づき、本質的価値を後世に守り伝えるための適切な保存、遺構の状況把握及び各種調査の推進、所有者の財産権を尊重しつつ、土地の公有化や必要に応じた追加指定に努める。また、見回りや清掃等の日常的な維持管理に関する施策の実施や周辺環境の改善等についても検討していく。

このほか本史跡の整備等に伴う発掘調査に際しては、学識経験者で構成される委員会の指導のもと実施する。また、整備に当たっては、学術調査の成果を踏まえ、その方法及び効果について十分に検討する。

第2節 保存管理の方法

保存管理においては、遺構の分布、地目や土地所有の状況、各種施設の設置状況等に合わせゾーンニングを行うことが有効である。本計画では、第1章で定めた地区区分ごとに保存管理の方法を定めることとする。



図 42 地区区分図

1. 伊達氏館地区

伊達氏館地区は、主殿や会所、庭園といった室町幕府の規範を取り入れながら段階的に整備・拡充された伊達氏館跡のある地区である。本地区は梁川小学校の跡地であり、心字の池を含む庭園の一部を復元整備している。全て公有化しており、管理団体である本市が除草活動を実施している。

本地区は、本史跡における保存・活用事業の中心地区として重点的な措置を講ずることとする。また、建物跡や庭園跡の変遷や諸施設の状況把握等の調査研究を進めることで内容の把握に努め、その周知を図る。本史跡とは異なる時代の遺構のうち本史跡との歴史の重層性を示すものについては、本史跡と連携した活用・整備を見据えた適切な保存管理を行う。



写真 14 伊達氏館地区

2. 南町頭地区

南町頭地区は、伊達氏館に付随する寺院ないしは武家屋敷群などの性格が考えられる地区である。主に個人所有の耕作地であるが、田地の多くは休耕田となっており、藪化が進んでいる。本地区における保存管理の方法としては当面の間は現状維持を基本とし、所有者及び管理団体による除草や清掃といった日常の維持管理を継続的に行う。また、区画内部の構造及び性格把握を目的とした調査研究を進め、調査の進展によっては地区周辺の追加指定を行うことを検討する。また、状況が整い次第、順次公有化を図る。



写真 15 南町頭地区

3. 堂庭地区

堂庭地区は、伊達氏の氏神である梁川八幡宮跡のある地区である。土地所有は、宗教法人、個人、市であり、主に社寺（八幡神社・龍宝寺）、畑地及び果樹用地として利用されている。管理は土地所有者によって実施されており、神社氏子等を中心に除草及び清掃が行われている。

本地区の保存管理については、所有者による除草や清掃といった日常の維持管理を継続的に行うとともに

に、管理団体である本市が定期的に遺構の状況確認等を行うことを基本とする。

また、社寺部分については、現状を維持しつつ、遺構に影響を及ぼさないことを前提に宗教法人としての活動を認める。各種施設については、劣化や破損を防ぎ、遺構に影響がない



写真 16 堂庭地区

ように留意しながら、必要に応じて補修・更新・撤去等を行う。また、本地区における遺構の規模や構造、価値の把握を目的とした更なる調査研究を進め、調査の進展によっては地区周辺の追加指定を行うことを検討する。

4. 岩地藏地区

岩地藏地区は、東昌寺との関連の中で造営され、中世都市梁川の南端の境界装置として機能していたと考えられる石窟群である。本地区は一級河川の広瀬川に面した崖面に位置しており、全て国有地である。また、管理団体である本市によって定期的な目視確認が行われている。

本地区における保存管理の方法としては、河川による浸食や遺構の崩落等が進行していないか定期的なモニタリングを行う。また、関係機関と協議のうえ、適切な保存管理を実施する。



写真 17 岩地藏地区

第3節 各要素の保存管理の方法

第4章で整理した構成要素ごとに保存管理の方法を定める。

1. 伊達氏館地区

構成要素		保存管理方法
本質的価値を構成する要素	本史跡と同時代の遺構、地形	現状保存を原則とする。本質的価値の解明や整備のための発掘調査、保存・活用のための整備を目的とした現状変更以外は原則行わない。
	本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺構	現状保存を原則とする。本質的価値の解明や整備のための発掘調査、保存・活用のための整備を目的とした現状変更以外は原則行わない。また、本史跡との歴史的関係性について調査研究を進める。
保存活用に有効な要素	解説板	本質的価値を伝えるために必要なものであるため、現状を維持し、適切な管理を行う。なお、調査の進展や劣化等による更新や、設置場所を変更する際には、遺構の保存を図りつつ移設、更新を行う。
	啓発看板（急傾斜地崩壊危険区域）	本史跡の利用者や周辺住民に対する防災啓発のために必要なものであるため、遺構及び本質的価値を構成する要素の保存に影響を及ぼさない範囲での維持管理に努める。なお設置場所の変更や修理を行う際には、遺構の保存を図りつつ移設、更新を行う。
	植栽	本史跡の環境維持及び修景のために適切な維持管理を継続する。管理団体である本市を中心に、ボランティア等からの協力を得ながら定期的な剪定を行う。

構成要素			保存管理方法
その他の要素	宗教関連施設	浅間神社	遺構及び本質的価値を構成する要素の保存に影響を及ぼさない範囲で日常の維持管理を行う。また、補修・更新・撤去等を行う際には遺構の保存を図りながら実施する。整備を行う際には、周辺環境及び所有者の安全を確保しつつ、史跡の適切な環境保全のために修景することを検討する。
	所有者の生活に資する要素	電柱（支柱線含）、消火栓、駐車場、街灯	
	価値等とは関係性の低い要素	フェンス、門柱、コンクリート製階段、打込み丸太杭（トラロープ含）	

2. 南町頭地区

構成要素			保存管理方法
本質的価値を構成する要素		本史跡と同時代の遺構、地形	現状保存を原則とする。本質的価値の解明や整備のための発掘調査、保存・活用のための整備を目的とした現状変更以外は原則認めない。
本質的価値に準ずる要素		本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺構	現状保存を原則とする。本質的価値の解明や整備のための発掘調査、保存・活用のための整備を目的とした現状変更以外は原則認めない。また、本史跡との歴史的関係性について調査研究を進める。
その他の要素	所有者の生活に資する要素	水路、里道、電柱（支柱線含）	遺構及び本質的価値を構成する要素の保存に影響を及ぼさない範囲で日常の維持管理を行い、劣化や破損を防ぐ。また、補修・更新・撤去等を行う必要が出てきた際には、遺構の保存を図りながら実施する。整備を行う際には、周辺環境及び所有者の安全を確保しつつ、史跡の適切な環境保全のために修景することを検討する。

3. 堂庭地区

構成要素			保存管理方法
本質的価値を構成する要素		本史跡と同時代の遺構、地形	現状保存を原則とする。本質的価値の解明や整備のための発掘調査、保存・活用のための整備を目的とした現状変更以外は原則として認めない。
本質的価値に準ずる要素		本史跡と同時代では無いが歴史的関係性のある遺構	現状保存を原則とする。本質的価値の解明や整備のための発掘調査、保存・活用のための整備を目的とした現状変更以外は原則認めない。また、本史跡との歴史的関係性について調査研究を進める。

構成要素		保存管理方法
保存活用に有効な要素	解説板、サイン板	本質的価値を伝えるために必要な維持管理を行う。なお、調査の進展や劣化等により設置場所や記載内容を変更する必要がある際には、遺構への影響が最小限になるよう配慮し移設、撤去、更新を行う。
	ベンチ	本史跡の利用者の休憩施設として機能しているため、活用の観点から現状維持を基本とする。なお設置場所の変更や修理を行う必要がある際には、遺構への影響が最小限になるよう配慮し移設、撤去、更新を行う。
	参道柵、参道石畳、石橋	現状保存を原則とし、必要な維持管理を継続する。遺構及び本質的価値を構成する要素の保存に影響を及ぼさない範囲で、宗教法人としての活動を認める。なお設置場所の変更や修理を行う必要がある際には、遺構への影響が最小限になるよう配慮し移設、撤去、更新を行い、新設は原則認めない。
その他の要素	宗教関連施設	遺構及び本質的価値を構成する要素の保存に影響を及ぼさない範囲で、所有者の生活や宗教活動に支障が出ないよう日常の維持管理を行う。また、整備を行う際には、周辺環境及び所有者の安全を確保しつつ、史跡としての景観保全のために修景することを検討する。ただし、所有者が、補修・更新・撤去等を行う際には遺構の保存を前提とし認めることとする。その際、必要に応じて範囲確認のための調査を行う。
	所有者の生活に資する要素	
	集会所、道路、電柱（支柱線含）、消火栓、マンホール	

4. 岩地蔵地区

構成要素		保存管理方法
本質的価値を構成する要素	本史跡と同時代の遺構、地形	現状保存を原則とする。河川による浸食や遺構の崩落等が進行していないか定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて対策や修復を行う。また、所管省庁と協議のうえ、適切な保存管理を実施する。

第4節 現状変更に関する取扱指針

現状変更とは、史跡に物理的または作為的な変更を加える行為や、史跡の保存に影響を及ぼす行為を指す（以下、現状変更等という。）。現状変更等については、史跡指定地内で行われることの妥当性、その内容や規模が必要最小限であり、史跡の本質的価値への影響を及ぼさないよう必要な措置がとられていること等を許可の条件とする。

史跡指定地において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可を得る必要がある。但し、現状変更等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条4項に基づき、伊達市教育委員会が現状変更等の許可、取り消し、停止命令等の事務を行う。また、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合については許可不要である。以下に現状変更等の取扱基準を示す。

表 8 現状変更等の取扱基準

区分		伊達氏館地区	南町頭地区	堂庭地区	岩地藏地区
建築行為等	新築	新築は原則として認めない。史跡の保存活用のための整備に関わるものは地下遺構や景観に影響を与えないものに限り認める。	新築は原則として認めない。	新築は原則として認めない。史跡の保存活用のための整備に関わるものは地下遺構や景観に影響を与えないものに限り認める。	新築は原則として認めない。
	増築・改築	増築・改築は原則として認めない。	—	増築は原則として認めない。改築は遺構や景観に影響を与えないものに限り認める。	—
	除去	不要なものの撤去は認める。撤去の際には地下遺構に影響がないよう十分に配慮する。	—	不要なものの撤去は認める。撤去の際には地下遺構に影響がないよう十分に配慮する。	—
工作物の設置等	新設	史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。			
	改修	協議の上、変更の必要性が認められ、地下遺構や景観に影響がないものについて、材質や規格等を検討した上で認める。			
	除去	不要構造物の撤去は認める。撤去の際は地下遺構に影響がないよう配慮する。			
土地	地形変更	地下遺構の保護、史跡の保存活用のための整備、防災に関わるものを除き、原則として認めない。			
道路等	新設・拡幅	史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。			新設は原則として認めない。
	補修・改修	公共・公益上必要な場合は、地下遺構や景観に影響がない場合に限り認める。			—

区分		伊達氏館地区	南町頭地区	堂庭地区	岩地藏地区
樹木等	植栽	史跡の保存活用や史跡としての景観確保に有効なものに限り、地下遺構に影響のないよう慎重に行うことを図った上で認める。			
	伐採・伐根	枝打ち・剪定等の日常的な活動、木竹の伐採は認める。伐採を行う際には地下遺構に影響がないよう配慮する。伐根については史跡の保存活用、史跡としての景観確保に有効なものに限り、地下遺構に影響のない範囲で認める。			
発掘調査等		遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合認める。			
史跡整備		遺構や景観への影響が最小限のものに限り認める。遺構の復元整備は、発掘調査の結果に基づき協議の上認める。			

※上記以外の保存活用を目的とした行為

イベント(催事)等の活用を目的とした行為	イベント等の開催にかかる仮設物の設置は認める。
その他	上記に記していない現状変更については、伊達市教育委員会と協議の上判断する。

表9 現状変更の許可申請区分と行為の内容

許可申請区分	根拠法令	行為の内容	
許可できない行為	文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	・本史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合 ・本史跡の価値又は景観を著しく減じると認められる場合 ・本計画で定められた基準に反する場合	
文化庁長官	文化財保護法125条	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為	下記以外の行為全般
伊達市教育委員会	文化財保護法施行令5条4項	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為（都道府県及び市に権限委譲されている軽微な現状変更）	・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増築又は改築 ・小規模建築物の新築、建築の日から50年を経過していない小規模建築物の増築又は改築 ・工作物の設置若しくは設置の日から50年を経過していない工作物の改修・除去 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装若しくは修繕 ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等の除却 ・木竹の伐採 ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取
許可申請が不要な行為	文化財保護法125条ただし書	維持の措置	・史跡のき損、衰亡時の現状復旧 ・史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置 ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合の当該部分の除去
		非常災害のために必要な措置	・火災発生時の消火活動等 ・大雨、台風、地震等の災害により被害が及ぶ可能性のある箇所への土嚢等の設置等 ・簡易な土留杭・立入禁止表示等の工作物の設置、見学者の避難のための措置等 ・被災後の土砂、崩壊工作物、倒壊樹木の撤去等
		保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの	・史跡を構成する要素に対する日常の維持管理（危険防止・景観維持のための剪定や草刈り、小規模工作物の地上部分の補修・更新・撤去等、畑等の耕作） ・仮設物の設置等（地面に打ち込まないもの）

第5節 指定地外への対応

本史跡の周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が分布しており、その中には茶臼山北遺跡・茶臼山西遺跡や輪王寺跡・茶臼館跡といった中世伊達氏館を中心に展開した都市形成を考える上で重要な遺跡も含まれている。周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事などの開発事業を行う場合には、文化財保護法第93条第1項及び第94条第1項により福島県教育委員会に事前の届出等を行う必要がある。また、県指定史跡及び名勝の「梁川城跡及び庭園」は本史跡の指定地内外に展開しており、伊達氏館地区の北側に位置する梁川城の北三の丸部分には土塁や水堀が現存している。県指定史跡及び名勝部分については、福島県文化財保護条例第11条に基づき、現状変更を行う場合は福島県教育庁に許可を受けなければならない。史跡指定地外についても引き続き調査を実施し、本史跡の本質的価値を示す部分については、条件が整い次第追加指定、並びに公有化を行う。

このほか、本史跡の価値を広く周知し、活用を推進するため、史跡指定地外にガイダンス施設や便益施設等を設置することも検討する。指定地外においても、関係機関、土地所有者、地域住民等と連携し、史跡と調和する景観への配慮や、環境の維持管理を行えるような体制の構築を進めていく。「伊達氏ゆかりの史跡整備計画」や「梁川歴史と文化のまちづくり整備事業基本計画」等の関連計画とも連携・整合を図り、堂庭地区周辺の政宗にぎわい広場等も含めた広域な保存・活用も検討する。



写真 18 県指定史跡及び名勝
梁川城跡及び庭園（北三の丸部分）



写真 19 堂庭地区周辺 政宗にぎわい広場

第6節 追加指定の方針

本史跡周辺に展開する茶臼山北遺跡・茶臼山西遺跡、輪王寺跡・茶臼館跡をはじめとした中世伊達氏が築いた都市景観を残す遺跡等の調査研究を引き続き実施し、本史跡の本質的価値を示すことが明らかになった部分については、条件が整い次第追加指定を検討する。

第7節 公有化の方針

史跡指定地に含まれる民有地については、土地所有者の意向を尊重しつつ、条件が整い次第公有化を目指していく。

第8章 活用

第1節 活用の方向性

本史跡の本質的な価値を明確に示し、「第6章 伊達氏梁川遺跡群の保存活用に関する大綱・基本方針」で提示した「活用の基本方針」に則った史跡の活用の方向性について、以下のとおり定めるものとする。

また本史跡は、伊達氏館地区を中核として室町時代に築かれた都市遺跡であるが、その後、戦国時代から江戸時代と時代を経る中で都市構成も変化する。その状況も本史跡の本質を理解する上で非常に有効な要素となる。この都市の歴史的変遷と関連する要素となる文化財も含め活用を推進する。

1. 多くの来訪者が本史跡に触れ学び、郷土への愛着が深まるような活用を推進する。

多くの来訪者が「中世都市梁川」の景観を体感することができるよう、来訪者の利便性を高める整備を推進し、現代社会に適応した活用方法の検討を進める。

2. 来訪者が、本史跡の各地区を楽しみながら巡るルートやボランティアガイドの育成を推進する。

「伊達氏館地区」「南町頭地区」「堂庭地区」「岩地藏地区」の各地区からなる本史跡を来訪者が楽しみながら体感することができるよう、適切なルートやボランティアガイドの育成を推進する。

3. 本史跡が、学校教育や生涯学習、歴史観光の拠点の一つとなる史跡の活用を推進する。

本史跡は、室町時代の奥州南部における伊達氏の足跡とともにその基盤となる中世都市の形成過程の痕跡が濃密に遺存している。この特色ある本史跡を、学校教育や生涯学習、歴史観光の拠点の一つとなるよう活用を推進する。

第2節 活用の方法

1. 学校教育における活用

学校教育との連携を深め児童・生徒の段階から本史跡の魅力に触れ、本史跡の理解を深めることは、郷土への愛着の醸成へもつながる。このため学校現場や教職員との連携を図り、学校教育や学校行事、地域学習等の場において、本市の専門職員や、地域の歴史研究会等が積極的に関わっていただけるような手法の検討を進める必要がある。当面は伊達市保原歴史文化資料館との連携を図った事業展開等による施策を実施する。

2. 生涯学習における活用

学校教育における活用と同様に、生涯学習の場においても本史跡の理解を深めるための活用が必要である。

生涯学習の場では、普及活動の対象となる人々のニーズが多様であることが想定される。このため本史跡の基本的な情報のみならず、より深く踏み込んだ内容についても伝えていけるようにしていく必要がある。持続的なボランティアガイドの育成を進め、従来の公開講座、遺跡見学会等を積極的に展開する必要がある。また、本史跡に関する情報を広く内外に発信し、本史跡の理解を深める機会を創出する施策を実施する。



写真 20 ワークショップ開催状況

3. 地域における活用

本史跡の本質的価値の一つである「中世伊達氏が築いた都市景観」は、地域振興や観光振興の資源としての活用も期待される。このため歴史体験等のイベントの開催等を検討する必要がある。このため市産業部や観光関連団体等との連携を深めた活用を推進するための手法を検討し、施策へ反映させていくこととする。このほか、史跡周辺に点在する文化財との連携を図り魅力ある周遊ルートの設定を検討する。



写真 21 政宗にぎわい広場に設置されたパネル



写真 22 伊達氏館地区に設置された商工観光課によるARコンテンツの看板

第9章 整備

第1節 整備の方向性

本史跡の本質的な価値を保全し、より明確に示すと共に更に引き出すため、「保存のための整備」及び「活用のための整備」を実施するものとする。

「第5章 現状と課題」で見出された整備に関わる諸課題を克服し、本史跡の本質的価値の顕在化を図り、多くの人々がつながる場とするため「第6章 伊達氏梁川遺跡群の保存活用に関する大綱・基本方針」で提示した「整備に関する基本方針」に基づき施策を進める。

1. 本史跡の本質的価値を守り安全で快適な環境整備に取り組む

本史跡の本質的価値を守り・伝えるため史跡の本質的価値が適切に継承されるよう管理方法について検討を行う必要がある。また、歴史的景観との調和を目指した安全で安心な環境整備の検討を進め、自然災害や経年劣化に耐え得る整備に取り組む。

2. 本史跡の本質的価値と魅力を伝えるための整備を推進する

本史跡の魅力を多くの来訪者が体感できるよう本質的価値の顕在化を図った歴史公園の整備を推進する。優先的に整備事業の実施が必要とされる箇所の正確な把握に努め、段階的・計画的な整備の検討を進める。また、整備に際し必要な調査を進め、その成果に基づく整備を推進する。

3. 本史跡に多くの人々が集い歴史でつながることができる環境を整える

本史跡の価値を多くの人々が体感し、地域の交流の場となる整備を推進する。また、安全かつ快適に本史跡の魅力に触れられるよう史跡の各構成要素を結び、本史跡周辺の文化財も併せて周遊できるような環境整備にも取り組む。

第2節 整備の方法

前述した方向性や第5章で示した課題等を踏まえて、以下に整備の具体的な方法について述べる。

1. 良好な状態で保全するために、恒常的な現状把握と維持管理に基づく整備を進める

本史跡を良好な状態で保全するために、恒常的に現状把握と維持管理を実施し、修復が必要な箇所を早期に把握できるようにする。自然災害や経年劣化にも対応できるように、点検表の作成や維持管理体制の構築等の検討を進め、その結果に基づき、保存上悪影響を与える要因については、適切に対応していくものとする。繁茂が著しい樹木や植栽、史跡環境にとって望ましくない構築物等については、活用や住民生活への影響も含めて総合的に判断しながら剪定や撤去等の対応により適宜整備を進める。

2. 計画的な調査を実施し、その成果に基づいて適切な整備を進める

本史跡の本質的価値の顕在化を図る上で必要な諸調査を適切に実施し、整備基本計画へ反映させるものとする。特に伊達氏館地区は、本史跡の中核となる地区であることから優先的に必要な調査を実施しその成果に基づき整備を進める。また、他の地区については、中・長期的視点に立ち計画的に必要な諸調査を実施し整備計画へ反映させる。

3. 中世都市梁川の歴史を体感できる周遊路の整備を進める

本史跡の指定範囲は、広範囲にわたることから中世都市梁川の姿を体感するために周遊路の整備について検討を進める。まちづくりの観点にも留意した周遊路の選定を進めるとともに、本史跡をわかりやすく体感するため解説板・サイン板の統廃合を視野にいたした整備を進める。また、休息用のベンチ等必要な便益設備の設置場所・設置方法についても検討を進める。

4. 安全で快適な史跡整備の検討を進める

伊達氏館地区については、多くの人々が「中世都市梁川」の景観を体感することができる整備の検討を優先して進める。また、伊達氏館地区を中心にバリアフリーやユニバーサルデザイン等の仕様にも考慮し、来訪者が安全・快適に利用できるような整備の検討を進める。また、防災の観点も踏まえた整備の検討も進める。

南町頭地区・堂庭地区・岩地藏地区についても中・長期的視点に立ち上記の整備検討を進める。

5. 本史跡のガイダンス施設設置の検討を進める

本史跡の本質的価値をわかりやすく紹介し、理解が深まるようガイダンス施設設置の検討を進める。ガイダンス施設は、伊達市の歴史研究を継続的に進める拠点施設、市民の歴史学習機会の場といった役割を担い、且つ本史跡の管理拠点と位置付けられる施設である。本史跡の魅力を体感できる展示設備や、各種調査・保管、学習室等の設備等の設置を検討する。

また、ユニバーサルデザインに基づく表示や多言語対応、ARやVRなどのIT技術等の活用も検討し、歴史文化のみならず、観光振興にも対応する整備の検討も進める。

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

本市は本史跡の管理団体として、史跡全体を適切に保存管理していく責務があり、その保護業務は、教育部生涯学習課が所管している。適切な運営・体制を整備していく方向性について以下に定め、その施策化を推進していく。

1. 組織体制を整備拡充し、史跡保護のための運営・体制の強化を図る

所管部局である伊達市教育部生涯学習課で、史跡の保護業務を現在主管しているのは、歴史まちづくり係で、係員は管理職を含めて6名で構成されている。史跡の管理・運営の実務に対応している職員は実質2名で、本史跡以外の史跡の管理・運営の他にも、多岐にわたる文化財保護業務に対応している。そのため、拡充を視野に入れた主管部局の体制を強化し、文化財保護に関する必要な予算の確保に努め、本史跡に対して適切に即応できる運営・体制の構築を図るよう務める。

2. 関連諸部局及び諸機関等との情報連絡を緊密にし、連携できる体制の構築を図る

本史跡の保存・管理・活用のための施策を推進するためには、関連部局及び外部の関連諸機関と緊密な情報連絡の交換及び、連携が必須となる。そのため、関係法令を所管する庁内の各関連部署や外部の関連諸機関との連絡調整体制の構築を図る。

3. 各専門機関からの指導・助言や点検を受け運営・体制の整備を図る

本史跡の各委員会をはじめ、文化庁や福島県教育庁、伊達市文化財保護審議委員会等の指導・助言や点検を受けつつ、有識者等に適宜助言を求め、支援や協力を得ることができる運営・体制の整備を図る。

以上の方向性を基礎とし、本史跡の本質的な価値を保全し、より明確に示すと共に更に引き出すための運営・体制の整備の推進を図るものとする。

第2節 運営・体制の整備の方法

前述した方向性の施策化を推進するために、以下にその方法について述べる。

1. 計画的で効果的な体制となるように整備拡充し、運営・体制の強化を検討する

計画的で効果的な施策の推進に当たり、適切な体制の確立を目指し、整備拡充を検討する。施策の確実な推進のための専門職員の充実や、適切な人員配置及び役割分担の確認を行い、調査や研究、管理及び整備、学術的監修、追加指定や公有化、維持管理と復旧及び

修繕、現状変更等の、多岐にわたる文化財保護業務に、不足なく即応できる、より良い運営・体制の整備の検討を進めていく。

2. 相互連携を強化するための情報連絡体制の構築を検討する

本史跡の適切な保存・管理・活用のためには、主管部局と、都市計画や公園、景観、観光等の各施策を担当する部局との連携や、ボランティア団体及びNPO団体等との連携、近隣住民や学校をはじめとした市民との連携等の、多様な連携が必要不可欠である。そのため、各部局及び諸機関と、本史跡の本質的価値を共有し、情報交換や支援を受けられる連携体制を構築し、運営・体制の整備と強化の検討を進めていく。

3. 各専門機関との相互連携の強化を目指す体制の構築を検討する

既述した各専門機関による、本史跡の運営・体制への指導・助言・点検を定期的に受けるための機会を設けるとともに、学識経験者、教育機関、他の自治体の文化財担当部局等と相互的な情報交換や協力・支援体制の構築を図り、組織的・人的ネットワークを充実させるための検討を進めていく。

以上の方法等により、十分な検討や調整を図ることができる体制を確立し、質の高い調査や研究、円滑な保存活用と整備事業の推進と、運営・体制の整備を進めるものとする。

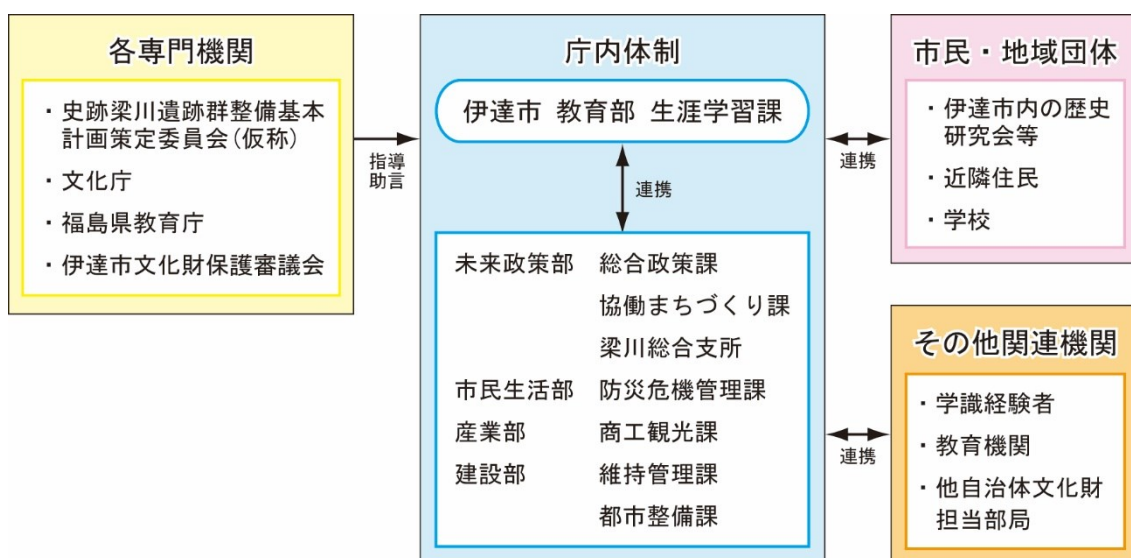


図 44 運営・体制図

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施計画策定の方向性

本計画の第7章から9章において各項目に方向性と方法の内容を定めた。この内容の具体化を図るため施策の計画期間を短期と中・長期に区分し進める必要がある。本計画では、早期の実施が必要なものについて短期計画（令和7年度から令和12年度）に位置づけ、中・長期的な視点に基づき将来的に実施する必要があるものを中・長期計画（令和13年度以降）として位置づける。

以下では、この内容に基づき実施計画について示す。

第2節 計画実施の概要

1. 短期計画

- ・伊達氏館地区内容確認調査の実施
- ・除草及び樹木管理計画策定
- ・土砂災害特別警戒区域の管理手法の検討
- ・標識等の設置方法の検討
- ・岩地蔵遺跡の管理手法及び測量調査方法の検討
- ・本史跡周遊ルートの検討
- ・伊達氏館地区サイン計画の策定
- ・ボランティアガイドの育成
- ・学校教育との連携強化のため出前講座の手法検討・実施
- ・生涯学習との連携強化のため出前講座の手法検討・実施
- ・観光関連部局との連携強化手法の検討・実施
- ・伊達氏館地区整備基本計画の策定
- ・伊達氏館地区整備基本設計
- ・伊達氏館地区整備実施設計
- ・伊達氏館地区整備工事
- ・ガイダンス施設基本計画の策定
- ・ガイダンス施設基本設計
- ・ガイダンス施設実施設計
- ・ガイダンス施設建築工事
- ・伊達氏館地区の標識・解説板の再設置及び統廃合
- ・関係者及び諸機関・関連諸部局との連携の推進
- ・適正な運営体制の検討及び体制の充実
- ・専門委員会の設置による指導体制の強化

2. 中・長期計画

- ・ 堂庭地区・南町頭地区の個人所有地の公有地化
- ・ 個人所有地の安定的な管理手法についての検討
- ・ 堂庭地区・南町頭地区の調査研究の推進
- ・ 文化財関連団体のガイドによる案内
- ・ 堂庭地区・岩地藏地区整備手法の検討
- ・ 堂庭地区・岩地藏地区の解説板・サイン板の再設置及び統廃合

表 10 項目別実施計画の概要

項目	当面実施する施策（継続して実施中の施策）	短期的施策 (令和 7 年度から令和 12 年度)	中・長期的施策 (令和 13 年度以降)
保存管理	・ 管理団体及び所有者による除草 ・ 清掃等の維持管理	・ 伊達氏館地区内容確認調査の実施 ・ 除草及び樹木管理計画策定 ・ 土砂災害特別警戒区域の管理手法の検討 ・ 標識等の設置方法の検討 ・ 岩地藏遺跡の管理手法及び測量調査方法の検討	・ 堂庭地区・南町頭地区の個人所有地の公有地化 ・ 個人所有地の安定的な管理手法についての検討 ・ 堂庭地区・南町頭地区の調査研究の推進
活用	・ 一般公開の推進 ・ 文化財関連団体のガイドによる案内 ・ 伊達市教育委員会主催による講演会	・ 本史跡周遊ルート of の検討 ・ 伊達氏館地区サイン計画の策定 ・ ボランティアガイドの育成 ・ 学校教育との連携強化のため出前講座の手法検討・実施 ・ 生涯学習との連携強化のため出前講座の手法検討・実施 ・ 観光関連部局との連携強化手法の検討・実施	・ 文化財関連団体のガイドによる案内
整備	—	・ 伊達氏館地区整備基本計画の策定 ・ 伊達氏館地区整備基本設計 ・ 伊達氏館地区整備実施設計 ・ 伊達氏館地区整備工事 ・ ガイダンス施設基本計画の策定 ・ ガイダンス施設基本設計 ・ ガイダンス施設実施設計 ・ ガイダンス施設建築工事 ・ 伊達氏館地区の標識・解説板の再設置及び統廃合	・ 堂庭地区・岩地藏地区整備手法の検討 ・ 堂庭地区・岩地藏地区の解説板・サイン板の再設置及び統廃合
運営・体制	—	・ 関係者及び諸機関・関連諸部局との連携の推進 ・ 適正な運営体制の検討及び体制の充実 ・ 専門委員会の設置による指導体制の強化	—

表 11 年次別実施計画

項目	施策	短期計画						中・長期計画			
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
保存管理	伊達氏館地区内容確認調査の実施										
	除草及び樹木管理計画策定										
	土砂災害特別警戒区域の管理手法の検討										
	標識等の設置方法の検討										
	岩地藏遺跡の管理手法及び測量調査方法の検討										
	堂庭地区・南町頭地区の個人所有地の公有地化										
	個人所有地の安定的な管理手法についての検討										
	堂庭地区・南町頭地区の調査研究の推進										
活用	本史跡周遊ルート of 検討										
	伊達氏館地区サイン計画の策定										
	ボランティアガイドの育成										
	文化財関連団体のガイドによる案内										
	学校教育との連携強化のため出前講座の手法検討・実施										
	生涯学習との連携強化のため出前講座の手法検討・実施										
	観光関連部局との連携強化手法の検討・実施										
整備	伊達氏館地区整備基本計画の策定										
	伊達氏館地区整備基本設計										
	伊達氏館地区整備実施設計										
	伊達氏館地区整備工事										
	ガイダンス施設基本計画の策定										
	ガイダンス施設基本設計										
	ガイダンス施設実施設計										
	ガイダンス施設建築工事										
	伊達氏館地区の標識・解説板の再設置及び統廃合										
	堂庭地区・岩地藏地区整備手法の検討										
	堂庭地区・岩地藏地区の解説板・サイン板の再設置及び統廃合										
運営・体制	関係者及び諸機関・関連諸部局との連携の推進										
	適正な運営体制の検討及び体制の充実										
	専門委員会の設置による指導体制の強化										

第12章 経過観察

第1節 方向性

本史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制等については、適切に事業が実施されているかを検証するために、定期的に経過観察を行うこととする。これらの事業を確実に推進するために、各項目についてモニタリングを実施し、課題の早期把握及び早期解決につなげるものとする。これらを実施すること、また本計画に改善点が見出される場合には、適切かつ柔軟に対応できるように行動するものとする。また、PDCAサイクルの考え方を導入し、計画・実行・評価・改善を繰り返す行うことで、継続的な事業の管理を行う。

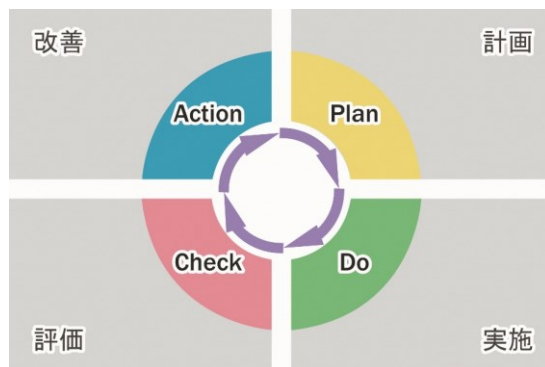


図 45 PDCAサイクルのイメージ

第2節 方法

1. 生涯学習課による検証

定期的な内部検証を行い、日常的な維持管理、各種施策、整備事業の進捗状況を確認する。検証に際しては、表12に示した自己点検表等（文化庁作成『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』及び『史跡等整備のてびき』）を活用するものとし、評価の記録主体は所管課である生涯学習課に置く。

2. 検証結果の評価と指導及び助言

文化財保護の観点から、各施策の進捗状況、取組の内容について検証し、今後の進め方や課題の解決策等について、伊達市伊達氏梁川遺跡群保存計画策定委員会や福島県教育庁、文化庁の指導及び助言を受ける。

3. 情報の公開と評価

事業の進捗状況及び今後の方向性、達成状況等について、市のホームページや広報などで適宜公開する。また、施策の達成状況等について、伊達市教育委員会事業点検評価委員会に報告し、その評価を受けるとともに、結果を公表する。

4. 経過観察により把握された課題の解決

経過観察により把握された課題を解決するために、個別の施策・事業の計画や運営の体制等については、適宜見直しを行う。また本計画についても、施策・事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえて必要な場合は改善し、史跡の本質的価値を守るという当初の目的の達成を目指す。

表 12 自己点検表（『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』p68, 69 より引用）

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか。	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか。	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3	

卷末資料

1. 伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会設置要綱
2. 史跡伊達氏梁川遺跡群ヒアリング調査概要
3. 引用・参考文献

○伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会設置要綱

令和 4 年10月 1 日教委告示第 6 号

伊達市伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市に所在する史跡伊達氏梁川遺跡群の保存、管理、整備及び活用に関し、伊達氏梁川遺跡群保存活用計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊達氏梁川遺跡群保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関連団体の職員又は構成員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、その任期における最初の会議は、教育委員会が招集する。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

ヒアリング調査開催概要

本市では伊達氏梁川遺跡群保存活用計画の策定に先立ち、令和5年度に文化財関連団体を対象としたヒアリング調査を計2回実施した。第1回目は本史跡の課題や今後の取組等について、第2回目は案内ガイドの現状と課題や本史跡と連携が考えられる文化財等についてヒアリングした。なお、計画策定に際してはヒアリング調査の結果を踏まえ、本史跡の保存・活用に係る検討を行った。

◆ヒアリング調査結果の概要

第1回目

(1) 本史跡の保存について

- ・岩地蔵遺跡は風化の影響が想定されるため、対策を検討することが求められる。

(2) 本史跡の活用について

- ・伊達氏梁川遺跡群を後世に伝えていくための方法として、子供時代から史跡に親しんでもらうための副読本の作成等の取組が考えられる。
- ・復元した梁川城跡の会所で開催する「月見の宴や茶道の会」、梁川八幡神社での「流鏑馬神事」や上杉の鉄砲隊による「松川合戦」の再現のほか、他の自治体と連携した取組が考えられる。
- ・中世の伊達氏時代とともに上杉氏、松前氏と続く歴史的な変遷もあわせて後世に伝えていくことが求められる。
- ・史跡は町の広範にわたって位置しているため、まず大枝城跡等から町を俯瞰して見ることで全体像が理解しやすくなる。

(3) 本史跡の整備について

- ・来訪者は実際に見ることのできる文化財に関心を寄せており、遺構が顕在化されていない部分については分かりにくく興味を持ってもらいにくい。そのため、遺構を可視化する復元整備、模型や復元図等によって往時の姿を視覚的に表現する手法等による整備が必要である。
- ・伊達氏梁川遺跡群全体で安全・快適に史跡を見学するための施設が不足している。また、まちあるきの満足度を向上させるための整備も必要である。廃校予定の梁川高等学校の校舎を活用した、ガイダンス施設の整備等が考えられる。

(4) 本史跡の運営・体制について

- ・本史跡の案内ガイドを担う文化財関連団体の高齢化と会員数の減少により、本史跡を含む地域文化の保存・活用に影響が及ぶ可能性がある。
- ・史跡整備に際しては、多様な主体が関わり、相互に連携することが重要である。

第 2 回目

(1) 本史跡の案内ガイドについて

- ・案内ガイドの窓口は観光物産協会である。
- ・ガイドの人数は団体の人数に応じて、1～10 名で対応している。
- ・案内場所の要望は梁川城跡本丸と梁川八幡神社が多い。案内時間は1箇所につき30分前後で、相手に合わせるかたちになっている。
- ・令和5年度の案内ガイドの要請は21団体、1,000人程度（個人客を除く）であった。コロナ禍以前のデスティネーションキャンペーン時には年間30団体、1,500人程度が訪れた。
- ・ガイドの要請は他の自治体の郷土史研究会からが多い。以前は仙台方面からの参加者が多く、観光ツアーとして大型バス2～3台で訪れることもあったが、最近は県内の一般客が多い。歴史散歩の団体等からも要請がある。
- ・校外学習のガイドとして、梁川小学校の3・5年生と、梁川高校の2年生に対して案内を行っている。

(2) 案内ルート及び本史跡と連携が考えられる文化財について

- ・本史跡の主な案内としては梁川城跡と梁川八幡神社の2箇所である。電車で訪れる方には、やながわ希望の森公園前駅から近い輪王寺跡に案内し、観音様を見たいという方には岩地藏遺跡も案内している。
- ・岩地藏遺跡から梁川八幡神社までは徒歩だとかなりの距離になるため、両方を案内するのは難しい。
- ・本史跡との連携が考えられる文化財としては、梁川八幡神社、阿津賀志山防塁、興国寺等が考えられる。
- ・須田時代の案内としては、北三の丸を含む梁川城跡と興国寺が挙げられる。
- ・上杉時代の案内としては、本覚寺山門、堀江与五右衛門と福島県歴史資料館所蔵の堀江家文書、古町観音堂、安養寺等が挙げられる。
- ・松前時代の案内としては、梁川城跡本丸、興国寺、菖蒲沢の松前家、松前藩の藩士の墓、称名寺毘沙門堂が挙げられる。

(3) 今後の取組に関する意見

- ・遺構を顕在化する整備をすれば、子ども達が理解しやすいのではないかと。説明だけでは抽象的であるため、内堀や外堀の断面を見せるなどの工夫があるとよいと思う。
- ・主だったポイントにトイレがあるとよい。
- ・商工観光をはじめ、庁内での共有・連携が重要である。
- ・機運の醸成が必要である。市民が歴史を体験できる場をつくってほしい。

【引用・参考文献】

- 1902 「大師御行状集記」『改定史籍集覧 第12冊』 近藤活版所
- 1925 『靈山乃朶』 靈山史蹟民衆調査會
- 1975 『靈山城跡・靈山寺跡』 靈山町史資料集第1集 靈山町教育委員会
- 1975 『梁川城跡』 梁川町文化財調査報告書第2集 梁川町教育委員会
- 1979 『靈山町史 第2巻』 靈山町
- 1981 『史跡及び名勝靈山 保存管理計画書』 靈山町教育委員会
- 1985 『梁川町史』 第5巻 古代・中世資料編Ⅱ 梁川町
- 1986 『遺跡 梁川城本丸・庭園』 梁川町文化財調査報告書第6集 梁川町教育委員会
- 1986 梅宮 茂 「南奥における平安仏教の展開」『福島の研究 2』 清文堂出版
- 1991 飯村 均ほか 『茶臼山西遺跡・輪王寺跡』 梁川町文化財調査報告書第14集
梁川町教育委員会
- 1992 『靈山町史 第1巻』 靈山町
- 1996 『梁川町史 第1巻』 梁川町
- 2005 菅家 家弘 「靈山遺跡民衆調査会の活動をふりかえる」『靈山史談』 第十号
靈山町郷土史研究会
- 2006 飯村 均 「中世・梁川のイメージ」『陶磁器の社会史』 桂書房
- 2006 『舟橋遺跡』 伊達市埋蔵文化財調査報告書第3集 伊達市教育委員会
- 2010 『舟橋北遺跡』 伊達市埋蔵文化財調査報告書第10集 伊達市教育委員会
- 2013 『宮脇遺跡』 伊達市埋蔵文化財調査報告書第20集 伊達市教育委員会
- 2013 『東土橋遺跡第2次・第3次』 伊達市埋蔵文化財調査報告書第16集 伊達市教育委員会
- 2013 小国 浩寿 『鎌倉府と室町幕府』 動乱の東国史5 吉川弘文館
- 2015 白根 靖大編 『室町幕府と東北の国人』 東北の中世史3 吉川弘文館
- 2018 『梁川城跡』 伊達市埋蔵文化財調査報告書第30集 伊達市教育委員会
- 2021 駒見 敬祐 「「鎌倉府」の盛衰を左右した幕府・鎌倉公方の対立」『室町殿の時代』
山川出版社
- 2022 佐藤 俊・石本 弘・藤沼 邦彦 「史跡及び名勝靈山山頂伽藍群の表面採集資料について」
『伊達市保原歴史文化資料館紀要 第4集』 伊達市教育委員会
- 2023 伊藤 喜良 『伊達植宗 奥州王への夢』 高志書院
- 2023 佐々木 健策 『戦国期小田原の城と城下町—遺跡と景觀にみる戦国大名—』
山川歴史モノグラフ 43 山川出版社

史跡伊達氏梁川遺跡群保存活用計画書

発行日：令和 7 年 3 月

発 行：伊達市教育委員会

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL 024-573-5804（歴史文化まちづくり係）

FAX 024-573-5892